

ISSN 1345—7861

国際関係研究

第43巻 令和5年7月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第43巻 令和5年7月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第43巻 令和5年7月

目次

論文

- 安政の改革に関する経済及び財政的考察 …………… 大淵 三 洋 … 1
- 21世紀アメリカ演劇受賞作品における多様性と寛容性の傾向 …………… 松 本 美千代 … 11
- 第二次世界大戦期の米国テキサス州におけるシーガビル収容所と収容者の実態
…………… 武 井 勲 … 25
- オットー・グロースにおける認識と実践 …………… 藁 科 智 恵 … 35
- 日本人英語学習者における can の音節末鼻子音の実現 …………… 大井川 朋 彦 … 45
- 日本における中級中国語教育の研究
—中級中国語の基準— …………… 柳 宇 星 … 55
- 乾岔子島事件における日ソ外交交渉の考察
—ソ連の譲歩に関する新仮説— …………… 笠 原 孝 太 … 65
- 研究ノート
- ジャンル研究と比較文学研究の方法をめぐる試論
—「幻想文学」論を事例に— …………… 井 上 健 … 77

安政の改革に関する経済及び財政的考察

大 淵 三 洋

Mitsuhiro OFUCHI. A Consideration on the Reform of ANSEI from the Economic and Fiscal View. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.1-10.

The Reform of ANSEI was carried out from 1854 through 1860 by Masahiro ABE in the last years of the Edo period. This paper is particularly focuses on its economic and fiscal impact.

The Reform of ANSEI was not effective norther sufficient for helping the government's finance which was already in jeopardy.

I show some figures from government income by taxation during the reform, but the figures represent that the reform was not able to the government's economic loss. Such an exceeding government spending mostly due to military preparation against foreign powers finally put an end to the reign of the Tokugawa Shogunate.

キーワード： 江戸時代 阿部正弘 幕藩体制 経済 財政

1. はじめに

安政の改革とは、江戸時代末期の安政期、換言するならば、1854（安政元）年から1860（万延元）年に実施された幕政及び藩政改革を意味する。しかし、その内実は、主として西南雄藩の藩政改革¹⁾であった。正に、安政の改革は、明治維新の一步手前の幕末動乱期における改革、といっても過言ではあるまい。当時の状況の特徴は、大きく以下の三つに纏める事が可能であろう。すなわち、第一に、世界的資本主義を背景とした外圧が鎖国を破り、我が国が資本主義世界に包摂され始めた事である。第二に、外圧と内政とが絡んで、幕政及び藩政を巡る政争が惹起され、領主階級の内部の対立が先鋭化した事である。第三に、天保の改革以後、西南雄藩が更に改革を推進して抬頭し、幕府対西南雄藩という体制分裂の兆候が、顕著に現れたという事である。

幕府は、和親条約から通商条約へと開国を余儀なくされ、同時に13代将軍徳川家定の継嗣問題と絡んで、大老の井伊直弼による安政の大獄を惹起し、幕藩体制の矛盾を一段と激化するに至った。雄藩においては、天保の改革後の一進一退の激し

い政争により、人材登用が推し進められていく。彼等は改革派と自らを称し、体制の再編と強化を目指しつつも、内外の矛盾に対応した政策を採り、特に、軍制改革を最優先課題と考え、藩内の富国強兵に努めたのである。その結果、雄藩として中央政局に登場する基盤を構築し、薩長土肥の雄藩で、その傾向は突出したものとなった。この西南雄藩が、1861（文久元）年から1864（元治元）年以降に、中央政局を左右する能力を保有するのは、安政の改革に起因すると推考される。このように、安政の改革は、極論するならば、政治改革といえよう。

1853（嘉永6）年に4隻の軍艦をひきいてアメリカ東インド艦隊司令官ペリー（Matthew Calbraith Perry）が浦賀に現れ、幕府に開国を求めた時、江戸の民衆は「泰平の眠りをさます上喜撰（蒸気船）、たった四はい（4隻）で夜もねむれず」と人口に膾炙した。しかし、当時の我が国は、必ずしも「泰平」の世ではなかった。ペリーが来航した前後は、すでに列強が、陸続して我が国に近づきつつあったのである。更に、幕藩体制は瓦解を余儀なくされていた。そうした中、実施された安政の改革は、徳川幕府の老中首座阿部正弘が主導して行った改

革である。この改革は、三大改革に次ぐものとされている²⁾。阿部は、福地桜痴によって「阿部伊勢守卒去の後には、幕閣の内閣に首相その人を得ざりしがために、閣議はさらに統一する所なく、施政の方針、かつて一定せざるがために失敗せりといわんこそ、けだし適当の論評なるらめ、今や幕末の事実をもって、これを裁輪的に観察し、その真情を露出せんには、当時重要の局面に当れる個人について、かつ叙しかつ論ずるをもって便宜なりとするにより、請う、まず阿部伊勢守よりこれを始むべし」³⁾と評される幕末政治家である。更に、桜痴は、以下のように続けて記述している。すなわち、「阿部伊勢守正弘は、幕末における有名御老中（閣老）なり。この人は年二十五（天保十四年）にして閣老に任ぜられ、年三十九（安政四年）にして卒去し、前後二十年間幕閣においてその首座となり、首相の実権を握り、嘉永・安政の間、外交問題の国是を決断せしめたる壮年政治家なり。これを聞く、幕府閣老の在職年数は、徳川氏創業の時より通算して、これを平均すれば、五年強に当れりとぞ、しかるをこの伊勢守はこの平均よりほとんど四倍の長寿を幕閣に保ち、加うるに当時將軍家、非常の信任を得て、以て天下の政治を総理せしを見れば、その人決して尋常の大名者流にあらざること、推して知るべきなり」⁴⁾と。

阿部正弘は、ペリーの来日によって顕在化した我が国の対外危機において、幕藩体制下の將軍家に対して、機能の強化を促す事となった。役職体系の再編成と人材配置方式の改革が、その中心であった。しかしながら、安政年間においては、その両者は軽微なものでしかなかった。前者は、組織の根底となる幕閣や番方には及ばず、外交や教育の量的質的拡充に留まった。また、後者は、対外緊張の自覚による長年必要とされてきた人材登用であったが、具体的根拠を得たにも拘らず、身分制に基礎を置く人材方式が改変される事はなかった。ただ、増加した「業前之場所」の上級と下級の地位に対して可能な限り、有能な人材をその補充的制度や空白を活用して、配置するのみであった。幕閣首脳が危機に直面して採用した諸策の一つに、人材の抜擢による海防掛⁵⁾の再編があった。

その立場は、名称とは異なり、財政的見地から海防の強化に反対し、対外的には避戦政策を主眼とするものであったといえよう。

本稿の目的は、安政の改革を西南雄藩の政治的な藩政改革とする、従来の分析研究とは異なり、自余の経済及び財政的側面から分析考察する事にある。

2. 安政の改革以前の経済及び財政状況

阿部正弘が行った安政の改革は、水野忠邦の天保の改革に続くものと考えてよいであろう⁶⁾。それゆえ、安政の改革を詳細に論じる以前に、若干、時代を遡って、我が国の経済及び財政状況を考察する事にしよう。

(1) 経済状況

安政の改革以前の経済状況を、物価水準の経緯を中心にして分析考察する。新保博は、本指数、修正指数及び新指数の三つに区分して、経済の中心地である大坂卸売物価指数と京都小売物価指数を採り挙げている。更に、前二者には銀建指数と両建換算指数が用意されているので、計五つとなる⁷⁾。本稿では、両建指数と両建換算指数を使用する事とする。両建換算とは、大坂の事であるから、当然、価格はすべて秤量貨幣の銀匁となる。享保期の京都小売物価指数は、5ヵ年移動平均値に限定するならば、享保から寛保までの約10年間に、大幅に上昇した。特に、米価は1738（元文3）年と1739（元文4）年の両年に渡って、急激に騰貴した。この間の諸色価格の動向は不明であるが、当時の経済状況を勘案するならば、急騰していると推考される⁸⁾。

物価の動向は、1818（文政元）年を境とし、その前後において様相を異にしている。それ以前の約80年間には、物価が数年の間に集中して急騰しているが、それ以降は、一転して30年から40年もの長期間に渡り、遞減傾向にあった。これに対して、文政期以降の幕末期には、物価は顕著に上昇傾向に転じている⁹⁾。換言すれば、攘夷倒幕運動は、この物価騰貴と時期を重複しているといえよう。物価騰貴は、次の二つの事柄と共に生じている。その一つは凶作であり、他の一つは貨幣改

鑄である。

まず、凶作についてであるが、天明及び天保期の凶作に起因する物価騰貴は、極めて顕著なものであった。連続して生じた大凶作による、米価の暴騰を契機とした物価の騰貴は、本来、その性質上、一時的な現象であり、凶年を経過してしまえば、物価は下落するはずである。しかし、物価水準は、平年作に戻る事の効果に加えて、不作による社会の総生産の減少¹⁰⁾のもたらす持続的物価下落効果、凶年に発生した財政赤字に迫られての幕府諸藩の緊縮政策の持続的物価下落効果、幕府諸藩の物価政策等の総合された結果である。それゆえ、常に同様の過程を辿るとは断言できない、と思惟する。

次に、貨幣改鑄に関してであるが、天文、文政及び天保期の大規模な金銀貨の改鑄は、貨幣価値の質的低下を惹起した。一方で、その改鑄によって、貨幣の流通量は大幅に増加したのである。天文期の改鑄は、金融梗塞を打開し、米価を引き上げる事を目的としていた。その結果、幕府は改鑄益金の取得を犠牲にして、新貨の早期かつ円滑な流通を促進するため、新旧貨幣の交換には、増歩交換方式を採用した。天文期において、物価が短期に集中して急騰したのはこの理由による、と考えられる。しかしながら、貨幣の流通量の増加が停止された後、商品の出荷が増大するにつれ、物価は逡減していった。寛保期から安永期の物価の下落傾向は、これを反映したものと見えよう。これに対して、文政及び天保期の改鑄は、改鑄益金の取得を目的として実施された。そして、当然の如く、等価交換方式が採用される事となったのである。改鑄益金として幕府の獲得した新貨幣は、年々の財政支出を通じてなされた。その結果、財政支出の増加と貨幣流通量の増加の両者に、顕著な効果を有するものであった。更に、文政期の改鑄は、1818（文政元）年から1820（文政3）年と、1824（文政7）年から1829（文政12）年の2度に渡って実施され、天保期の改鑄は、1836（天保8）年に行われた。経済は、この間、成長促進剤の連続投与を享受したのである。以上の事柄を考慮すると、1818（文政元）年の物価動向の大きな転換は、文政期以降、困窮する幕府の財政対策として

の貨幣改鑄に起因する、という事ができるのである。この事は、幕府の経済政策の転換を意味する。

物価騰貴は物価体系を通じて、様々な産業に多様な影響を及ぼす。特に、産業技術の発展が穏やかな社会では、産業構造の変化を導くものとして、物価体系の役割は、より肝要と考えられる。本稿では、特に農工間の相対価格を論じておこう。1780（安永9）年に至る20年余の期間で、農産物の相対価格は、その後の期間に比較して低位に留まっている。更に、上下に激しく振幅している¹¹⁾。こうした状況は、1770（明和7）年を中心とする前後10年の間に、農産物価格と生産物が、逆方向に変化している事に起因している。その後、相対価格は農産物に有利なものとなり、天明期を過ぎる頃から、1815（文化12）年頃まで四半世紀もの期間、安定したものであった。この時期は、物価下降期であり、物価の低落を導いた諸要因は、この間、農業と工業の間で、極めて中立的であったといえよう。その後の1818（文政元）年に、一般物価の趨勢が大きく転換する。そして、相対価格もこの時期を契機として、上昇傾向に転じている。物価は、その水準においても、その体系においても、その趨勢を大きく転換させたといえよう。経済は、生産、分配及び支出の各面に渡って、これに呼応する変革をなし得たのである。

最後に、賃金の動向に関して、若干ではあるが、記述しておく事にしよう。物価の下落にも拘らず、賃金が一定水準に維持される現象は、現在では「賃金の下方硬直性」と呼ばれている。しかし、逆に物価が持続的に上昇した文政期から天保期にも、賃金は据え置かれたままであった。そこで実施された手間賃の変更も、その引き上げではなく、逆に0.2匁の引き下げであった。安永期以降、賃金は固定されていたが、宝暦期以前には、賃金が頻繁に変更されていた。享保期から延享期にかけて、賃金は4割も引き上げられたが、これは元文期の物価騰貴への対応と推考される¹²⁾。しかし、その結果は賃金が安定する事がなく、宝暦期には、引上げと引下げが繰り返されたのである。宝暦の凶作の影響により、1755（宝暦5）年の秋から翌年にかけて、米価は急騰する事になった。物価動向の転換が、文政期に起きた事は、前述の通りであ

る。これに半世紀も先行する宝暦及び明和期に、賃金の動向は、伸縮的から硬直的へと変質したといえよう。その事が、どのような労働市場の構造的変化や、機構に起因するものかは、筆者は明示する事ができない。だが、その結果、文政期以降の持続的な物価上昇期に、実質賃金が大幅に低下した事は、紛れもない事実である。

(2) 財政状況

天保期の財政は、主として、年貢収入以外の貨幣改鑄等に依存しており、幕府は壊滅的状況にあったとされる¹³⁾。天保期の幕府財政の特徴は、年貢増徴策の最終的破綻により、貨幣改鑄及び諸大名手伝金等に依存した赤字の補填であり、財政支出面における将軍家中心の性格ともいえよう。年貢増徴策の破綻は、幕領に対する近江及び東海筋の検地や印旛沼開拓等の失敗、あるいは非実効性及び幕府公権である上知権の発動に、失敗した事に起因するものである。

年貢量の内容としては、米を中心とする現物歳入が、60万石強でその後増加する事はなく、停滞時にも維持される。金納年貢も1643(天保14)年には、1729(享保14)年と比較し、金納年貢は3万両減少しており、銀納年貢は約2倍強に増加している。しかしながら、米価もこの間にほぼ同率の上昇をしており、実質的には増収とはなっておらず、幕府財政は限界状況にあった。検地による増徴策は、1841(天保12)年の近江検地が、1万2000人の庄屋強訴という徹底した抵抗の末、1万日の日延べとなった如く、基本的矛盾の激化による農民闘争により、卓効を得る事はできなかった。天保期後の増徴策は、主として万延期の北九州地方の幕領において、荒地起返や免直を実施した。これらは消極的政策として、行われたに過ぎないものであり、実効性を有したものではなかった¹⁴⁾。この様に、抜本的増徴策は天保期を契機として、採用を不可能なものとされたのである。更に、上知令の失敗は、上知令の保有する諸側面の中で、幕府財政の観点から考えれば、当然の帰結であった。

天保期においては、幕府の有する基本的矛盾の激化によって、大名としての幕領年貢増徴策及び公儀貢租と関連する上知権を行使する事により、

破綻を余儀なくされていったのである。確かに、幕府財政の窮乏、年貢米及び金銀の最終的停滞を指摘する事はできるが、この事は幕府財政の破局を意味するものではない。何故ならば、大名手伝金、更には新規の貨幣鑄造により、幕府は歳入不足を補填する事が可能であったからである。

次に、嘉永期から安政期の幕府財政状況に関して、考察する事にしよう。この時期の特徴は、以下の二つに要約する事ができるであろう。

第一に、米方の収入は、嘉永期及び1856(安政3)年まで、約50万石台から60万石台を維持しているが、これは年貢徴収が既に限界に達した状況と思われる¹⁵⁾。そして、こうした年貢徴収の限界は、天保期の延長線上にあったと考える事ができる。

第二に、金方の収入は、1848(嘉永元)から1853(嘉永6)年までを考察すると、1852(嘉永5)年を除いて約140万両台である。その内訳は、年貢金を主たるものとする定式納が最も多く、80万両から90万両台であり、次いで別口納が20万両台、金銀座益金と江戸城、日光・増上寺霊屋等の普請と修復手伝金が続いている。この中で、金銀座益金は嘉永期に次第に低下し、1843(天保14)年に約10万両、1847(弘化4)年には約37万両であったのに比較し、1853(嘉永6)年には約10万両にまで減少している。この事は、幕府が物価対策として、財政の緊縮を模索していた帰結ともいえよう。他方、金方の歳出に関しても、緊縮傾向を反映した内容であり、天保期と類似した性格を有し、対外防衛費も1851(嘉永4)年の大筒鑄立費5683両、1852(嘉永5)年の台場築増と大筒鑄立及び台場取立費約2万両に過ぎなかった。こうした状況の後、歳出面において、1853(嘉永6)年のペリー来航に端を発した対外関係の緊迫化により、海防費の比重が増加せざるを得なくなってきた。同年を例に挙げると、台場の筒鑄立・玉薬・大船製造費として、34万5000両を計上している。結果として、金方に限定して考えるならば、67万両余の赤字を余儀なくされた¹⁶⁾。

以上の如く、嘉永期から安政期、特に、安政初期の幕府財政状況の特徴は、外圧に対応すべき海防費の増大にあり、歳入面では天保末期と弘化期

から、財政緊縮により減少し始めた貨幣鑄造益金に、再び依存すると同時に、日光、禁裏、御所造営及び江戸城修復等に関して、諸大名の手伝金¹⁷⁾という公儀権能を基礎とした施策と町人及び百姓からの拝借金¹⁸⁾に、その殆どを依存したといえよう。安政初期までは、幕府にとっての国の概念の強化という公儀意識が、依然として強く残されている。そうした幕府の姿勢により、財政困窮の回避策として、国産統制策が必要不可欠なものとなってくる。幕府は、文政及び天保と続いた貨幣改鑄により、獲得した改鑄益を年々の財政支出の増大という形で、市場に投入した。その結果、財政支出の乗数効果によって、一方では、物価は持続的に上昇し、他方では、生産もまた増大したといえよう。

3. 安政の改革施行とその後

1853（嘉永6）年のペリーの来航を契機とした日米和親条約締結は、徳川幕府に対して、大幅な改革を不可欠なものとする事となった。当時、老中であつた阿部正弘は、既に、協調政策による独裁制の緩和を試みていた。この政策変更に対処すべく、1855（安政2）年8月、正弘は老中以下幕閣の改造を行ったのである。すなわち、松平乗全（のりかね）と松平忠優（ただゆき）を罷免し、佐倉藩主の堀田正睦（まさよし）を入閣させて、勝手掛として老中首座の地位を彼に譲った¹⁹⁾。安政の改革の焦点は、当然の如く、外交と国防に向けられた。特に外交事務に関しては、1845（嘉永7）年に海防掛を設けている。次いで、1856（安政3）年10月に正睦が外国事務取扱を拝命し、海防月番の専任となっている。この事は、幕府幕閣の中に外務専任ができた事を意味している。更に、正睦を首班として、若年寄の本多忠徳以下、勘定奉行の松平近道、川路聖謨（としあきら）及び水野忠徳、目付の岩瀬忠震と大久保忠寛（ただひろ）等の人材を外国貿易取調掛に命じた。その結果、幕閣中に外交当局が構築されたのである。次いで、1858（安政5）年には、通商条約の調印により、新たに外国奉行が設置せられ、外交事務局が幕閣中に確立された²⁰⁾。

こうした展開と平行して、その他の諸改革が実施されているが、その中核は、我が国の開港に備えるための国防強化の施設であつた。まず、軍制の改革に着手して、講武所の新設、大船建造の解禁、大砲の鑄造や新式武器の製造、品川台場²¹⁾や五稜郭等の築造、蕃書調所（現、東京大学）の創設による洋学教育の確立、長崎における海軍伝習や江戸での軍艦操練所開設、軍艦を用いる洋式海軍の開始等で、軍制の洋式化と近代化の方向性が明確なものとなった。

以上が安政の改革の概要であり、前述の如く、水野忠邦の天保の改革に接続するものであるが、天保の改革の主目的は、幕藩体制下の幕府政権体質改革の問題であつたのに対し、安政の改革の主目的は、外圧に対抗するための国防軍事力の強化に、重点が置かれていたのである。更に、注目しなければならない点は、安政の改革が阿部正弘によって登用された、新閣僚の改革派により実施された事である。この改革派は、対外危機を媒介として成立し、外圧に対抗する事を目標として、挙国的体制の結集を試みたものであり、これは国内の絶対主義への傾斜に、照応する幕末政治の幹線となるものであつたといえよう。

財政的見地より考察すると、安政の改革の国防軍事力強化は、安政期の国産統制計画を基礎としていたといえる。幕府は、年貢徴収の最終的限界と外圧に伴う新たな支出増加に対処するため、財源確保策として、いくつかの国産統制計画を検討した²²⁾。正弘の国産統制の方策は、諸国の産物を私領であるか、幕領であるかを問わず、江戸に直送して江戸の諸国産物会所において、売買するというものであつた。この事によって、正弘は抑商主義を貫徹しようとしたのである。いうなれば、幕府の管轄による商権の領主層の掌握ともいえよう。この方策に対して、評定所一座は二つの理由によって異を唱えた。すなわち、第一に、売り物を全て江戸に廻送する事の非現実性である。第二に、諸藩が江戸廻送荷の購入費を拝借金等に求めた場合、幕府の財政難により、それに対応する事ができないという事である。これに対し、幕府は、株仲間の再廃止と海陸両会所の設立により、売買価格の把握、物価の調整及び運上金の取り立てを

提案した。更に、寺社奉行が暫進的に推進する案を示し、町奉行は評定所一座の反対に対して理解を示しつつ、諸問屋再興後の物価対策において、株仲間の解散は妥当とはいえないとした²³⁾。

1856（安政3）年に海防掛目付から提出された案は、1853（嘉永6）年の大船製造の解禁に対処するために出されたものである。この案の注目すべき点は、上申の意図が大船製造解禁にあり、幕府の利益を重視している事である。その結果、通船改会所設置の対象地は、江戸、大坂、兵庫、堺、下関、長崎、隠岐島、敦賀、新潟、坂田、石巻、平、銚子、下田及び鳥羽等であり、私領への介入をも含むものであった。具体的には、幕府の利益は、通船改会所で積み込まれ売買される額に応じて徴収され、荷主からの2分の冥加金であった。この冥加金は、幕府の諸経費を除き、大船、大砲、文武引立、蝦夷と南嶋開拓費、国産開方及び工場等の入費、換言するならば、富国強兵費に充当された。更に、山方の産物の場合、会所の地元で別の会所を設置し、江戸会所へ直送して、諸藩の手船による荷物も会所へ積み込ませ、貢租を納入させた。すなわち、幕府は、全国的な国産品の流通統制を図ると共に、税収入を確保しようとしたのである²⁴⁾。加えて、この上申は外国貿易をも含めて、立案された点が注目される。幕府は、貿易の統制と貢租の徴収を考慮していた。この事は、上申の翌月に実施された、阿部正弘自身の外国貿易開始の国内的条件について、評定所一座及び海防掛大小目付等に諮問した認識と重複している。また、この上申は、公儀としての諸藩救済的発想によるものではなく、幕府の利益それ自体が主張された点と、利益の対象に外国貿易をも加えた点で注目に値するものであった。しかし、この案の有する私権への介入を意味する国産統制は、既に、天保期に諸藩の専売禁止令を発布した時点で、畿内、中国、西国及び四国筋の藩主による国産品収集と、出入町人を通じての専売と同様のものではなかった。当然、西南雄藩の動向との対立を激化し、幕府にとって実現不可能なものといえた。以上の如く、幕府内部には、1855（安政2）年と1856（安政3）の両案により、明白な対外及び国内認識の差異にもとづく、体制修正路線と体制温存路線が

対立していたのである。

次に、安政の改革後の経済及び財政状況を分析考察する事にしよう。まず、米方に注目する。歳入規模は、約71万石、内物成米が79%で大半を占めている。他に臨時買戻米と買上米合わせて、12%等が存在する。従って、若干の米価調整機能を示しながらも、米方歳入は年貢収入によって特色づけられる。米方の歳出は、三季切米と役料が39%、その他も大部分が切米と扶持米に充当されており、払米は僅か2%に過ぎない。従って、米方の歳入歳出の内容からは、年貢未収入により役料、扶持米及び切米等の支出を維持するという、消極的な性格しか把握できない²⁵⁾。一方、金方の特徴は、以下の通りである。すなわち、全体の財政規模は、定式納と別口納合わせて、歳入が金は約620万両、銀が3万両である。この規模は、1843（天保14）年と比較すると、金収入において約100万両、1844（弘化元）年と比較すると、約226万両増加し、銀収入において、1843（天保14）年とほぼ同水準、1844（弘化元）年と比較し、約9000貫の増加である。特に、金収入の増加は、貨幣吹立益金と吹立納金によって支えられている。これらの収入の中で、定式納の場合、金銀両方の内容は、年貢金銀であり、銭は左州からの納入である。その支出は、大部分が納戸へ納入され、金は切米役料他、銭は代官入費と佐渡渡方等として、従来同様、幕府の政権維持に充当されている²⁶⁾。禁裏に関しては、別口納の禁裏関係費と合算して、考察する事にしよう。

別口納の歳出は、洋銀引替費、軍事費、海防費、将軍上洛費、禁裏関係費及び諸拝借金に、主たる内容を見出す事ができる。その内容は、次のようなものである。すなわち、洋銀は神奈川、長崎及び函館等で、約200万両分引き替えられているが、これは、生麦事件における対英弁済のためと推考され、いうなれば、外交関係費という事ができよう。軍事費は、1862（文久2）年12月の軍制改革によって、本格的になされた歩、騎及び砲三兵の創出と強兵策に伴われるもので、内容は陸軍入用が14万6000両、大砲鑄造、小筒張立費が12万両、内海台場普請修復費と砲台築造費が5万両、騎兵、大砲組当番所及び歩兵屯所普請修復費が約4万8000

両の他、講武所、軍艦操練所、軍艦新規製造及び玉薬作製費等から、構成されている。上洛費は、当時の将軍上洛に伴うものであり、関係費用は、大判600枚、金80万3736両、銀3358両、銭1万5000貫、吹金65匁である。その他に、上京費が約8万4000両と若干の銀が付加される。禁裏関係費は、約34万両、銀4400貫に達し、他に伊勢両宮式年造営と山稜普請費が、約3万4000両、上下加茂貴布社外造営修復費銀1700貫も含めて、考えてもよいであろう。諸拝借金は、馬喰町会所等の貸金とは異なるもので、いわゆる大名貸もこれに含まれると推考される。総額は、約36万3000両である。以上のような1863（文久3）年の財政収支の決算は、米方において顕著な収支の差異はない。また、金方は、銀で約9607貫、銭が約35万6000貫、灰吹銀が約93貫の黒字である事を除き、金で30万3293両の他、大判、吹金及び洋銀において、赤字を計上している²⁷⁾。

1863（文久3）年の財政収支の内容から、以下の事が導きだせるであろう。歳出に関しては、開港後の対外関係に対処する、外交権保持者としての、幕府の財政負担の増加と政治情勢の急転回、換言するならば、公武合体政策の推進から、参与会議に至る過程において、幕府の対朝廷工作という意味を有する、禁裏の増加及び1862（文久2）年以後の軍事改革による軍事費の増加が、特徴的なものと考えられる。この幕府の歳出に関しては、外圧と開港の政治的影響それ自体に起因していると思慮され、天保期とは、明確に異なる性質といえよう。一方、歳入に関しては、貨幣吹立、すなわち、幕府の貨幣鑄造権に依存している事が最大の特質といえる。

文久期には、小判吹立用等金座渡の内容が金約3万4000両の外は、洋銀、洋金、甲金及び筋金であり、特に、中でも洋銀が約1000貫で最も多い。一方、鑄造した小判、二分判及び二朱金の金座納は、約9万6000両と銀が若干に過ぎない。また、一分銀と一朱銀吹立用の銀座渡の内容は、洋銀の割合が大部分で約1万7500貫、灰吹銀332貫、二朱銀2朱であるのに対し、銀座納は一分銀と一朱銀吹立並洋銀引替銀座納が、約149万両を記録している²⁸⁾。すなわち、幕府の貨幣鑄造の中で、金

銀座から特別に納められる吹立金を除く、吹立と吹直しを支えているのが、洋銀を主体とする貨幣であり、歳出に計上すべき金銀が、手元に殆どないという構造になっていた。それゆえ、幕府の財政は、歳出はもちろんの事、歳入においても対外関係と対外貿易に、深く依存していたといえよう。幕府財政の中で、こうした位置を占める洋銀は、国内の日常通用貨幣として、公認されていたのである。この事は、諸藩が独自に対外貿易によって、富国強兵のための財源を、獲得する条件を与えたのであり、その結果、幕府にとっては、貿易の統制と独占は必須の政策となる。このような洋銀の流入に対し、幕府は新貨幣鑄造を洋銀対策として実施した。安政の改革施行中の1859（安政6）年鑄造の安政二朱銀と安政一分銀²⁹⁾等の低品位銀貨の発行も同じ意味を有し、1860（万延元）年の大判、分判及び二朱銀もまた、対外的比価の差による金貨の流出を制限するために行われた。したがって、幕府の財源難に加えて、対外貿易に規定された1860（万延元）年鑄造の新貨幣も、極めて質が劣悪なものであり、下落を続ける貨幣の質を更に低下させ、1864（元治元）年に天保期吹立の二朱金の通用を停止して、引替えを行った時は、貨幣流通秩序の混乱を惹起させた。

更に、幕府の新貨幣鑄造による貨幣価値の低下策は、当然の如く、物価にも大きな影響を及ぼす事になった。開港後の金相場に関して考察すると、大坂の金銭は、安政の改革期の1859（安政6）年と1860（万延元）年の貨幣改鑄にも拘らず、物価騰貴を惹起した原因となっている。しかし、江戸における銭相場は、1863（文久3）年の文久永宝四文銭の新規鑄造にも拘らず、歩増によっても相場それ自体に大きな影響を及ぼす事はなかった。その理由は、諸物価の騰貴は、貨幣相場のみによって規定されるとは限っておらず、商品の需給関係と価格決定の形態をも、考慮しなければならないからである。

以上のように、対外的条件、換言するならば、洋銀に大きく規定されている幕府の財政下では、対外的に対処する策であると同時に、財源確保を目的として実施される幕府の貨幣新鑄、吹直し及び吹立は、米価を中心とする急激な物価騰貴の

主原因となり、農村における中貧農の没落、豪農との内部矛盾の激化を進行させる事となった。その意味では、鎖国を前提とした、幕府の貨幣鑄造権の行使による財政維持策は破綻し、対外的条件を内包した貨幣鑄造策も同様であった。

4. むすびにかえて

以上の如く、筆者は、安政の改革を経済及び財政的側面を中心にして分析考察してきた。その結果は、次のように結論づける事が可能である。

第一に、経済的側面に関しては、物価が文政期の当初年に、幕府の貨幣鑄造を起因として上昇に転じた。一方、庶民の賃金は、それを補うに足る上昇が伴わず、実質賃金の低落傾向を示した。すなわち、宝暦期と明和期に始まる賃金の硬直性を保持し、諸製品の騰貴に対応する事ができなかった。また、投資活動についても、主として日本海航路における北前船の海運業で増加している。同時期に生産量が増大している、越中新川木綿や北海道の漁業でも、生産の拡張に応じた投資がなされたと推考される。しかし、当時の技術進歩の情報量は限定されており、江戸時代全体における評価は、極めて低いといわざるを得ない。唯一、特筆すべき点は、蚕種の改良に関して、安政期に顕著なものであったという事である。養蚕の採算向上により投資を刺激し、開港以後の輸出産業としての基盤が構築されたのは、紛れもない事実であった。

第二に、財政的側面に関しては、天保期に財政補填策としての上知権を実質的に手離し、嘉永期から安政の改革の中心となる安政期は、対外的契機と我が国の国内の経済変動に伴う、財政支出の増加を主因として、貨幣鑄造に依存せざるを得なかった。更に、開港を余儀なくされた事により、外的要因が歳入と歳出を共に規定する事になった。その結果、財政規模の量的質的拡充の変化により、幕府の貨幣鑄造権も破綻せざるを得なくなった。こうした推移の中で、幕府は領主的財政の破綻を克服するために、産物統制策を採用する。その政策の性格は、安政の改革の末期から、文久期、主として慶応期には、決定的に封建王権的体制から、

幕府の私的な強化へと変質していったのである。

安政の改革を断行した阿部正弘は、ただ単に外圧に翻弄されただけでなく、逆にそれを改革の機会として、開国に必要な骨格となるものを整備しようとした。正弘が老中首座に抜擢されたのは、ペリー来航の8年前の1845（弘化2）年であり、彼は若干27歳の時でしかなかった。彼の家柄は勿論の事、有する人格識見が冠絶していたといえる。危殆に瀕し存亡の危機にあった幕府の指導者として、我が国の舵取り役を果たした。しかし、運命とは皮肉なもので、その後の活躍の場を彼に与える事はなかったのである。1855（安政2）年10月、本文前述の如く、正弘は老中首座の座を堀田正睦に譲った。

1857（安政4）年6月、阿部正弘は病により点鬼簿の人となった。その結果、幕府は稀有な人物を失う事となり、西南雄藩を中心とした明治維新へと激動の世を迎える。

補註

- 1) 特に、幕末期において、明治維新の中核を担った長州藩の安政の改革を研究対象とした文献として、關順也『幕政改革と明治維新』有斐閣、1956年の第4章「明治維新期の基礎構造」、田中彰『幕末の藩政改革』塙書房、1965年の第4章「安政改革」、第5章「天保・安政改革の歴史的意義」及び平池久義「長州藩における安政の改革－組織論の革新の視点から」『下関市立大学産業文化研究所所報』第13号、下関市立大学附属産業文化研究所、2003年等を挙げる事ができる。
- 2) 三大改革の概観に関しては、拙稿「徳川幕府の三大改革研究序説」『国際関係学部研究年報』第41集、日本大学国際関係学部、2021年を参照されたい。尚、三大改革を詳細に分析した拙稿「享保の改革に関する若干の考察－経済及び財政的側面を中心にして－」『国際関係学部研究年報』第42集、日本大学国際関係学部、2022年、「幕府体制下における寛政の改革－松平定信と重農主義的経済政策－」『国際関係研究』第41巻合併号、日本大学国際関係学部国

- 際関係研究所，2021年及び「天保の改革に関する若干の考察－経済及び財政的側面を中心にして－」『日本情報ディレクトリ学会誌』第20巻，日本情報ディレクトリ学会，2022年も公刊されている。
- 3) 福地桜痴著，佐々木潤之介校注『幕末政治家』岩波書店，2018年，12頁。
 - 4) 同上，13頁。
 - 5) 海防掛は，老中以下の幕府中枢の役職を網羅して組織された，海岸防禦を所管する掛であり，幕府の対外政策の決定にあたっては，それに属さない三奉行や大小目付と共に，評議に関与する役職であった。
 - 6) 天保の改革と安政の改革の関係に関しては，大久保利謙『政治史Ⅲ』（体系日本史叢書3），山川出版社，1967年の第1章「幕末政治の展開」が詳細である。
 - 7) 新保博『近世の物価と経済発展』東洋経済新報社，1978年，21頁参照。
 - 8) 梅村又次「幕末の経済発展」近代日本研究会編『幕末・維新の日本』山川出版社，1981年，4～5頁参照。
 - 9) 同上，5頁参照。
 - 10) この事は，現在でいう実質所得の低下を意味する。
 - 11) 梅村又次，前掲論文，7頁参照。
 - 12) 同上，9頁参照。
 - 13) 古島敏雄「幕府財政収入の動向と農民収奪の画期」古島敏雄編『日本経済史大系4 近世』（下）東京大学出版会，1965年，7～18頁参照。
 - 14) 森田武「幕末期における幕府の財政・経済政策と幕藩関係」家近良樹編『幕政改革』（幕末維新論集3）吉川弘文館，2001年，5頁参照。
 - 15) 同上，6頁参照。
 - 16) 同上，6～7頁参照。
 - 17) 徳川幕府が，諸大名の手伝金の他に，海外防備に関する軍役賦課という幕府と諸藩の君臣関係を前提とし，義務を公権によって諸藩に強制していく場合，幕府の公儀としての正当性がその前提といえる。
 - 18) 従来，拝借金は幕藩体制の成立期より存在しており，寛永期を経て明暦期に整備及び確立されたもので，換言するならば，他領内の損耗等を理由にして，貸付けられたのであり，藩が自力で対処できない場合の恩貸とされる。
 - 19) 堀田正睦は溜間詰の大名で開明派とされていたので，阿部正弘はその手腕を高く評価し，溜間詰の保守派を牽制する事を考慮し，この人事を断行した。
 - 20) 外交事務局の開始は，同時に幕閣における対外認識を一層深め，通商関係の開始につれ，対外政策を開港路線へと転換せしめたといえる。
 - 21) 阿部正弘は，当時の伊豆代官であった江川太郎左衛門英龍を勘定吟味役に任じ，品川台場の建設に取り組みさせた。この台場建設は，ペリーの再度の来航に間に合わず，当初の目的を果たす事ができなかったが，後世の我が国軍備の近代化に，多大な貢献をしたのは明白である。
 - 22) その初期計画は，1855（安政2）年11月に阿部正弘から評定所一座，大目付，目付，勘定奉行及び勘定奉行吟味役に下された評議書に明示されていた。
 - 23) 幕末期の株仲間の動向に関しては，宮本又次「幕末期株仲間の一考察」日本経済史研究所編『幕末経済史研究』臨川書店，1973年が，極めて詳細である。
 - 24) 森田武，前掲論文，12～13頁参照。
 - 25) 同上，14～15頁参照。
 - 26) 同上。
 - 27) 同上，16～17頁参照。
 - 28) 同上，17頁参照。
 - 29) この安政一分銀は，洋銀一分銀に相当するものである。

主要参考文献

- ・飯島千秋『江戸幕府財政の研究』吉川弘文館，2004年。
- ・大石嘉一郎『日本資本主義百年の歩み—安政の改革から戦後改革まで—』東京大学出版会，2012年。

- 大久保利謙『政治史Ⅲ』山川出版社，1967年。
- 大山敷太郎『幕末財政金融史論』ミネルヴァ書房，1969年。
- 北島正元『江戸幕府の権力構造』岩波書店，1978年。
- 新保博『近世の物価と経済発展』東洋経済新報社，1978年。
- 關順也『幕政改革と明治維新』有斐閣，1957年。
- 武井一雄『幕末経済史研究』臨川書店，1973年。
- 田中彰『幕末の藩政改革』塙書房，1965年。
- 森安彦『幕藩制国家の基礎構造』吉川弘文館，1981年。
- 上村又次「幕末の経済発展」近代日本研究会編『幕末・維新の日本』山川出版社，1981年。
- 古島敏雄「幕府財政収入の動向と農民収奪の画期」古島敏雄編『日本経済史大系4 近世』（下）東京大学出版会，1965年。
- 田中彰「幕末藩政改革研究史—天保・安政の改革の分析視角をめぐって—」『日本歴史』第188号，日本歴史学会，1964年。
- 森田武「幕末期における幕府の財政・経済政策と幕藩関係」家近良樹編『幕政改革』（幕末維新論集3）吉川弘文館，2001年。

21世紀アメリカ演劇受賞作品における 多様性と寛容性の傾向

松本 美千代

Michiyo MATSUMOTO. Trends of Diversity and Reconciliation in 21st Century Broadway Award-Winning Productions. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.11-23.

The award-winning American plays are representative symbols of their respective eras. Not only are Broadway productions of the finest productions, including revivals, that have been well-received in regional and small-theater productions and have achieved box-office success, but their narrative topics, staging, and casting methods also reflect the social conditions of the times in which they were produced. This paper will analyze the characteristics and trends of award-winning Broadway productions in the 21st century, from 2001 to 2022, in terms of narrative content, writers, and production methods. In the process of analysis, it becomes clear that there are several specific diversity-accepting tendencies in award-winning productions: race, ethnicity, gender, economic disparity, war, suicide and drug addiction, the Internet society, loneliness and the search for identity, and so forth. In recent years, influenced by the spread of the pandemic that resulted in long-term theater closures, Black Lives Matter (BLM), gender, ethnicity, LGBTQ, immigrants, disability, and #MeToo, the rise of conservative and other related themes and visual representations have become prominent. As has always been the case, award-winning productions function as a forum for the representation of American social and cultural history in the 21st century.

キーワード： ブロードウェイ ピューリッツァー賞 トニー賞 多様性 アフリカ系アメリカ人

序論

アメリカ演劇の受賞作品はそれぞれの時代を象徴する珠玉の作品である。ブロードウェイで上演される作品は、リバイバルも含め、地方公演や小劇場公演で好評を博し、興行的な成功を収めることができた極限られた秀逸な作品である上に、その物語のトピックや演出・キャスティング方法には、その時代の社会情勢が色濃く反映されている。本論では、2001年から2022年までの21世紀におけるブロードウェイの受賞作品における特徴と傾向について、物語の内容、作家、演出方法などの面から分析する。分析の過程において受賞作品には多様で複雑な社会を象徴する傾向—人種、民族、ジェンダー、経済格差、戦争、自殺や薬物中毒、ネット社会、孤独やアイデンティティの模索など—が存在することが明らかになる。近年、長期的な劇場閉鎖をもたらした感染症の広がりの影響を

受け、BLMや#MeTooなどの運動が活発になる時代背景と呼応し、アフリカ系アメリカ人やジェンダー、エスニシティに関するテーマや視覚表現が顕著になっている。アメリカ演劇受賞作品はつねにそうであったように21世紀アメリカの社会と文化の歴史を映し出す場として機能している。

21世紀のブロードウェイ劇場は新時代を映し出す鏡として数々の多様な価値観を扱う作品を誕生させてきた。2001年の同時多発テロ事件で幕開けして以来、アメリカ大統領は4名就任し、テロとの戦いや国内テロ活動、2003年のイラク侵攻、2005年のハリケーン・カトリナによる自然災害、教育機関や一般市民を巻きこむ銃の乱射事件の多発、2008年には世界金融危機に発展したリーマン・ショックに直面した。2009年には米国史上初の黒人のオバマ大統領が就任し、人種を含む平等性への期待が高まり、2015年には同性婚を合法とする最高裁の判断が下された。しかし2017年白人労働

者の支持を受けた共和党トランプ大統領が就任し、2020年に新型コロナウイルス感染症のパンデミックの混乱の中、2021年には多様性への寛容さに立脚するバイデン大統領が勝利し、現在でも国を二分する移民問題や女性の人口妊娠中絶の是非などの包摂性をめぐる文化的論争が続いている。

各年授与されるピューリッツアー賞とトニー賞受賞作品は、興行主と観客の需要を勝ち取った米国社会の諸相を象徴する変化の記録と言える。2020年2月から2021年夏のシーズンは、感染症拡大によりブロードウェイ劇場は初めて長期閉鎖を余儀なくされ、2021年9月より徐々に再開した。こうした劇的情勢変化の中、人種、ジェンダー、LGBTQ、移民、障害、アフリカ系アメリカ人の差別撤廃運動であるブラック・ライブズ・マター（BLM）、女性の人権回復に関する運動である#MeToo、保守派の台頭など、受賞作品はアメリカの現状を反映している。本論では多様性と寛容性を取り入れる傾向にある21世紀アメリカ演劇の受賞作品について考察する。

1. 近年の受賞傾向と非白人の舞台における活躍

「トニー賞最優秀ミュージカル賞を受賞すると、上演の持続可能性は3倍になる」(Warne, 3)と言われる。上演を左右するピューリッツアー賞とトニー賞の歴史的背景と、アジア系アメリカ人俳優協会(The Asian American Performers Action Coalition)による「上演の可視性レポート」を中心に、近年の受賞作品の背景を見てみる。

ピューリッツアー賞(Pulitzer Awards)は1917年に開始され、米国籍の劇作家によるアメリカの生活を扱い、前年に米国内で上演された演劇作品が対象とされる。審査委員は新聞・雑誌・大学・文筆家で構成され、受賞する作品は「アメリカの政治や社会、モラルの問題に関してより意識が高い」傾向があると言われる(Adler, x、谷, 10)。

一方、トニー賞(Tony Awards)は1947年に俳優で演出家のアントワネット・ペリー(Antoinette Perry, 1888-1946)の功績を称え創設され、世界で最も注目される賞の一つである。受賞資格はアメ

リカの作品に限定されず、ブロードウェイの500席以上の座席を持つ41の劇場で公演された作品が対象となる。受賞内容はピューリッツアー賞と異なり、ミュージカルと演劇部門に分かれ、最優秀作品賞から、リバイバル賞、俳優賞、演出賞、衣装賞、音響賞、振付賞等、26部門の賞が授与される。受賞式の模様はメディアで配信され、新聞や雑誌等での劇評はチケット販売を左右する。

これらの他、ニューヨーク都市圏の日刊紙、雑誌、配信ワイヤーサービスの演劇評論家が選考委員となるニューヨーク劇評家サークル賞(New York Drama Critics' Circle Awards)は、1949年に演劇業界の重要な問題を一般の人々に知ってもらうために設立された。また100名以上の会員が賞の投票を行うドラマ・デスク賞(Drama Desk Awards)や、作家、監督、俳優、活動団体等も対象に含むオフ・ブロードウェイ劇場の上演作品に授与される、1956年創設ヴィレッジ・ボイス紙主催のオービー賞(Obie Awards)等が主な賞である。

ブロードウェイは通称「グレート・ホワイト・ウェイ」(The Great White Way)と言われ、長年白人の俳優が白人の観客のために白人の物語を上演することを目的としてきたが、現在少しずつ変化が見られる傾向にある。『グレート・ホワイト・ウェイ』の著者ワレン・ホフマンによれば、黒人問題を小説化したリチャード・ライトは小説『アメリカの息子』で、人種的政治状況を逆手に取り、「ニグロの問題はない、あるのは白人の問題だけだ」と強調したが、アメリカのミュージカルにおける白人に関する研究は、その背後に人種的内容やマイノリティーの政治学が潜んでいる(Hoffman, 11)と分析する。

この問題について、アジア系アメリカ人俳優協会(以下AAPAC)は2011年ごろからNYの劇場環境に関するBIPOC(Black, Indigenous, People of Color)、つまり「黒人・先住民・有色人種化に関する調査」を独自に行い、アメリカの人口比に対して舞台上での非白人の表象が少ないことを指摘した(AAPACは、同調査の功績を評価され、2022年トニー賞特別栄誉賞を受賞)。以下、ブロードウェイの観客とスタッフの人種的構成について、

ブロードウェイ・リーグで公開されているデータと合わせて見てみる。

2016年の全米観劇者数は4700万人、2018年は3900万人と推定され（TCG）、そのうち2018年から2019年のブロードウェイの観劇者数は史上最多の1480万人とされる。そのうちブロードウェイの戯曲の観客は、8割が白人であり、とくに高所得高学歴者（81%が大卒者、41%が院卒者）である（The Broadway League 2019）。ジョン・ブッシュ・ジョーンズは「20世紀、ブロードウェイのショーの観客は誰だったか？このような人口統計は難しいが、20世紀のニューヨーク・ミュージカルの観客は19世紀末以降、一般に必ずしも極端に裕福であったわけではない白人の中流階級であった。現在チケット価格の高騰により、ブロードウェイの観客は以前の数十年よりもずっとエリート主義的になっている」（Jones, 4）と述べている。つまり、ブロードウェイ劇場は2021年の平均価格約1万5千円のチケットを支払う経済階層を対象としている。

つぎに、ニューヨークの舞台の配役における人種の割合を見てみる。2017年から2018年の白人とラテン系アメリカ人の割合は約7割（白人61.5%、ラテン系6.1%、黒人23.2%、アジア系6.9%、先住民0.2%）である。2018年から2019年は白人とラテン系が約6割（白人58.6%、ラテン系4.8%、黒人29%、アジア系6.3%・先住民0%）で、黒人が約6ポイント増加、白人の減少が見られる。しかし、2018年から2019年の「ブロードウェイ」に限定すると、約7割が白人とラテン系（65.9%、4.5%）の俳優で、黒人は24.5%と前年比からほぼ変化がない。さらに、ブロードウェイの「戯曲」の場合は、白人は約8割（白人73.5%、ラテン系4.3%）であり、黒人は17.9%である。なお、オフ・ブロードウェイにおける非白人の出演料は、白人の六分の一であるというデータもある（AAPAC 2017-8）。

さらに、舞台裏の雇用状況においては、作品の主導的地位である制作側に占める白人男性の割合が顕著である。2018年から2019年の調査では、演出家の93.8%、作家の89%、デザイナー、プロデューサーの9割、ゼネラルマネージャーの100%

が白人である。2019年に、黒人作家の割合は前年の9.6%から11.7%と約2ポイント増加したが、その他の非白人スタッフは低水準が続く（2016年、白人作家は95%、黒人作家は4.1%）。ブロードウェイのみに限定した場合、白人作家は89%、黒人・アジア系は2.7%で、戯曲に関しては、白人作家が実に95.8%を占め、ミュージカル演出家の100%が白人である。このように意思決定、資金管理、運営側の人種は、圧倒的に白人（男性）中心で構成されている（AAPAC 2018/2019）。

2020年に発表されたアカデミー映画賞の新基準では2024年までに、出演者と制作スタッフに非白人、女性、LGBTQ+を一定数含むことが審査要件とされたが、演劇界における多様性は依然として課題が多い。

2. 2000年以降の受賞作品のテーマに反映されたアメリカ社会

2000年以降の受賞作品には、具体的にどのような傾向があるかについて見ていく。19世紀半ばから現代に至るミュージカルの歴史を分析したネイサン・ハーウィッツは「同時多発テロ後のニューヨークでは、何かを深く掘り下げることなく安らぎを与えてくれるエンターテインメントが切実に求められていた」（Hurwitz, 237）と述べる。G.W.ブッシュ政権時代（2001-9年）は、2001年9月の同時多発テロと同時に愛国心が高まり、テロと悪の枢軸国とのグローバル戦争（Global War on Terrorism）に突入する。飛行機のツインタワー激突の衝撃的映像が流れ、アラブ系アメリカ人は謂れのない差別におびえ、世界中いっどこで起きるかわからないテロへの不安と緊張が高まり、10月にはアフガニスタンへの空爆が開始され、2003年になると大量破壊兵器隠蔽を根拠にイラクへ侵攻したものの、大量破壊兵器が発見されなかった事実も発覚した。また、サブプライム住宅ローンやリーマン・ブラザーズの倒産の経済危機、ハリケーンによる自然災害も続いたことから、コメディや刺激を控えた、伝統的価値観や家庭の崩壊を描く作品が受賞している。

2005年ピューリッツァー賞とトニー賞受賞のジョ

ン・パトリック・シャンリーの『ダウト、寓話』(Doubt, A Parable, 2004)は、見つからなかった戦争の大義にカトリック教会の牧師の性的虐待疑惑を重ね合わせている。2004年ピューリッツァー賞とトニー賞受賞の『アイ・アム・マイ・OWN・ワイフ』(I Am My Own Wife, 2003)は、幼い頃に父親を殺し、東ベルリンのナチス政権と共産主義政権をトランスジェンダーの異性装の女性として強かに生き抜いたドイツの古美術商のドキュメンタリー・ドラマである。2012年ピューリッツァー賞受賞キアラ・アレグリア・ウデス作『スプーンひとさじの水』(Water by the Spoonful, 2011)は、イラク戦争帰還兵で心身ともに傷を負ったプエルトリコ系アメリカ人が、イラクで民間人と接触した悪夢に悩まされている。2013年ピューリッツァー賞受賞のアヤド・アクタール作『ディスグレイスト』(Disgraced, 2012)では、同時多発テロ後、成功したイスラム系アメリカ人の弁護士が、仲間からの差別と偏見により妻も職も失い転落する。英国劇だが、2011年トニー賞受賞の『戦禍の馬』(War Horse, 2007)は、戦争中の愛馬との信頼と絆に焦点を当て、戦争における癒しを描いている。

2009年、「チェンジ」をスローガンに史上初のアフリカ系アメリカ人大統領に就任したオバマ大統領(2009年—2017年)に、人々は1863年の奴隷解放宣言後も実現されていない人種平等と社会変革変化を期待した。しかしホフマンが、「掲げた文化的・人種的な多様性の代名詞となる政権で、ブロードウェイ・ミュージカルにもある程度インクルーシブな方向性が反映されたが、白人至上主義の支配から抜け出せたかは疑問である」(Hoffman, 201)と記すように、皮肉にもオバマ政権時代では、白人警官による黒人暴力行為の画像が拡散し、警官による殺害が処罰されないケースが相次ぎ、黒人の命の軽視に抗議するBLM(Black Lives Matter)運動が広がった。

黒人問題を扱った受賞作品は21年間で12作品以上ある。とくにBLM運動が活発化した2019年以降の増加が顕著である(後述)。2002年にスーザン・ロリ＝パークスの『トップドッグ/アンダードッグ』(Topdog/Underdog, 2001)が、アフリカ系アメリカ人で女性の劇作家初のピューリッツァー

賞に輝いたことは、21世紀の多様性の幕開けを象徴している。作品は、リンカーンとブースという皮肉な名前の黒人兄弟と、彼らの社会的アイデンティティをめぐる寓話で、兄リンカーンは顔を白塗りして白人役のリンカーンを演じる薄給で生計を立て、他方、弟ブースは窃盗やカードゲーム詐欺で生きている。生計に関する兄弟の口論は、歴史の通り弟ブースによる兄リンカーン殺害という結末を迎え、果たして白人の暴力の歴史が黒人の兄弟同士の間で再生される宿命を象徴した。つぎに2011年トニー賞とピューリッツァー賞を受賞したブルース・ノリスの『クライボーン・パーク』(Clybourne Park, 2013)は、1950年代のアフリカ系アメリカ人が白人居住区に引っ越す際に直面する人種隔離時代の差別を描いた『日なたの干しぶどう』(A Raisin in the Sun, 1959)を下敷きに、現代の白人と黒人の居住区同居の問題を明らかにしている。2015年ピューリッツァー賞受賞のステイブン・アドリー・ギアギス作『リバーサイドとクレイジーの間』(Between Riverside and Crazy, 2014)は、非番時に白人警官の銃撃により重傷を負い、退職した元警官の黒人男性が、ニューヨーク・マンハッタンのアッパー・ウエスト・サイドの規定家賃の高級マンションに住んでいるが、黒人であれば警官でも誤認され撃たれる人種差別に失望する。加えて若年層の犯罪、アルコールや薬物依存症、困難な黒人アイデンティティの形成といった問題が盛り込まれた実話に基づく作品である。この3作品はブロードウェイで2022年に再演された。

その他、白人の視点ではあるものの、公民権運動の最中の1960年代初頭を背景に、オーバーサイズの女性が、黒人の友人の人種的平等の達成を目指す2003年トニー賞受賞作品『ヘアスプレー』(Hairspray, 2002)、1950年代の人種分離時代に黒人音楽を演奏した最初の白人DJを描いた2010年トニー賞受賞の『メンフィス』(Memphis, 2002)、コンゴ民主共和国の内戦中の女性の性的虐待と窮状を抉り出す2009年ピューリッツァー賞受賞の『ルーインド』(Ruined, 2008)、1964年公民権法を制定させるために尽力したジョンソン大統領を描出した2014年トニー賞受賞の『ともにとこまでも』(All the Way, 2012)など、黒人差別の意識改善を促す

物語の受賞が目立つ。

他方、白人の低賃金労働者の失業問題である「ラストベルト」(Rust Belt、さびついた工業地帯)が2000年頃より顕著になった。2015年には白人至上主義者による黒人が集う教会での銃撃事件も発生した(金成)。かつて製鉄業や製造業で栄えた経済的繁栄から取り残された白人労働者の経済・将来への不安が浮上し、「メイク・アメリカ・グレート・アゲイン」(Make America Great Again)のスローガンで支持を集めたトランプは、2017年に大統領に就任した。白人至上主義を非難しない姿勢は、トランプ支持者とトランプに抗議する反対派の衝突を生み、ラストベルトやアパラチア地方などの白人労働者たちは白人民族主義の主張を高めた。保守派擁護の機運が高まり、2015年の同性婚の合法化への批判や、通称オバマケアと言われる保険制度改革の撤回、不法移民の救済措置として設置されたDACA・DREAM法の撤廃、イスラム教徒・中国人への批判、移民を排除しアメリカを「守る」壁の建設などが叫ばれた。さらに新型コロナウイルスを中国由来と非難するアジア系へのヘイトクライムの発生、2020年5月の警官による黒人男性ジョージ・フロイド殺害事件を契機に再燃したBLMのデモといった動きの高まりから、ブロードウェイでは徐々に多様性やインクルージョンを取り入れた上演や受賞作品が増加したと言える。

ブロードウェイ上演作品の主なテーマは白人の生活で、数多くの社会問題が扱われている。2004年トニー賞受賞『アベニューQ』(Avenue Q, 2003)は、社会における人種、ジェンダー、移民に関する平等性を求めるポリティカル・コレクトネス(PC)を行き過ぎと捉えた風刺コメディである。「誰もがちょっと人種差別主義者」という楽曲で、セサミストリートのパペットに反PCのタブーを語らせ、平等性への白人の倦怠感をあらわにした。2007年ピューリッツァー賞受賞のデイビッド・リンゼイ＝アベア作『ラビッド・ホール』(Rabbit Hole, 2006)は薬物中毒で自殺した兄と、事故死した4歳の息子の死を受け入れようとする夫婦の心の傷(トラウマ)へのグリーフケアを題材としている。9.11同時多発テロ後の国民的トラウマへの心のケ

アとしても意義深い。2008年トニー賞とピューリッツァー賞受賞のトレイシー・レッツ作『8月の家族たち』(August: Osage County, 2007)は、機能不全を起こした白人一家の物語で、アルコール・病・自殺・薬物依存、近親相姦と不倫と、パンドラの箱を開けたような問題が露になる。2009年のブロードウェイ公演では、白人一家家長の母親役を黒人女優のフィリシア・ラシャドが務め、伝統的配役の慣習に一石を投じた。

2010年ピューリッツァー賞受賞『ネクスト・トゥー・ノーマル』(Next to Normal, 2008)は初の主人公が双極性障害のミュージカルで、息子を亡くした主婦の精神病と家族の葛藤、若年層の自殺、薬物乱用の問題を提示した。2011年トニー賞受賞『ブック・オブ・モルモン』(The Book of Mormon, 2011)はAIDS、飢饉、女性性器切除、地元の武将による圧政に苦しむウガンダの村の住民に対するモルモン教徒の布教とアメリカの盲目的民主主義に対する風刺である。

2014年ピューリッツァー賞受賞アニタ・ベイカーの『フリック』(The Flick, 2013)は、若者の雇用や経済的不安、自尊心喪失の倦怠感、人種間の不平等、不確かな将来への失望などについて、米国伝統の地ニューイングランドにある薄汚い映画館で働く3人の白人と黒人の低賃金従業員を中心に描いている。続いて2016年ピューリッツァー賞とトニー賞受賞『ヒューマンズ』(The Humans, 2015)は、学費の支払いに苦勞し、古い中華街のアパートに住む女性のところに、彼女の中流白人家族が訪ねてきて経済的弱者に転じたことが暴露される物語である。2017年トニー賞受賞『ディア・エヴァン・ハンセン』(Dear Evan Hansen, 2015)では若者の自殺、対人恐怖症、ネット社会における若者の孤独、家族の崩壊が明らかになる。

トランプ大統領就任の年の2017年ピューリッツァー賞受賞作品の『スウェット』(Sweat, 2015)は、ペンシルベニア州ラストベルトの白人工場労働者の苦境についてであり、2018年ピューリッツァー賞受賞『生活費：コスト・オブ・リビング』(Cost of Living, 2016)は、ブロードウェイ初の二名の障がい者たちを主人公にした劇である。四肢麻痺の白人女性を介護するのは無職の黒人男性で、裕福な

脳性麻痺の男性大学院生を介護するのは経済的弱者の優秀な移民女性の同じく大学院生である。4人の社会的対比の中にアメリカの経済格差の現実と底辺で生きる人々の葛藤、また困難を乗り越える人々の寛容さを訴えた作品である。

資本家と労働者の分断、搾取と貧困、移民問題は2019年ピューリッツァー賞とトニー賞受賞のポピュラー作品『ハデスタウン』でも鮮明に描かれる。ギリシャ神話を基に、資本家ハデスの冥界の妻となった豊穡神ペルセポネとの関係に、資本主義活動による気候変動の危機を示唆し、女性制作陣とフィリピン系等の多様性キャストの起用で新風を吹き込む切り口を提示した。2022年トニー賞受賞の『リーマン・トリロジー』(*The Lehman Trilogy*, 2012)は、史上最大規模の経営破綻で世界的な景気後退を招いた2008年投資銀行大手リーマン・ブラザーズの歴史である。ネイション誌は「リーマン・ブラザーズの隆盛を描いたこの劇は、タイトルと裏腹に、リーマン3世代にわたる銀行の成長、ひいてはアメリカの強欲な資本主義についての目まぐるしい物語だ。……勤勉さと創意工夫、移民の模範となる忍耐力で、押し車から贅沢へと上り詰めた、共感できる勇敢なアメリカ人の新入生の代表である」(Solomon)と評した。2018年にロンドンのナショナルシアターで上演後、ウエスト・エンドで大好評を博し、翌年のニューヨーク上演ではチケット価格も2000ドルにまで高騰した話題作である。これらは資本主義世界における白人の苦境とその流れを生き抜く再生力を示唆している。

次に、2000年以降の受賞作品で顕著なテーマとして同性愛やLGBTQを扱う作品が少なくとも11作品ある。2002年トニー賞受賞のエドワード・オールビー作『山羊、それともシルビアって誰?』(*The Goat, or Who Is Sylvia?*, 2000)は、自身の山羊との性的関係を暴露する一流建築家と家庭の崩壊についてだが、同性愛へのタブー視が象徴されている。2003年トニー賞受賞のリチャード・グリーンバーグ作『テイク・ミー・アウト』(*Take Me Out*, 2002)では、メジャーリーグの花形黒人選手の同性愛の暴露が、球団員と世間、とりわけ白人低所得階級出身選手やヒスパニック系の差別

感情を噴出させる。2004年、2005年の賞を席卷した『アイ・アム・マイ・オウン・ワイフ』『ダウト、寓話』は上述のように同性愛の暴露が劇構造の核心を担う。2009年エルトン・ジョンの音楽でトニー賞を受賞した2000年英映画のリメイク『ビリー・エリオット』(*Billy Elliot*, 2005)には、炭鉱労働者男性の世界における異性装少年との友愛が描かれている。同じく2005年の英映画のリメイク『キンキー・ブーツ』(*Kinky Boots*, 2012)はシンディ・ローパー作詞作曲、同性愛者のアイコン的存在ハーヴェイ・ファイアスタイン脚本でトニー賞受賞した。トランスジェンダーの体格を活かした丈夫なヒールを女性向けにリモデルし、靴工場の財政危機を救う仕立である。当時脚本家は、ノースカロライナ州で出生証明書と同じ性別の公衆トイレを使うよう求める州法「HB2法」を受け、トランスジェンダー・コミュニティへの支持を表明した。

2014年トニー賞5部門受賞の『ファン・ホーム』(*Fun Home*, 2013)は、ブロードウェイ初のレズビアンを主人公に据えたミュージカルで、1970年代ペンシルベニア州の片田舎で、同性愛者であることを隠しながら自殺した父親を大人になった同性愛の娘が追悼する記憶劇である。アリソン・ベクデルの実体験に基づくグラフィック・ノベルの舞台化で、同性愛受容の意識転換を希求する。2019年英オリヴィエ賞最優秀新劇賞、2021年トニー賞受賞し、今世代の『エンジェルス・イン・アメリカ』と称されるマシュー・ロペスの『継承：インヘリタンス』(*The Inheritance*, 2018)は1980年代から90年代のHIV/AIDS危機を乗り越えた、過去四半世紀の同性愛の文化的遺産と21世紀の同性愛の肖像に関する、2日にわたる2部構成、約7時間の壮大な同性愛の歴史劇である(Bentley)。

2001年から2022年のトニー賞最優秀作品賞、最優秀ミュージカル賞、ピューリッツァー演劇作品賞におけるテーマの傾向についてまとめてみる。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でトニー賞は未開催となり、2021年9月26日に2年ぶりのトニー賞授賞式が開催され作品賞はとりわけ注目を集めた。とくに感染拡大の影響による経済の停滞や劇場封鎖により、暗くなった人々の心を開く

目的として「喜劇」が好まれる傾向がある (Marks)。

2001年から2022年のトニー賞最優秀作品賞、最優秀ミュージカル賞、ピューリッツァー演劇作品賞の3賞における対象作品数は、22年×3=66作品-非受賞作3回=63作品となり、その中で扱われた主なテーマの割合はおよそ以下の通りである。「LGBTQ+関連」は30% (19/63)、「白人中流家族の崩壊、不調和や崩壊、白人の弱体化」は37% (23/63)、アフリカ系アメリカ人の受難、居住地域をめぐる対立」は31% (20/63)、「アメリカの同時多発テロ後の戦争・全体主義的傾向への懸念」16% (10/63)、「移民問題や存在感を増すヒスパニック系の生活」17% (11/63)、「精神疾患・障がい者」13% (8/63)、「中東・イスラム系アメリカ人への偏見」は8% (5/63)である。とくに2000年から2010年で見ると40% (12/30作品)がLGBTQ+のテーマを含んでおり、AIDS危機を背景に性的マイノリティーに関する作品が受賞したのが1990年代、同性婚の合憲が2015年であるが、2000年以降、ジェンダーの多様性の内容が受賞する傾向が高い。2010年から2022年にかけては黒人問題が33% (13/39)と増加しているが、単一テーマではなく、複合的社会問題を扱う作品が増えている。

受賞作家にも多様性の変化が見られる。「『ミュージカル監督賞』を含む受賞者の圧倒的多数は白人男性で構成されている。……トニー賞『ミュージカル監督賞』を受賞した有色人種は1人 (1992年)、『作曲賞』を受賞した有色人種は1人 (1975年)、『最優秀作品賞』の劇作家では2名 (1974年、1987年) (Low)であった。しかし、2015年には白人女性 (レズビアン)、2021年と22年トニー賞最優秀ミュージカル賞においてはじめてヒスパニック系 (LGBTQ) とアフリカ系アメリカ人男性 (LGBTQ) 作家が受賞を果たし、2022年トニー賞ノミネートは有色人種が過去最多となった。ピューリッツァー賞では女性もかなり選出され、黒人や非白人の受賞率はとくにオバマ政権後期以降82% (9/11)と顕著である。

2016年受賞『ハミルトン』(Hamilton, 2015)の大ヒットは、白人中心主義から多様性の内容、キャスティングに転換した節目となるゲーム・チェイ

ンジャーと言われる (Hoch, 29)。アメリカ建国の父、初代財務長官のアレクサンダー・ハミルトンを描いた時代劇を、非白人の俳優たちが演じ多人数国家アメリカを具現するメガヒットミュージカルとなった。演出面の多様化の例として、2007年トニー賞受賞の『春のめざめ』でのブロードウェイ初の車いすの俳優や聴覚障害者の俳優の起用や、初めて盲ろう者の観客に通訳提供するといった変化も含まれる (Hollander)。2019年に最優秀再演賞受賞の『オクラホマ!』(Oklahoma!, 1943)の再演では、アリ・ストローカーが車椅子俳優初のトニー賞を受賞した。コロナ禍を乗り越え2023年現在も上演が続く2019年トニー賞受賞の『ハデスタウン』は、女性主導の制作陣 (劇作・演出・作曲・制作) が8部門を受賞する先例となった (Noveck)。

なお、2000年から2019年にトニー賞最優秀ミュージカル賞を受賞した全20作品の「原作」の傾向として、映画が40%、オリジナル30% (Hodge, 7)であるが、ブロードウェイの上演費が高騰したため、「安全」で「簡単」に成功する有名映画がミュージカル化される傾向にある (Jones, Marks) のが実情のようである。

3. コロナ禍で躍進したアフリカ系アメリカ人による作品と受賞傾向

2019年から4年連続で黒人作家の作品がピューリッツァー賞を受賞し、2022年にはトニー賞においても黒人が受賞する快挙に沸いた。ここではアフリカ系アメリカ人の表象に関する近年の特徴について見てみる。

2012年の17歳の少年殺害事件を契機にBLM運動が始まった。SNSや個人撮影による発信技術の発展とともに、警官による武器を持たない黒人への暴力や殺害事件の情報が拡散され、黒人の命の軽視を抗議するデモ活動が活発になった。奴隷制を起源とする肌の色による差別と偏見は社会のあらゆるところに浸透し、構造的、制度的不平等の改善を訴える声がメディアでも高まった。2020年5月の警官によるジョージ・フロイド氏の暴行死事件に象徴されるように、アフリカ系アメリカ人

が不当に逮捕され投獄される確率は群を抜いている。

こうした情勢を反映し、ブロードウェイでもアフリカ系アメリカ人に関する上演が増加している。少数の20世紀の黒人をテーマにした作品は、差別や偏見に抗議する内容であった。それに対し、21世紀の作品は脱抗議型で、直接的抗議を避け、アメリカ社会において複雑に周縁化される黒人のアイデンティティを描く。テルマ・ゴールデン造語の「ポスト・ブラックネス」という概念は、公民権運動、人種隔離政策後のアフリカ系アメリカ人の人種差別を、人種の壁は存在しないと捉えるポスト・レイシャルではなく、定義することの複雑さについて言及した用語である。アフリカ系アメリカ人の演劇における黒人表現の推移を論じたジェイド・トーマスは、現代の黒人演劇は「アフリカ系アメリカ人自身が、黒人のステレオタイプ、『白人の視線』が黒人の心身に与える影響と関係、黒人の位置づけを討議し、心の内面や性質を喜劇や動画、メタテキストで表現する傾向が見られる」(Thomas, d1)と分析するが、近年の受賞作品の本質的特徴を捉えていると言える。

その他、劇場名の変更という明るい多様性の具体策も見られる。2021年8月、ブロードウェイの有力者たち(劇場の所有者、プロデューサー、労働組合のリーダー、クリエイター、キャスティングディレクター)は、業界の多様性、公平性、包摂性、アクセシビリティの強化を約束する協定(A New Deal for Broadway)に署名した。研修会やプログラムの実施、ブロードウェイの三大企業が運営する劇場の一つを黒人作家の名前に改称、スタッフの人種の多様化の強化や研修提供を約束した(Paulson 2021)。

黒字になるブロードウェイ作品は25%程度(Long)と言われ、前述のように劇場名は収益にも影響する。ブロードウェイの41の劇場のうち23の劇場はわずか3つの会社(シューベルト(Shubert)、ネーランダー(Nederlander)、ユージャムシン(Jujamcyn))が所有しており(Seymour)、ユージャムシン社だけがブロードウェイで唯一黒人の名前を冠した「オーガスト・ウィルソン劇場」を運営していた。しかし2022年3月、コート劇場が

91歳のアフリカ系アメリカ人俳優ジェームズ・アール・ジョーンズ劇場に改名を発表し(Hsu)、2022年11月、女優、歌手、公民権運動家のレナ・ホーン劇場への改名が続き、黒人女性初の劇場名、史上3つ目の黒人名の劇場が誕生した。

スーザン・ロリ＝パークスがアフリカ系アメリカ人女性初のピューリッツァー賞を受賞した2002年以来、2009年と2017年に黒人女性作家リン・ノテージが『ルーインド』『スウェット』でピューリッツァー賞を受賞し、2019年から2022年の4年間はアフリカ系アメリカ人劇作家の受賞で占められている。2019年ジャッキー・シブリーズ・ドルリーが『フェアビュー』(Fairview, 2018)にてピューリッツァー賞を受賞し、同年黒人作家ジェレミー・O・ハリスの『スレイブ・プレイ』(Slave Play, 2018)は、受賞は叶わなかったもののトニー賞12部門史上最多ノミネートの快挙を果たした。2020年はマイケル・R・ジャクソン・ミュージカル『ストレンジ・ループ』(A Strange Loop, 2019)、2021年にはカトリ・ホールの『ホット・ウィング・キング』(The Hot Wing King, 2020)、2022年には、ジェイムズ・アイジェイムズの『ファット・ハム』(Fat Ham, 2022)がピューリッツァー賞に、『ストレンジ・ループ』はトニー賞他、すべての演劇賞を制覇し、1987年以来のトニー受賞を受賞した黒人作家となった。

コロナ禍では暗いムードを吹き飛ばすようなコメディ性を有した作品が多いのも特徴的で、同様に黒人作家の作品も人種問題を皮肉な笑いに変える作品が受賞している。『フェアビュー』は一見明るく微笑ましいホームドラマに見えるが、痛烈な風刺メタ演劇で、第2幕は第1幕と全く同じ内容の黒人中流家庭の様子が演じられるが、それを白人たちが観察している。ついには客席の白人の観客が、舞台上の黒人俳優と入れ替わるよう求められ、黒人の日常生活が白人の視線にさらされている社会的構造を風刺する。ピアースはこれを、「黒人を不快にする白人の視線を不快にする」「白い視線を脱構築する」喜劇と分析している(Pearce)。『ファット・ハム』も「笑い」が評価された作品である。白人の伝統劇『ハムレット』を下敷きに、黒人なまりや特有の言語表現を用いてハムレット

の苦悩を黒人ゲイの文脈で表現していく。ノースカロライナ州の男らしさの定義に当てはまらない黒人の若いゲイ男性が、叔父や母親と家族から侮辱されながら対処する面白さが魅力となっている。ニューヨーク・タイムズ紙は「ジェームズ・アイジェームズがシェイクスピアの悲劇を黒人の男らしさとクシアネスの劇に見事に変身させた『ファット・ハム』は、『ハムレット』を反響させ、それを超越する言語を発見している」と評価した(Phillips)。ワシントンポスト紙は、「ジェームズ・アイジェームズの『ファット・ハム』はコロナ禍の厳しい状況で、『笑える』時間を劇場で共有できるすばらしさを伝えた」(Marks)とコメディ性の意義を強調している。『ホット・ウィング・キング』もホームドラマの枠組みで、南部で黒人であること、ゲイであることの意味を探る喜劇であるが、黒人性、同性愛を政治的に変革すべき苦悩としては描いておらず、「同性愛は問題ではなく自然なものとして提示されている」(Ben Brantley)。

なかでも『ストレンジ・ループ』は、黒人のゲイがミュージカルを書くという筋立ての斬新さで、2019年オフ・ブロードウェイにて称賛され、2020年のピューリッツァー賞ドラマ部門を受賞、4月にブロードウェイで公開後、6月にトニー賞最優秀ミュージカル賞に加え、最優秀ミュージカル脚本賞を受賞する快挙を達成した。『ライオン・キング』の劇場の案内係のアシャー(案内人の意味)が、「太った黒人の変態アメリカ人によるブロードウェイ・ショー!」という自嘲的歌詞とともに、社会、ジェンダー、演劇界におけるマイノリティーとしての境遇に観客を巻き込むメタシアターを展開する。登場人物はアシャーと彼の頭の中の思考を擬人化した6名の「思考たち」のコーラスとの比喩的独白一人芝居という新形態喜劇という点も特徴的である。しかし、『ストレンジ・ループ』は、314回の公演で閉幕し、これは同じく女性の同性愛者初の主人公を描いた2015年トニー賞受賞の『ファン・ホーム』の609回公演、アラブ人とイスラエル人の融和を夢想した2018年の『バンドの訪問』の624回、2019年トニー賞受賞の『ハDESTAウン』の980回(2023年3月現在上演中)、2017年トニー賞ミュージカル賞受賞の『ディア・エヴァン・ハ

ンセン』の1672回に比して短命である(Paulson)。『ストレンジ・ループ』のL・モーガン・リーが、カミングアウトした初のTGのパフォーマーとしてトニー賞にノミネートされた等、功績を残したが興行成績は伴わなかった。

史上最多のノミネートを受けながら受賞を逃したジェレミー・O・ハリスの『スレイブ・プレイ』は、喜劇的エンディングを用いず、現代の白人と黒人の性的関係に潜む奴隷制下の階層を露顕させた。また1975年のヌトザケ・シャンゲの名作、舞踏詩『死ぬことを考えた黒い女たちのために』(*for colored girls who have considered suicide / when the rainbow is enuf*, 1975)の2022年の再演は、7部門のトニー賞候補だが、開幕からわずか1ヶ月、予定より3ヶ月早く閉幕した。表題の「自殺」が敬遠された一因とニューヨーク・タイムズ紙は分析したが、特にコロナ禍では深刻な内容の作品が閉幕に追い込まれる傾向が見られる。

一方、上演が継続し評価を高めた作品も存在する。チャールズ・フラーの1981年ピューリッツァー賞受賞作品『ソルジャーズ・プレイ』(*A Soldier's Play*, 1981)の2019年の再演は、陸軍内の黒人軍曹の殺人事件を通して、黒人大尉が内面化する白人迎合思想を明らかにする悲劇だが、トニー賞最優秀リバイバル劇部門受賞、演劇部門最優秀主演男優賞を受賞した。2019年の黒人女性作家カトリ・ホルの脚本と女性演出家の手による黒人女性歌手の『ティナ・ターナー・ミュージカル』(*Tina: The Tina Turner Musical*, 2018)は、トニー賞主演女優の最優秀演技賞を受賞。また1960年代人種差別の残る南部アラバマ州で起きた、白人女性への暴行容疑にかけられた黒人男性の冤罪事件で、白人陪審員の激しい人種差別と偏見を描いた名作『アラバマ物語』(*To Kill a Mockingbird*, 2018)の2018年の舞台化作品は、BLMを背景としながらコロナ禍でも上演が継続した。黒人歌手グループ、テンプレートーションズのジューク・ボックス・ミュージカル『エイント・トゥ・プラウド』(*Ain't Too Proud*)は、2019年の開幕から2年以上上演が継続された。

その他、作品賞非受賞作品でも人種の多様化が進んだ。2020年から21年にかけて8人の黒人劇作

家の作品がブロードウェイで上演され (Tran)、2021年のコロナ禍による18か月の閉鎖後の劇場再開では、黒人作家による記録的な本数である9本の劇が上演された (Daniels)。ゲットー街での人種差別的白人警官の暴力の恐怖を描いた『パス・オーバー』(Pass Over, 2017)の劇作家は黒人女性のアントワネット・ヌワンドゥ (Antoinette Nwandu) で、黒人監督スパイク・リーが映像化。黒人牧師の葬式に大家族が集まるダグラス・ライアンの喜劇『チキン&ビスケット』(Chicken & Biscuits, 2020)、7人の男性が有色人種としての個人史を語るキーナン・スコット2世作『ある有色人種の考え』(Thoughts of a Colored Man, 2021)、トラック運転手の休憩所の黒人女性店主が、タトゥーの男性白人至上主義者を含む4人の多人種の元受刑者の従業員を、料理を通して成長させる黒人劇作家リン・ノテージの喜劇『クライドの店』(Clyde's, 2021)、同じくノテージによる黒人歌手のジューク・ボックス・ミュージカル『マイケル・ジャクソン ミュージカル』(MJ the Musical, 2021) (2022年トニー賞4部門受賞)、1955年の先駆的黒人女性作家アリス・チルドレスの反差別劇『トラブル・イン・マインド』(Trouble in Mind, 1955)の再演、そしてハイチ系黒人作家ドミニク・モリソーによるラストベルトの労働者に関する『スケルトン・クルー』(Skeleton Crew, 2022)と、有色人種の作家、非白人の俳優と内容の舞台露出が躍進した。

結論

『ハミルトン』(2016年受賞)の大成功は、「白人の建国者を黒人が演じる」歴史の書き換え (Lewis) とされる。白人の歴史的人物を、1名を除くすべての役を多様で包括的な「非白人」キャスティングで演じる試みは、白人性の偏在に対し、アメリカの多文化主義的な国民性の(再)定義を求める挑戦であった。2016年はトニー賞候補者の35%が非白人の俳優(14/40)で、2022年は48%(16/33)と、有色人種が過去最多受賞した。制作賞でも女性や有色人種が漸増し、無ジェンダー (agender)、ジェンダーを指定しないノンバイナリーの制作者たちのノミネートが注目された (VOA News)。

一方、白人の物語の多様化を快く思わない向きもある。すでに、『ハミルトン』は白人の英雄物語を非白人が永続させる問題も併せ持つとの指摘もある (Cummings)。『スレイブ・プレイ』は「白人に対する人種差別」(Yakas)と指摘されている。今まで多様に欠ける土壌に蒔かれた種が今後も成長していくかは今後の課題である。

黒人劇作家の作品は2016年頃から増加傾向にあるが、非伝統的な配役キャストを含む、多様性の試みは活発である。2014年ブロードウェイの『オペラ座の怪人』の主演に初めてアフリカ系アメリカ人の俳優ノーム・ルイスが抜擢され、2022年女性主人公クリスティーン役に初の黒人女性俳優が起用された。2019年の『フェリーマン』では実際妊婦の俳優が演じ、シャンゲの『死ぬことを考えた黒い女たちのために』では7人の黒人女性、聴覚障害者、妊婦の俳優を起用し、7部門のトニー賞にノミネートされた。2022年の『マクベス』では、マクベス夫人とマクダフが配役による異人種婚の設定となり、バンクォー役は女性のXジェンダーの俳優が務め、車椅子役なども設定された (Kennedy) 1949年初演の『セールスマンの死』(Death of a Salesman, 1949)は2022年オール・ブラック・キャストで再演された。

2019年にトニー賞最優秀ミュージカル賞を含む8部門を受賞した『ハデスタウン』は、ギリシャ神話を女性の自立という視点で再構築した。オルフェウスが追うエウリュディケ、ハデスと結婚するペルセポネは自ら意志を持ち、労働者を搾取するハデスの強欲さや気候変動に対して新しい価値観を提示する(行き過ぎた資本主義、自由を阻む壁はトランプの移民政策の壁を想起させる)。女性劇作と女性演出家、多様な人種配役を施した作品には最優秀ミュージカル賞を含む8つの賞が授与された。また、2022年最優秀作品受賞を含む5部門でトニー賞受賞した『リーマン三部作』は、アメリカの奴隷貿易における投資銀行の起源から、2008年金融危機を招く破産申請までのリーマン・ブラザーズの約163年間の盛衰に資本主義アメリカの姿を象徴させた。ユダヤ人移民のリーマン3兄弟役は、多様な年齢と性別の役割を演じ分けるが、黒人俳優が起用され人種・民族を考慮しない

カラー・ブランドのキャスティングを実施した。この2つの受賞作品は人種、ジェンダー、民族、宗教の壁を越えて躍進するアメリカの寛容性を感じさせる作品である。

政治や社会の動向、人種・民族のテーマが投影される演劇作品は、21世紀の米国の歩みとともに進化している。アメリカの2020年国勢調査では、白人人口が6割を切り（Jensen）、米社会の人種・民族・ジェンダーなどの多様化が進む。こうした白人の勢力の衰退、同性愛者や女性、障害などのマイノリティーの苦悩、経済格差に起因する摩擦、黒人の権利向上への活動の変化、移民問題などが受賞作品に反映され、アメリカ演劇は、いわば激動のアメリカの社会システムの綻びへの受容を映し出している。

2020年春から劇場が閉鎖したコロナ禍では、明るい喜劇が好まれる傾向があった。感染予防による経済や諸活動の停止や、ステイホームを余儀なくされた閉塞感を打破するエンターテインメント性に人々が癒しを求めた傾向もある。

必ずしも興行成績に反映されるとは限らないが、アフリカ系アメリカ人の人権の向上に関する演劇や受賞作品には多様な変化の兆しが見られる。コロナ禍による観光客の減少で地元の観客が増加したことや、総投票数の47%を獲得したトランプからバイデン大統領に移行する過程でアメリカの政治には分極化が見られ、人工妊娠中絶に反対する裁判官がトランプ大統領によって指名されるなど、アメリカが保守色へと政治的傾向を強め、黒人や有色人種、女性やジェンダー・マイノリティーの権利の保障が危ぶまれる危機感が高まった。ブロードウェイでの多様性への具体的な活動の活発化は、こうした社会情勢への応援歌と理解することができる。ジョージ・フロイド事件によって再燃したBLMや、性別を問わず過去の性暴力を告発する#MeToo運動など、暴力や抑圧に対する不服従の思潮が底流にある。

多様性や包摂性への取り組みの継続が課題であるが、白人男性中心ではない黒人の表象のほか、ジェンダー、民族の多様性は近年の受賞、配役、内容の面で確実に増加し進展してきており、加えて近年の作品は一つのテーマだけではなく複合的

問題作と言える異なる視座への寛容性と和解を求める作品が増加していることも特徴的である。

参考文献

- Adler, Thomas P. *Mirror on the Stage— The Pulitzer Plays as an Approach to American Drama*. West Lafayette: Purdue UP, 1987.
- The Asian American Performers Action Coalition. “The Visibility Report 2018-9.” <http://www.aapacnyc.org/2018-2019.html>.
- Armstrong, Linda. “‘Fat Ham’ is a succulent theatrical treat!” *New York Amsterdam News*, June 2, 2022, p22.
- Bigsby, Christopher. *Twenty-Century American Playwrights*. New York: Cambridge University Press, 2018.
- Brantley, Ben. “In ‘The Hot Wing King,’ a New Recipe for a Family.” *The New York Times*, Vol. 169 Issue 58620, March 1, 2020, p5.
- Brantley, Ben. “‘The Inheritance’ Review: So Many Men, So Much Time.” *The New York Times*, Vol. 169 Issue 58515, Nov. 18, 2019, pp.1-5.
- The Broadway League. “The Demographics Of The Broadway Audience” for 2018-2019 Season.” <https://www.broadwayleague.com/press/press-releases/the-broadway-league-reveals-the-demographics-of-the-broadway-audience-for-2018-2019-season/>.
- Cummings, Emi P. “Unpopular Opinion: Color-Blind Casting Isn’t ‘Woke’ — It’s Racist.” December 9, 2020, <https://www.thecrimson.com/article/2020/12/9/unpop-opinion-color-blind-casting/>.
- Hodge, Matthew. “21st-Century Broadway Musicals and the ‘Best Musical’ Tony Award: Trends and Impact.” *Arts*, 9, (2) 58, 2020, pp. 1-17.
- Daniels, Karu F. “The Great White Way is still too white, Black Broadway stars and advocates say.” *New York Daily News*, Jun 11, 2022, <https://www.nydailynews.com/snyde/ny-broadway-diversity-audiences-audra-mcdonald-marcia-pendelton-20220610-cwjvmounsfh37iwhocrx>

- quphoq-story.html.
- Hoffman, Warren. *The Great White Way*. Rutgers UP, 2020.
- Hollander, Sophia. "Awakening the Senses on Broadway." *The Wall Street Journal*, Dec. 14, 2015, <https://www.wsj.com/articles/awakening-the-senses-on-broadway-1450136087>.
- Hsu, Cindy. "Broadway theater to be named after legendary James Earl Jones." *CBS NEW YORK*, March 2, 2022.
- Hurwitz, Nathan. *A History of the American Musical Theatre*. Routledge, 2014.
- Jensen, Eric, Nicholas Jones, Megan Rabe, Beverly Pratt, Lauren Medina, Kimberly Orozco and Lindsay Spell. "2020 U.S. Population More Racially and Ethnically Diverse Than Measured in 2010." *United States Census Bureau*, August 12, 2021, <https://www.census.gov/library/stories/2021/08/2020-united-states-population-more-racially-ethnically-diverse-than-2010.html>.
- Hoch, Danny. *American Theatre*. Vol. 32 Issue 7, September 1, 2015, p28-29.
- Jones, John Bush. *Our Musicals, Ourselves: A Social History of the American Musical Theatre*. New Hampshire: Brandeis UP, 2003.
- Kennedy, Mark. "On Broadway, More Visibility, Yes, But Also an Unseen Threat-Diversity on Broadway is blooming and growing, but COVID-19 has other plans." *NBC New York*, June 6, 2022.
- Lewis, Helen. "Straight outta Congress." *New Statesman*, Vol. 146 Issue 5395, December 1, 2017, p44-48.
- Long, Heather. "Investing in Broadway: How We Actually Made Money." *CNN Business*, 2016, <https://money.cnn.com/2016/06/11/investing/fun-home-broadway-investors/index.html>.
- Low, Jason. "The Diversity Gap In The Tony Awards, 1982–2015." *Lee & Low Books*, June 7, 2016, <https://blog.leeandlow.com/2016/06/07/tony-awards-diversity-gap-infographic/>.
- Marks, Peter. "To revive us, we need plays like the Pulitzer-winning 'Fat Ham'." *Washington Post*, May 26, 2022.
- Noveck, Jocelyn. "'Hadestown' and Diversity Big Winners at 2019 Tony Awards." *The Christian Science Monitor*, June 10, 2019, <https://www.csmonitor.com/The-Culture/2019/0610/Hadestown-and-diversity-big-winners-at-2019-Tony-Awards>.
- Paulson, Michael. "Broadway Power Brokers Pledge Diversity Changes as Theaters Reopen." *The New York Times*, August 23, 2021.
- Paulson, Michael. "Private Data Shows Broadway's Hits and Misses After Reopening." *The New York Times*, January 31, 2022.
- Pearce, Michael. "Making Whiteness Visible and Felt in Fairview." *Humanities*. University of Exeter, 2021, 10(2), 81.
- Phillips, Maya. "'Fat Ham' Review: Dismantling Shakespeare to Liberate a Gay Black 'Hamlet'." *The New York Times*, May 26, 2022.
- Seymour, Lee. "Broadway Investors Set To Lose \$100 Million As A Dozen Shows Close." *Forbes*, July 11, 2019, <https://www.forbes.com/sites/leeseymour/2019/07/11/investors-set-to-lose-100-million-as-broadwayundergoes-huge-market-correction>.
- Solomon, Alisa. "The Lehman Trilogy's theater of financial malfeasance." *Nation*. January 26, 2022, <https://www.thenation.com/article/culture/lehman-trilogy/>. TCG. *Theatre Facts 2018*, http://www.tcg.org/pdfs/tools/TCG_TheatreFacts_2018.pdf.
- Thomas, Jade. "From Freakshow to Sitcom: Metatheatrical (Dis)Continuities in Contemporary African American Plays." *Journal for Literary and Intermedial Crossings*, 6.2, 2021, d1-24.
- Tran, Diep. "This Broadway Season Features a Record 8 Black Playwrights — But Is It a Fluke?" *Backstage*, October 15, 2021, <https://www.backstage.com/magazine/article/broadway-record-breaking-season-black-artists-74121/>.
- VOA News. "On Broadway, More Visibility, But Also an Unseen Threat." June 6, 2022, <https://www>

voanews.com/a/on-broadway-more-visibility-but-also-an-unseen-threat-/6606255.html.

Yakas, Ben. “Woman Interrupts ‘Slave Play’ Q&A To Complain The Show Is ‘Racist Against White People.’” *Gothamist*, December 3, 2019, <https://gothamist.com/arts-entertainment/woman-interrupts-slave-play-q-complain-show-racist-against-white-people>.

Warne, R.T. ““I Hope I Get It”: Impact of Tony Award nominations and wins on Broadway production longevity,” *Arts and the Market*, Vol. 8 No. 1, May 6, 2018, pp. 30-46.

谷 佐保子 「トニー賞、ピューリッツアー賞受賞作品から眺める現代アメリカ社会——一九九〇年代以降のアメリカ社会と演劇」『現代演劇Vol. 21 — トニー賞・ピューリッツアー賞』現代演劇研究会 2015年。

金成 隆一 『記者、ラストベルトに住む—トランプ王国、冷めぬ熱狂』朝日出版社 2018年。

第二次世界大戦期の米国テキサス州における シーガビル収容所と収容者の実態

武 井 勲

Isao TAKEI. An Investigation of the Conditions at Seagoville Enemy Alien Detention Station and Experiences of Internees During World War II. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.25-33.

This study investigates the role and characteristics of Seagoville Enemy Alien Detention Station which existed during World War II in Texas, and its internees. If a prison camp could ever be described as comfortable, the Seagoville internment camp, southeast of Dallas, may have been “the most comfortable” internment camp in the U.S. It held Japanese, German, Italian married couples without children, single women detained as enemy aliens arrested within the U.S., and those brought from Central and South America. Yet, little is known about its internees, and there seems to exist only two short descriptions of the Japanese: (1) about fifty Japanese language teachers from California who were arrested on suspicion of being disloyal to the U.S.; (2) a voyage of some Japanese families and other nonofficial persons who were shipped from their countries of residence in Central and South America to Seagoville Internment Camp. Considering such limited information about internees at this site, one contribution of this study is the introduction of six Japanese women who were sent from Hawaii to the mainland U.S. and interned at this facility. The author identified the subjects from the Hawai'i Internee Directory held by the Japanese Cultural Center of Hawai'i (JCCH).

キーワード： テキサス州 シーガビル収容所 日本人収容者

はじめに

第二次世界大戦中、米国ではおよそ12万人の日系人が、敵性外国人として「戦時転住局(WRA¹)」が管理・運営する10か所の「戦争移住センター(Relocation Center)」に収容された。米国における日系人の強制収容として一般的に知られているのは、カリフォルニア州のマンザナーやトゥーリーレイク、ワイオミング州のハートマウンテンといった「戦争移住センター」での苦難の歴史である²。

また「戦争移住センター」とは別に、「潜在的に危険な」敵性外国人およびその家族が、司法省から権限を付与され、国務省とも連携していた「移民帰化局(INS³)」が管理・運営した施設に収容された。ドイツ人と少数のイタリア人も移民帰化局の管理下に置かれたが、大部分は日系人であった。この施設は、「戦争移住センター」よりもかなり小規模であった⁴。これらは、「Internment Camp」

や「Detention Center (もしくはDetention Camp, Detention Station)」と呼ばれるが、本稿では「収容所」と表記する。

テキサス州には、クリスタルシティ、ケネディ、そしてシーガビルの3か所に、この移民帰化局が管理する収容所が存在した。サンアントニオのフォート・サム・ヒューストンと、エル・パソのフォート・ブリスにも収容施設が存在したが、それらは陸軍の駐屯地を利用した「臨時収容所」と位置づけられる。

本稿は、シーガビル収容所と収容者の実態を、筆者自身の調査を交えながら明らかにしようとするものである。クリスタルシティやケネディと比較して規模の小さいシーガビル収容所に関する情報は、かなり乏しいものである。例えば、この収容所についてはテキサス州の日系人に関する主要文献の一つであるThomas K. Walls著*The Japanese*

Texans の中でも、3ページほどしか記述されていない。他には、テキサス州内の収容所についてテキサス歴史委員会（THC⁵）が公開している電子ファイルに2ページ、そしてRon Tyler他編 *The New Handbook of Texas* の、2ページにわたる「第二次世界大戦期の収容所」の項目において1段落の記述が見られるだけである⁶。

資料の検討の結果、シーガビル収容所には大きく分けて2つの期間があったと捉えられる。一つ目は、日本人、ドイツ人、そしてイタリア人の子供のいない夫婦と独身女性を収容した期間である。彼らは設備が整った施設の中で快適な収容生活を送っていて、今日ではその建物に文化的価値が見出せるということもあり、その点でシーガビルは全米の収容所の中でも極めて特異な存在であった。

二つ目は、中南米の国々から国外退去となり、移送されて来た日本人が滞在した期間である。移民帰化局は、強制収容により離散した日本人家族をシーガビルで再会させるため、仮設住宅を調達することで受け入れの態勢を整えていた。ところが丁度その時に、中南米で敵性外国人とみなされた人々（主に日本人）がテキサス州に連行されて来たのであった。結局、シーガビルでは日本人家族を再会させるという目的を達成出来なかった。そしてこのことが、州内に新たに家族用のクリスタルシティ収容所が設置されるきっかけの一つとなったのである。

国籍別の収容者数については、文献や資料を見渡しても、日本人の大まかな人数が記されているだけでドイツ人とイタリア人に関する情報は見当たらない。収容者の氏名については、カリフォルニア州から連行されて来たワダという日本人女性の名字が、文献の一つに記されているだけである。

一方、筆者がハワイ日本文化センター（JCCH⁷）の「ハワイ州被収容者名簿」（The Hawai'i Internee Directory）を検索したところ、当時ハワイ準州に居住していた6名の日本人女性が、1942年の夏から1943年の春にかけてシーガビルに収容され、次いで同じテキサス州内のクリスタルシティにも収容されていたことが判明した。これは、既存の文献には触れられていない、興味深い史実であろう。

これまでの検証の結果、シーガビルに収容されていた日本人は州外や中南米から移送されてきた人々であるが、地元テキサス州に在住していた日系人は戦時中の影響を受けずに生活していたことがうかがえる⁸。また中南米、特にペルーからテキサス州への日本人の国外追放は、彼らの経済的成功に対する強い反発の表れであった⁹。筆者はテキサス州内での日本人の収容体験を通して、移住先での社会が収容された人々に対して抱いていた姿勢について理解することを目指しており、本稿はその一環でもある。

1. シーガビル収容所—収容所に似つかわしくない快適な施設—

ダラス南東部の小さな町にかつて存在したシーガビル収容所は、米国内の収容所の中で、最も快適な施設であったとされる¹⁰。そこはまた、ニュー



写真1 シーガビル収容所の入口の門

（提供：テキサス大学サンアントニオ校のスペシャルコレクション No. 085-0913）



写真2 シーガビル収容所の外観

（提供：テキサス大学サンアントニオ校のスペシャルコレクション No. 085-0910）

ヨークのエリス島に次いで最も美しい、移民帰化局の監禁遺跡と言われている¹¹。

シーガビル収容所は元々、連邦刑務所局が比較的刑罰の軽い女子の感化院として1941年に建設したのだが、1942年4月1日に移民帰化局の管理下に置かれた。これには、捕虜と、敵性外国人として検挙された民間人を刑務所に拘留することを禁じた、1929年のジュネーブ条約が関係している。この条約により、連邦刑務所局は第二次世界大戦中、民間人を強制収容する責務を負うことが出来なかったからである¹²。

シーガビルには、米国内で敵性外国人として検挙された日本人、ドイツ人、イタリア人の子供のいない夫婦と独身女性、その他中南米から連行されて来た人々が、仮釈放や本国に送還されるまでの期間収容されていた。1942年から1943年にかけては少数の家族も収容されていたが、州内のクリスタルシティ収容所が運用を開始するとそちらに移送されたため、家族の収容は一時的なものであった¹³。

数百エーカーの敷地には、植民地様式の赤レンガの建物が12棟あった。それらは舗装された歩道と車道で結ばれており、広大な芝生に囲まれていた。施設の訪問者はその佇まいに目を見張り、まるで大学のキャンパスのようだと述べている¹⁴。

それでも、収容所は高い金網のフェンスで囲まれていて、唯一の出入り口は常に監視されていた。収容所を取り囲む舗装された道路の真ん中に塗られた白線は、収容者がそれ以上超えてはならないという境界を表していた¹⁵。

6つの寄宿舎には合計352の部屋があり、床にはじゅうたんが敷き詰められ、ベッドと机、ダンス、そして洗面台が備えられていて、ホテルの様であった。また各階には共同の洗濯場、浴場、そしてトイレがあった。各々の宿舎には冷蔵庫、ガスコンロ、食器洗い機付きの台所もあり、食堂にはリンネルのテーブルクロスが敷かれたいくつものテーブルがあり、その上には布ナプキンと、上品な陶磁器と銀食器が置かれていた。収容者らは監視の下、自分たちで料理をした¹⁶。

シーガビルには他にも、病院や大きなレクリエー

ション用の建物があった。病院では一人の女医が病棟を管理し、6人の医師、10人の看護師、1人の歯科医師、そして1人の検査技師を監督していた。レクリエーション用の建物内のホールでは、収容者らが演じたバレエや舞台作品といった、様々な活動が催された。また、その建物にはオーケストラ用の楽器、英語や音楽教育用の12の教室、複数の言語で書かれた本を置いた図書館、そして裁縫や編み物用の部屋があった。屋外では、園芸、農業、テニス、野球、バドミントン、収容所内の散策といった活動が行われていた¹⁷。

シーガビルは収容所に似つかわしくない快適な施設だったが、それでも収容者には不満があった。多くは、収容所が引き続き刑務所長のエイミー N. スタナード氏によって管理されていることに憤慨していた。収容者らは更に、手紙の検閲や発送可能な郵便物の制限に嫌悪していた¹⁸。

1942年の夏の終わりに、移民帰化局はシーガビルにいる家族と他の収容所にいる日本人男性を再会させる計画を打ち出した。これを見込んで、ニューメキシコ州のサンタフェ収容所から、18平方フィート（一辺5.5メートル）一間の、合板壁の仮設住宅「ビクトリー・ハット」50戸を受注した。更に台所と食堂が入る、大きな建物が1軒建設された。洗濯室と、男女別々の共同トイレと浴場も建設された¹⁹。ところが同年、工事が済んで間もなく、中南米から国外追放されて来たおよそ250人の日本人が入所したため、日系アメリカ人家族を再会させることは出来なかった。そこで開設されたのが、同じ州内のクリスタルシティ収容所であった²⁰。

上述の通り、シーガビルにおける国籍別の収容者数は一般的に知られていない。それでも、筆者がテキサス歴史委員会から入手したテキサス州内の収容所に関連する資料の中から、1942年の国籍別の収容者数を示す書類を特定することが出来た（表1参照）。記載されているのはパナマ運河地帯と南米から連行されて来た収容者数だけであるが、筆者の知る限り、これらは既存の文献には触れられていない情報である。

シーガビルにおける収容者数が最大に達したのは1943年で、647人であり、加えて120人の移民

表1 パナマ運河地帯および南米から連行されて来た収容者の人数、1942年

	ドイツ人		イタリア人		日本人		その他の国籍		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男女合計
パナマ運河地帯	8	29	1	2	6	7	8	25	23	63	86
南米	16	8	—	3	54	109	8	20	78	140	218
合計	24	37	1	5	60	116	16	45	101	203	304
男女合計	61		6		176		61		304		304

出所：テキサス歴史委員会から入手した書類, Number of Enemy Aliens in Custody 1942.

帰化局職員と軍属がいた。同年9月には、いくつかの例外を除き、中南米から移送されて来た日本人は全員日本へ送還され、数家族がクリスタルシティへ移送された。同年9月末から、施設が連邦刑務所局に返還され、収容所が閉鎖した1945年6月までの期間、残った収容者は独身女性と子供のない夫婦だけとなった。施設が閉鎖すると、彼

らは本国に送還されたり、釈放されたり、他の収容所に移送されたりした²¹。

2. シーガビルにおける日本人収容者

シーガビルにおける日本人収容者の状況を明らかにするため、カリフォルニアと中南米から移送されて来た日本人についての記述と、ハワイから連行されて来た女性6名に関する情報を利用する。これらを以下に記してみたい。

(1) カリフォルニアから移送されて来た女性教師

中南米からの日本人が到着する以前、シーガビルではFBIによって逮捕された日本人女性を50人ほど収容していたが、彼女らはカリフォルニアで日系2世の子供たちに日本語と日本文化を教えていた教師であった。こうした教室は放課後に開かれていて、子供たちに日本の伝統や言葉を学ばせることを望んでいた1世の親たちに、大変人気があった。しかし戦争が始まるとこうした教室は閉鎖され、教師の多くは米国に忠誠ではないという容疑で逮捕されたのであった²²。

収容された教師たちの、アメリカへの忠誠心を決して疑うことのなかった一人の男性が、「キリスト友会（The Society of Friends）」（一般的な呼称はクエーカー、Quakers）の信者であるハーバート・V・ニコルソンという人物であった。キリスト友会は、戦時中の強制収容に抗議して日系アメリカ人を擁護した、数少ない団体の一つであった。ニコルソンは、かつて日本に派遣されたことのあるクエーカーの宣教師であり、戦前にはロサンゼルスで日系アメリカ人の会衆の代表を務めており、全米各地の様々な収容施設を訪問していた²³。



写真3 運動着姿の男性・女性収容者と、楽器を持った音楽隊（右）

（提供：テキサス大学サンアントニオ校のスペシャルコレクション No. 085-0911）



写真4 収容者のスカーフ、ブラウス、セーター、靴など

（提供：テキサス大学サンアントニオ校のスペシャルコレクション No. 085-0912）

ニコルソンがシーガビルに会いに来た女性の一人が、ロサンゼルス牧師で旧友でもあるワダ氏の夫人であった。ニコルソンは、ニューメキシコ州ローズバーグにある男子専用の収容所にいるワダ牧師との最近の面会について、夫人に話して聞かせた。ニコルソンはまた、コロラド州のアマチ収容所にいる夫妻の2人の娘との面会についても話した。ワダ夫人はもちろん夫や子供たちに手紙を書いてはいたが、一週間につき検閲を受けた手紙3通と、はがき1通に制限されていた²⁴。

（2）中南米の3か国を国外退去となった人々

戦時中、中南米の16か国が、少なくとも8,500人の日系人、ドイツ人、そしてイタリア人を収容した。また、その中の12か国が一部もしくは全ての敵性外国人の収容者を、米国に移送した²⁵。

その数はおよそ3,000人に上り、うち2,264人とされる日系人が、日本で拘束されているアメリカ人と交換する目的で居住国を国外追放され、米国に連行された。日系人収容者の約半数は、収容所内で日本への強制送還を待つ夫や父親に合流することを求めた、二世を含む家族の者であった。また日系人の80パーセント以上は、ペルーから連行されて来た。こうした人々は日系アメリカ人と共に、主にテキサス州内の施設に収容された（テキサス州外では、モンタナ州のフォート・ミズーラ収容所が挙げられる）²⁶。

中南米に居住していた日系人がシーガビルに移送された際の、短い記述がある：

1942年4月13日、140人を下回る人数の日本人家族の一団が、ペルーを出航した。パナマ運河を経由してニューオーリンズに向かう途中、エクアドルとコロンビアに停泊すると、そこで合計48人の日本人外交官と領事館職員が乗船させられた。ニューオーリンズに到着すると、外交官らは一団の中の21人の民間人と引き離された。民間人らは、非合法的に米国に入国したと告げられ、シーガビル行きの列車に乗せられた²⁷。

また、パナマでは戦時中に300人ほどの日本人が収容所に収容され、正確な人数は不明であるが、

1942年4月に米国本土の収容所に移送されたという記述がある²⁸。よって、上記の船でシーガビルに移送された、パナマからの日本人が存在した可能性もあると推測できる。実際に、13人の日本人が1942年にパナマからシーガビルに連行されていたことが、表1に示されている。

（3）ハワイから移送されて来た6名の女性

筆者がハワイ日本文化センター（JCCH）の「ハワイ州被収容者名簿」を検索したところ、ハワイから米国本土に移送されて来た日本人女性6名が1942年の夏から翌年の春にかけて、シーガビルに収容されていたことが判明した。

この名簿には被収容者の氏名、生まれた年、1941年の居住地、職業、ハワイで拘束された年と月、収容先、ハワイから米国本土に移送された年と月、ハワイに帰還した年と月、それに同様に収容された家族の情報等が記載されている（表1参照）。全員に共通する収容の行程は以下の通りである：

- ① ホノルルのサンドアイランド収容所に収容される。
- ② 1942年6月21日、大部分が1世の39名の男性と共に、「第4移送船」で米国本土に移送される。
- ③ 1942年6月から翌年7月もしくは8月まで、カリフォルニア州のシャープ・パーク収容所に収容される。
- ④ 1942年7月または8月から、翌年4月もしくは5月まで、シーガビルに収容される。
- ⑤ 同じテキサス州内の、家族用のクリスタルシティに収容される。
- ⑥ 1945年12月、およそ775人の収容者と共にハワイに帰還する。

これら6名の女性は家族との再会を求めて収容所入りしたのではなく、1世の男性と同様に逮捕された上で収容されたのであった。恐らく、聖職者や教師といった職種に就く者は日本人コミュニティのリーダー的存在とみなされたため、米国本土まで移送されたと考えられる。

彼女らは家族と隔離され、収容所の行き先も異なっていた。例えば、川崎、宮王ユキ、山根には

表2 「ハワイ州被収容者名簿」の検索から特定された日本人収容者

	氏名	生年	居住地	職業	拘束された年月	追加事項
①	川崎深雪 <small>かわさき みゆき</small>	1898年	オアフ島ワイパフ	天理教の神職	1941年12月	夫の諒策（大工、アレクサンダー・ヤング・ホテル勤務）とクリスタルシティで再会し、同じ船でハワイに帰還した。息子のエドワード・シズオは第二次世界大戦中、米軍に従事した。
②	田中ハル <small>たなか はる</small>	1893年	オアフ島ワヒアワ	ワヒアワ昭和日本語学校の校長	1941年12月	ミッシオン系大学である広島女学院を卒業後、ヒロに住んでいた兄を頼ってハワイに移住した。ハワイ島のヒロ独立学校で、日本の手芸や生け花等を教えたこともある。
③	堀部キク <small>ほりべ きく</small>	1877年	カウアイ島ワイメア	日系新宗教の一つである金光教の神職、リフエ布教ホールで活動	不明	サンドアイランド収容所の前に、カウアイ島のワイルア郡刑務所に収監されていた。
④	宮王ユキ <small>みやおう ゆき</small>	1902年	オアフ島ホノルル	ハワイ出雲大社の神職	1941年12月	真珠湾攻撃直後、ハワイ出雲大社の宮司であった夫の重丸と共に拘束されたが、夫の継母の宮王芳枝（以下の⑤の人物）と間違えられたと見られる。3人の子供はハワイで両親と引き離され、ノースカロライナ州で収容生活を送っていたが、クリスタルシティで合流した。
⑤	宮王芳枝 <small>みやおう ともえ</small>	1892年	オアフ島ホノルル	ハワイ出雲大社の神職	1941年12月	夫はハワイ出雲大社の初代分院長、宮王勝良である。夫の前妻の娘と暮らしていたが、異なる収容所に送られたために再会を要請したところ、クリスタルシティで合流を果たした。
⑥	山根ツタ <small>やまね つた</small>	1898年	オアフ島ホノルル	不明	1941年12月	大家であった夫の清義とクリスタルシティで再会し、同じ船でハワイに帰還した。

配偶者がいたが、彼らは別々の船で米国本土に移送され、カリフォルニア州のエンジェル島収容所やニューメキシコ州のサンタフェ収容所などに別々に収容されていた。最終的に、家族を持つ者は上記⑤のクリスタルシティで再会し、上記⑥の同じ船でハワイに帰還している。

3. シーガビル収容所跡地の現在

今日、シーガビルは警備レベルの低い連邦刑務所となっている。警備上の理由により施設に接近する者は全て監視されていて、周辺の写真撮影も禁止されている。

筆者は2022年9月に、施設の正面入口にあるテキサス歴史委員会（THC）が設置した「ステート・ヒストリカル・マーカー」と呼ばれる金属製の案内板を確認するために、現地に赴いた。滞在先のオースティンから車で片道約3時間かけての訪問だったが、あいにく担当者が不在であったため、撮影許可は下りなかった。

収容所の案内板はテキサス州の所有物なので、本来ならば写真撮影を妨げる理由など無い。しかしシーガビルの案内板は刑務所の敷地内という特殊な場所に設置されているため、担当者の立ち合いが必須なのである。

また、かつて収容所として使用されていた建物の一部は現存するが、これらの写真撮影も不可能であった。

そこで筆者は、テキサス州内に設置されているあらゆる案内板を撮影し、説明を添えてオンライン上で公開している「ザ・ヒストリカル・マーカー・データベース」という組織に問い合わせしてみた。すると2020年9月6日に現地を訪れ、案内板とその周辺の撮影を許可されたというカイラ・ハーパー氏から返信があり、写真の使用を認めていただいた。そのいくつかを、以下に紹介する。

テキサス歴史委員会（THC）は、州内のクリスタルシティ収容所の敷地沿いに複数の説明パネルを設置している。しかしシーガビルには、そうしたパネルを設置することが出来ないため、代わりにロールアップバナースタンド（支柱にスクリー



写真5 正門の側に立つ案内板

（提供 ザ・ヒストリカル・マーカー・データベースの
カイラ・ハーパー氏）



写真6 フェンスの外側から見た連邦刑務所

（提供 ザ・ヒストリカル・マーカー・データベースの
カイラ・ハーパー氏）

ンを垂直に引き伸ばして張る、巻き取り式バナースタンド）が町の図書館に寄贈されていて、それを見ることは可能である²⁹。

おわりに

本稿では、テキサス州ダラス南東部の小さな町にかつて存在した、シーガビル収容所と収容者の実態について、筆者自身の調査を交えながら検討を試みた。

シーガビルが稼働したのは1942年4月から1945年6月までの3年2か月間で、収容者数が647人とピークに達したのは1943年のことであった。この施設では米国内に居住する日本人、ドイツ人、そしてイタリア人の子供のいない夫婦と独身女性を収容し、途中から中南米の国々を追放された人々

も収容した。

収容者に関する情報は乏しく、ドイツ人とイタリア人の実態は不明であり、日本人についての若干の記述が残されている程度である。ゆえに、ハワイの日本人女性6名がこの施設に収容されていたという新たな発見は、興味深いだけでなく、大変有益なものであろう。彼女たちは同じテキサス州内のクリスタルシティにも収容され、そこで家族と合流した者も含まれていることから、テキサス州内で収容されたハワイからの日本人が他にも存在すると見込まれる。こうした人々を特定することで、日系人の強制収容に関するテキサス州内の収容所の役割を理解することも、筆者の今後の重要な課題である。

これまでの検証から、シーガビルを含むテキサス州内の収容所に収容されていた日本人は州外や中南米から連行されて来た人々であり、州内で暮らしていた日本人は数百人と少なかったこと、また農業分野での影響力があったことから、戦時中の影響を受けることは皆無に等しかったようである。また中南米、特にペルーでの日本人の国外追放は、彼らの経済的成功を妬むペルー社会の拒否反応であった。

このように、テキサス州内で収容された日系人の体験を通して、我々は当時の日本人・日系人に対する米国や中南米の国々、とりわけテキサス社会の姿勢、人種間の関係を理解することが可能である。本稿で取り上げたシーガビル以外の収容所の検証や、戦時中の1世もしくは2世を先祖に持つ日系アメリカ人に対する聞き取り調査を織り交ぜることで、海外に生きた日本人の存在や現地社会との葛藤に対する理解を深めていきたい。

註

1. WRA = The War Relocation Authority.
2. 例えばBrown, Daniel James. 2021. *Facing the Mountain: A True Story of Japanese American Heroes in World War II*. New York, NY: Viking; Daniels, Roger. 1993. *Prisoners without Trial: Japanese Americans in World War II. Revised Edition*. New York, NY: Hill and Wang;

Gruenewald, Mary Matsuda. 2005. *Looking like the Enemy: My Story of Imprisonment in Japanese-American Internment Camps*. Troutdale, OR: New Sage Press; Houston, Jeanne Wakatsuki and James D. Houston. 1973. *Farewell to Manzanar*. Boston, MA: Houghton Mifflin Company; Inada, Lawson Fusao, Ed. 2000. *Only What We Could Carry: The Japanese American Internment Experience*. Berkeley, CA: Heyday; Reeves, Richard. 2015. *Infamy: The Shocking Story of the Japanese American Internment in World War II*. New York, NY: Henry Holt and Company.

3. INS = The Immigration and Naturalization Service.
4. Walls, Thomas K. 1987. *The Japanese Texans*. San Antonio, TX: The University of Texas Institute of Texan Cultures at San Antonio, p. 176.
5. THC = The Texas Historical Commission.
6. Brosveen, Emily. 1996. "World War II Internment Camps." In *The New Handbook of Texas*. Volume 6, pp. 1082-1083, edited by Ron Tyler. Austin, TX: The Texas State Historical Association, p. 1082; The Texas Historical Commission (THC). August 2020. *Fort Bliss, Fort Sam Houston, Kenedy, Seagoville, and Crystal City: Enemy Alien Internment in Texas During World War II*, pp. 8-9. https://www.thc.texas.gov/public/upload/publications/Alien_Enemy_Brochure_08_20.pdf; *Ibid.*, pp. 185-187.
7. JCHH = The Japanese Cultural Center of Hawai'i.
8. 武井勲. 「受容と同化の観点から見た20世紀初期テキサス日系人の生活史再考」. 日本大学国際関係学部『国際関係学部研究年報』. 第41集, pp. 31-42. 2021年; 武井勲. 「第二次世界大戦期における日系アメリカ人の生活と戦争体験の地域性—テキサス日系人の苦境・白人との絆・命がけの忠誠に着目して—」. 『国際文化表現研究』. 第17号, pp. 117-135. 2021年; 武井勲. 「テキサス州クリスタルシティ収容所を

- 通して見る日系アメリカ人の戦争体験の地域性」. 日本大学国際関係学部『国際関係学部研究年報』. 第42集, pp. 33-43. 2022年; 武井勲. 「テキサス州ケネディおよびシーガビル収容所から見るテキサス日系人と日系ラテンアメリカ人の戦争体験—日系人差別のあり方を探る—」. 『国際文化表現研究』. 第18号, pp. 88-107. 2022年.
9. 例えば Niiya, Brian, Ed. 2001. *Encyclopedia of Japanese American History. An A-to-Z Reference from 1868 to the Present. Updated Edition*. New York, NY: Checkmark Books, p. 230; Robinson, Greg. 2009. *A Tragedy of Democracy: Japanese Confinement in North America*. New York, NY: Columbia University Press, pp. 150-152; The Civil Liberties Public Education Fund. 1997. *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*. Seattle, WA: University of Washington Press, pp. 308-309, 314.
 10. Tang, Irwin A. and Thomas K. Walls. 2007. “Chinese Texans and Japanese Texans during World War II.” In *Asian Texans: Our Histories and Our Lives*, pp. 131-153, edited by Irwin A. Tang. Austin, TX: The it Works, p. 142.
 11. THC, *op. cit.*, p. 8.
 12. *Ibid.*
 13. *Ibid.*
 14. Brosveen, *op. cit.*, p. 1082; Walls, *op. cit.*, pp. 185-186.
 15. Brosveen, *op. cit.*
 16. *Ibid.*; Walls, *op. cit.*, p. 186.
 17. Brosveen, *op. cit.*
 18. *Ibid.*
 19. *Ibid.*
 20. THC, *op. cit.*, p. 9; Walls, *op. cit.*, p. 187.
 21. Brosveen, *op. cit.*; THC, *op. cit.*, pp. 8-9.
 22. Walls, *op. cit.*, p. 186.
 23. *Ibid.*
 24. *Ibid.*, p. 187.
 25. The Civil Liberties Public Education Fund, *op. cit.*, p. 307.
 26. Niiya, *op. cit.*, pp. 229-230; Robinson, *op. cit.*, pp. 150, 152; The Civil Liberties Public Education Fund, *op. cit.*, pp. 305, 311; Walls, *op. cit.*, p. 183.
 27. Walls, *op. cit.*, p. 185.
 28. Robinson, Greg. 2018. “The Unknown History of Japanese Internment in Panama.” *Discovery Nikkei: Japanese Migrants and Their Descendants*. <http://www.discovernikkei.org/en/journal/2018/4/26/japanese-internment-panama/>.
 29. Rakoczy, Lila. 2019. “Preserving Second World War Internment History: A Texas Perspective.” A transcript of a presentation at the Preserving U.S. Military Heritage: World War II to the Cold War, June 4-6, 2019, held in Fredericksburg, TX. <https://www.nps.gov/articles/000/preserving-wwii-internment-history-in-texas.htm>.

オットー・グロースにおける認識と実践

藁科智恵

Chie WARASHINA. Recognition and Practice in Otto Gross. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.35-44.

Born in Austria in the late 19th century and living at the turn of the century, Otto Gross (1877-1920) was a psychiatrist, “Lebensreformer(life-reformer),” anarchist, and much more. He was also a close friend of Sigmund Freud, who established psychoanalysis, and his student Carl Gustav Jung and both highly valued Gross’s deep understanding of psychoanalysis and his abilities. However, as mentioned above, Gross’s activities went beyond the realm of psychoanalysis. Gross initially studied psychiatry and further developed his work in psychoanalysis and in advocating liberation from the sexual morality based on the institution of marriage in patriarchal societies. His argument, which he based with psychoanalysis, turned out to be somewhat controversial.

In this paper, I would like to focus on what role psychology, and psychoanalysis in particular, was supposed to play in Gross’s problematics, and to see how cognition and practice were related to each other and how they developed in Gross. This will not only shed light on the activities of Gross as an individual, but will also highlight the spiritual and intellectual climate at the turn of the century, both within and outside academia.

キーワード： オットー・グロース 認識と実践 世紀転換期ドイツ 精神分析 性改革

構成

0. はじめに
1. オットー・グロースについて
2. グロースと精神分析
 - 2-1. グロースとフロイト、ユング
 - 2-2. グロースにおける精神分析の位置づけ
3. グロースへの批判：認識と実践
4. まとめ——歴史的現象としてのグロースから見えるもの

0. はじめに

19世紀後半にオーストリアで生まれ、世紀転換期を生きたオットー・グロース（1877-1920）は、精神科医、生活改革運動家、アナキスト等、さまざまな面を持っている。グロースは、精神分析を確立することとなったジークムント・フロイトとその弟子カール・グスタフ・ユングとも親交を持っており、両者ともに精神分析に対するグロー

スの深い理解、その能力を高く評価していた。しかしグロースは精神分析という領域にとどまらない活動を展開していく。

そのグロースの活動において非常に大きな意味を持つのが、性改革という文脈である。「性Sexualität」という概念が社会的に注目され始めるのが19世紀である。19世紀後半にドイツの社会構造、産業構造の変化にともなって、さまざまな社会問題が認識されるようになる。そして特に、中絶や避妊、売春や性病といったことに関連する諸問題から、「性」という領域が一つのさまざまな社会問題が交差する領域として浮かび上がることとなる。また、それまで男性のものとされた政治への女性の参加が認められるといったことにも象徴的に表れているように、女性が人間として当然持つはずである権利が従来の社会ではそれが当たり前認められていなかったという状況が社会的認知のレベルに上ることとなった。このように、19世紀後半から20世紀にかけて、性という問題はさまざまな領域で非常に熱を帯びた学問的・政治的議論的となっ

ていた¹。

この時代にグロースは精神医学を学び、精神分析、さらには家父長制的な社会における婚姻制度をもとにした性道徳からの解放を訴えるという活動を繰り広げることとなる。本稿では、グロースの問題意識において心理学、特に精神分析はどのような役割を果たすものとされていたのかという点に着目し、グロースにおいて認識と実践はどのように関連し合い、どのように展開したのかを確認したい。このことは、グロースという個人の活動の解明にとどまらず、当時の学問内外における精神的状況を浮き彫りにすることとなるだろう。

1. オットー・グロースについて

まず、オットー・グロースの生涯を確認しておく。グロースは、1877年オーストリア・グラーツで著名な犯罪捜査学教授ハンス・グロースを父として生まれた。エルゼ・ヤッフエ²によればオットー・グロースは「王子のように」溺愛されたという。彼は公立学校での生活に馴染むことができず、私立学校の教員の助けを借りながら「神童」として育てられた。父グロースが後に医者に語ったところによれば、彼は特に自然科学的な知識においては、10歳の時点で16歳が学ぶようなことを知っていたが、実際的な生活に必要なことに関しては、6歳以下だったという。オットー・グロースは医学を学び、1899年グラーツ大学で医学博士号を取得した後、ハンブルクの定期航路「コズモス」の船医として南アメリカも訪れている。そして医師として活動しながら、論文を発表していった。その一方で、自らのモルヒネ、コカイン、アヘン等の薬物中毒を治療するため、1902年スイス・チューリッヒのブルクヘルツリ病院で禁断療法を受けている。1903年、フリーダ・シュロッファーと結婚、1906年にミュンヘンに移る。当時から著名であった精神科医エミール・クレペリンの下で学び、治療行為を行う一方で、ミュンヘンのシュヴァーピングに集まったボヘミアン、アナキスト等との交流を深める。このときにグロースは、エルゼ・ヤッフエ、フリーダ・ウィークリー（リヒトホーフエン姉妹）と知り合い、互いに配偶

者がいたものの「婚姻制度に囚われない」恋愛関係を持つこととなる。1907年、グロースはアムステルダムでの神経・精神医学学会にてフロイトのヒステリー学説を弁護し、ユングと知り合うこととなる。1908年、グロースは自らの治療のため、ユングのいたブルクヘルツリ病院に入院し、ユングから分析を受けるが、入院から約1ヶ月経過した頃に病院から逃走してしまう。1910年には、スイスのアスコーナのモンテ・ヴェリタに自由大学を設立しようと、妻のフリーダとともにアスコーナへ移る。当時アスコーナにはコミューンが形成され、アナキスト、生活改革運動家、菜食主義者、芸術家、学者等々さまざまな人々が集まっていた³。しかし、1911年にアスコーナで自殺事件が起き、グロースは自殺幫助の嫌疑を受け、病院に強制入院させられる。1912年、父ハンス・グロースは、オットー・グロースを薬物中毒、精神病によって財産の管理ができないという理由から廃嫡する。1913年には「危険なアナキスト」として逮捕され、プロイセンから国外追放され、父ハンスの指示でウィーン近くの個人病院へ収容される。この逮捕には、アスコーナにおける当時の社会を変革していこうとする活動に近しいさまざまなグループから抗議の声が上がる。1914年に再びグロースは釈放され、第一次世界大戦が開始されて以降は医師として働く。1918から1919年、グロースは共産主義運動に参加し、ロシア行きも考えたが健康上の理由から断念する。そして1920年2月、ベルリンの倉庫の廊下で、飢えと凍えの状態で見つかり、数日後肺炎のため死去した⁴。

2. グロースと精神分析

2-1. グロースとフロイト、ユング

次にグロースと精神分析との関連について確認していこう。まずは、この時代に精神分析という分野を形成していった代表的な人物フロイトと彼の弟子であるユングとの関係をみていこう。グロースは、1902年の時点でフロイト派の治療法に関する試験講義(Probevorlesung)⁵を行っており、1907年の学会ではユングとともにフロイトの理論を擁護していることから、早い段階から精神分析への

理解を深めていたことがわかる。ただし、グロースの精神分析理解において特徴的——フロイトの理解とは相異なる点——なのは、フロイトによる治療法は、精神分析にとどまらず、広く社会の構造に関する問題にも関わりうるものだと考えていた点である。父ハンスが編集していた雑誌『犯罪人間学と犯罪捜査学論叢』にグロースが掲載した初めての論文においても精神分析を社会改革に役立てようとする関心が言及されている⁶。その後のグロースの活動においても重要となる、個と社会の対立という問題に対して、フロイトの学説が学問的な基礎を与えることになると彼は考えていた。

一方で、フロイト、そして彼とともに精神分析を学問としても形成していったユングは、グロースをどのように見ていたのか。フロイトは、グロースを自らの弟子の中でも独自の思想家であるとみなしていた。また、ユングは自らの『タイプ論』（1921）の中で、グロースが精神医学の仮説として提示したものを心理学的に解釈し、「内向性」「外向性」という概念を提示している⁷。これに関してはユング自身が『タイプ論』のまえがきにおいて、自らの臨床経験、さまざまな人々との対話から着想を得ていることを述べている。さらに、同書第6章「精神病理学におけるタイプの問題」では、グロースの『大脳の二次機能』（1902）に言及しながら、彼の理論を発展させている。グロースは、大脳の細胞の「二次機能」の長短によって、短い場合は「意識が浅いための劣等状態」、長い場合は「意識が狭いための劣等状態」という二つのタイプを設定する。ユングは、前者を「外向型」、後者を「内向型」として心理学の概念として提示したのである。

このようにフロイト、ユング両者ともに、グロースの精神分析への理解の深さを評価しており、ユングにいたっては自らの「双子の兄弟」をオットー・グロースに見出していた⁸。ただその一方で、両者はグロースがあまりに「精神病的 (psychopathisch)」、「パラノイア的 (paranoisch)」であることを危惧していた。1908年に、グロースがユングのいたブルクヘルツリ病院に入院する際も、フロイトはユングにグロースの分析を依頼し、ユングは実際に

非常に熱心にグロースを分析した。ユングの診断ではグロースは「早発性痴呆」(統合失調症)、フロイトは薬物過剰摂取による「パラノイア」とみていた。グロースに対する診断は異なるものの、フロイトとユングとの間で交わされた書簡にも1907年から1908年にかけては集中的にグロースが話題に上っていたことから、両者ともにグロースという人物に注目していたことは明らかである。

2-2. グロースにおける精神分析の位置づけ

それでは、実際にグロースは精神分析をどのように位置づけていたのだろうか。グロースは医師としての自然科学的な教育を受け研究を開始するが、自然科学的な領域のみにとどまることはなかった。当初から彼は自然科学的な方法によって、精神科学が刷新され、人間の倫理、世界観の問題に対して新たな道を拓くことができるのだと確信していた。そこで彼が重視したのが、フロイトによって提唱された精神分析であった。彼は自らが学んできた生理学的な知見と精神分析をつなぐ必要があると考えていた。

グロースは1906年にはグラーツ大学の精神病理学の私講師として招聘されたが、同年ミュンヘンへと移る。というのもその前年に父ハンスがプラハからグラーツに戻ってきており、父との接触を避けるためという事情もあった。グロースはミュンヘンで著名な精神科医であったエミール・クレペリン (1856-1926) のもとで精神医学をさらに学びたいと考えていた。しかしクレペリンもまた、当時の大多数の人々と同様、グロースが強い関心を持っていた精神分析という当時形成されつつあった学問分野は、性的な衝動によって神経症を捉えようとする「いかがわしく」「信頼に足るものではない」ものだと考えていた。そして、自身の病院に精神分析という方法が持ち込まれることを拒絶した。グロースは、自らの尊敬するクレペリンであれば精神分析の重要性を理解してくれるはずと期待していただけに、このクレペリンの態度に落胆する⁹。ただし、クレペリンのようなフロイトに対する反応は当時としては一般的なものであった。フロイトはウィーン大学の医学部で1885年に私講師¹⁰となるが、異例の12年という長さをこの

私講師というポジションで勤めた。1902年によく教授となったが、正教授ではなく員外教授であった。このような冷遇には、彼がユダヤ人であったこと、精神分析が「性欲理論」と揶揄されたこと、そして同僚との距離というものがその背景として挙げられている¹¹。フロイト自身が、自らの精神分析を「精神分析運動」と呼び展開していったのは、大学、学問世界での冷遇に対してという側面があった。大学の外部で自らが指導者となり、同志の集まりとして「水曜会」という私的な集まりを1902年に結成し、そこで精神分析に関する講義を行っていったのである¹²。しかし、クレペリンはグロースが精神分析に関する論文を執筆することに関しては許容しており、グロースは病院の外で精神分析の方法を用いて患者を治療していった。

このように精神医学と精神分析を結びつけようと考えていたグロースだが、精神分析をフロイトの方向性とはまた別の独自の方向に進めていくこととなる。神経症の原因としてリビドーを措定し、それに基づいて治療を行うフロイトに対して、グロースは個人の心的葛藤と社会の構造的課題との関連という側面に注意を向ける。彼は実際に、ザルツブルクでの精神分析学者の会議に出席した際に、フロイト自身に、神経症の原因として社会的・文化的要素が考慮に入れられるべきであることを述べている。グロースは上述したようにグラーツ大学の精神病理学の私講師として招聘されたこともあったものの、研究者としての道ではなく、芸術家、生活改革運動家等の集まっていたミュンヘンのシュヴァービング、スイスのアスコーナでの実践的な活動の道を歩むこととなった。

1913年、政治的には左派であり表現主義の雑誌『アクツィオン』に掲載した論文「文化的危機の克服に向けて」にて、グロースは精神分析の位置づけについて次のように述べる。

「無意識の心理学は革命の哲学である、つまり、それは心（Psyche）の中の抵抗の酵素に、そして自らの無意識に制約された個人の解放になることをその使命としている。それは、自由を内的に可能にすること、そして革命の準備作業となることを

その使命とするのである¹³。」

この叙述からわかるように、グロースにとって精神分析は社会を改革するための準備作業として位置づけられている。そして、あらゆる価値の転倒が今後の社会にとって重要だとした上で、ニーチェ的思想とともに、フロイトの精神分析についても言及する。

「それ（フロイトの精神分析という方法）は、初めて無意識を経験的な認識へと解放することを可能にする実践的な方法なのである。それはつまり、私たちにしてみれば、今、自分自身を知ることが可能になったのである。こうして、自分自身と隣人を本当に知るといふ道徳的要請に基づいた、新たな倫理が生まれるのである¹⁴。」（括弧内筆者）

彼にしてみれば、精神分析は、単に現在の社会の中で精神的な問題を抱えた個人を治療するための方法ではなく、そのような個人を生み出した社会の抑圧から人々を解放する革命の思想なのである。

上述のように、グロースは自らの議論を、ニーチェの議論に接続させながらフロイトの研究を展開させたものであるとする。その際にグロースの中で基本となっている構図は、個人と一般性との間の葛藤、別の言い方では「固有なるもの das Eigene」と「他なるもの das Fremde」との葛藤¹⁵である。個人と一般性との間の葛藤は、社会的な共同生活における抑圧の中で、個人自身の中での葛藤に変化していく。というのも、個人自身が、自らに対立するところの「一般性の代弁者」として振る舞い始めるからである。そして、このように個人自らをそのような葛藤の中に置いている第一のものが性道徳なのだという。当時の神経症の罹患率が女性の間で高かったことは、フロイトの症例からも明らかとなっている。フロイトはこの神経症を性的な衝動、リビドーが抑圧された結果現れるものとして説明した上で治療を行う。しかしグロースは、この女性における神経症罹患率の高さは性差による気質の違いに還元しうるものではなく、それは一般的な性道徳の観念によって規

定されたもの、つまり社会の構造の問題なのだ」と指摘する。つまり、「排他的な一夫一婦制の」家族文化、家父長制的な環境の中では、女性が本来有している性的欲求が自由に現れることができないのが問題なのだという¹⁶。

このような考えに基づいて、グロースは、当時芸術家や生活改革運動家らが集まっていたシュヴァービング、アスコーナにおいて、実際に「自由な」恋愛関係を結ぶことによる「性の解放」を目指す活動を行う。彼自身は1903年にフリーダ・シュロフファーと結婚していたものの、リヒトホーフェン姉妹として知られるエルゼ・ヤッフェ、フリーダ・ウィークリーとも恋愛関係を持った。このような活動を通じて、父権制社会を否定し、母権制社会を目指すべき共同体とする思想を展開していくこととなる。この母権制社会への憧憬は、グロースだけが有していたものではなく、同時代ドイツにおいては従来の社会のあり方に対するアンチテーゼとして、知識人、芸術家等の間で一定の拡がりを持って存在していたものであった。スイスの法制史家であるヨハン・ヤーコプ・バハオーフェン（1815-1887）は、1861年に『母権制』を出版し、当時の民族学、神話学の知見を取り入れながら、古代における母権制社会の存在を論じていた。そして、およそ半世紀後の1920年代にはドイツ語文化圏においてバハオーフェンの「母権制ルネサンス」といわれるような一種の流行現象が生まれていたのである。そして、このバハオーフェンの母権制を再発見したのがシュヴァービングの「宇宙論サークル」という知識人らによるグループであった。このグループには、シュテファン・ゲオルゲ（1868-1933）、ルートヴィヒ・クラークス（1872-1956）、カール・ヴォルフスケール（1869-1947）、アルフレート・シューラー（1865-1923）らが属していた。また、当時のシュヴァービングには、一夫一婦制を否定し、自由な恋愛関係を持ち、独自の女性解放を実践したフランツィスカ・レーベントロー（1871-1918）もいた。これらの人々はグロースとも交流を持っており、彼らは強固な家父長制的社会へのアンチテーゼを掲げていた¹⁷。

さらに、このような市民青年層にみられる社会

への態度を理解するためには、19世紀を通じてドイツ社会が経験したさまざまな変化という背景を考慮に入れておく必要がある。科学技術の進歩による産業構造の変化、工業化にともなう社会、経済、技術の大変革、それらのめまぐるしい大変化がひと段落した時に改めて、その衝撃が人々によって自覚的に捉えられることとなった。ドイツ帝国統一後に成長した彼ら青年層からすれば、彼らの目に保守的に映っていた自らの両親たちの世代や、自らの国の政治、文化に対しての軽蔑をさまざまな形——青年運動、芸術活動、生活改革運動等——において表すということが起きていたのである¹⁸。

3. グロースへの批判：認識と実践

19世紀から20世紀にかけての世紀転換期ドイツにおいては、社会変革を企図する動きがあらゆる領域で見られる中で、グロースもまた精神分析をもとに社会改革を主張した。しかし、それはフロイトの考える精神分析とは異なるものとなっていた。

そこで、フロイト自身や、詩人、文芸批評家のルートヴィヒ・ルビナーはグロースに対して批判的な声を上げる。1908年に開催された精神分析学者の国際学会で、グロースが「科学の文化的展望」を報告した際、フロイトはグロースに対して「われわれは医者である、そして医者としてあり続けようとするのである」と伝えた¹⁹。

またルビナーは、雑誌『アクツィオン』誌上でグロースのあり方を批判し、「臨床医よ！その技術の範囲にとどまれ！」と呼びかける。さらに、精神分析から倫理を導き出すことは許容されないものであるとし、精神分析が治療の方法であることを強調する。そして技術者である臨床医は、自らの診療所にとどまるべきであると主張する。このルビナーの批判に対して、グロースは同じく『アクツィオン』誌上で応えている。グロースによれば、現代の人間が抱える諸問題に何かしら関与しようとする者にとって、自らの考える「精神分析」以外にはただ一つの選択肢しか残されていないのだという。その選択とは、これまで自らが学んできたことを全く違った形で学び直すか、ある

いは精一杯の声で「出すぎた真似をするな！」と叫ぶかのどちらかしかないという。グロースはつまり、ルビナーの自らへ向けられた批判は後者に属するものであるとする。さらに、ルビナーが「技術の範囲にとどまれ」という場合の、技術の持つ可能性の範囲の境界はどこにあるのかと問い、自らそれに答える。

「全人類の苦しみの総体そのものが、そして、別様であってほしいというあらゆる希望、それがわれわれの診療所である²⁰。」

つまり、ルビナーは臨床医は診療所にとどまるようにというが、グロースからすれば、社会全体が自らの「診療所」なのだという。またグロースは、無意識の心理学によって個人が抑圧から解放されることが、人間が健やかに生きるために必要なことであり、そのことによって彼が理想とする生の体験が可能となるという。

「以下のことが理解される必要がある。つまり、個人 (Individualität) の経験的な要求という基盤の上でのみ、生き生きとした価値と基準からなる生 (das Leben aus lebendige Werte und Normen) が築かれうるのである²¹。」

フロイト自身からも、そしてルビナーからも、グロースが精神分析という専門技術からある特定の価値に関わるものを導き出していること、それは医師として許容できないことであるという批判がなされている。つまりここでは、あくまでも価値中立的であろうとする学問と自らの理想に向けて行われる実践との緊張関係をめぐる問題が指摘されている。

同様の批判は、グロースと間接的にではあるが個人的な関係を持っていた社会学者マックス・ヴェーバー (1864-1920) からなされることとなる。2-2で述べたように、グロースはフロイトの精神分析を基礎としながら、性衝動に着目し、現代社会において抑圧された個人を解放するためには、家父長制的社会における婚姻制度の中で基礎付けられた性道徳から自由になることが必要だと

考え、それを社会変革のための準備作業として位置づけた。そして実際に彼の周りにはそのような考えに共鳴する人々が集まったのである。このような性、女性というテーマについての議論は、別の場でも行われていた。そのうちの 하나가、ヴェーバーが1905年に経済学者ヴェルナー・ゾンバルト (1863-1941)、元々は神学者であり政治家に転じたフリードリヒ・ナウマン (1860-1919)、皮膚科医、精神科医であり性科学を提唱したイヴァン・ブロッホ (1872-1922) らとともに設立に尽力した「母性保護同盟」であった²²。この同盟は当初は市民的な女性解放運動における左派と結びついており、特に女性の問題をまずは社会政策的に解決されるべき問題として取り組んでいた。このような観点からは、未婚で母となった女性、そしてその子どもの福利厚生という点に論点は絞られていた。しかしこの同盟内部において、ヘレーネ・シュテッカー (1869-1943) を中心として急進的な人々が主導権を握るようになると、当初の社会政策の改善に向けた議論から、「性の解放」「新たな倫理」といった議論へと中心が移っていく。「性の解放」とはつまり、婚姻制度を因習的なものとみなし、そこから女性が解放され、自由に性的関係を結ぶという権利要求であり、そのようなものとして熱狂的に主張されたのである。同盟内部のこのような変遷を受けて、ヴェーバーは1906年にこの同盟から脱退する。そして、ヴェーバーは1907年に、このような同盟内部の動きについて、同じく社会学者のロベルト・ミヒェルス (1876-1936) に宛てて次のように書いている。

「母性保護同盟の中の特殊な連中は、まったく頭の混乱したならず者である。…女性の目標が、粗野な快楽主義と男性だけが得をするような倫理であるとは、まったくのナンセンスにすぎない²³。」

ヴェーバー自身が創設時に関わった「母性保護同盟」における議論が、当初の社会政策的議論から、「ならず者」による「新たな倫理」の主張へと変化していったことに彼は強く反対していたことがうかがえる。

このように公の活動においてもヴェーバーは当

時の女性の置かれた状況に関心を持ち、それを政策的に改善するために積極的に活動し、発言も行っていった。また、彼の妻であるマリアンネ・ヴェーバー（1870-1954）も市民的な女性解放運動に積極的に携わっていた。その一方で、マックス・ヴェーバーがミヒェルスへの手紙で「頭の混乱したならず者」と批判したような女性の性的解放を求める人々とも私的な交流があったのである。グロースの妻フリーダはヴェーバー夫妻と交流を持っていたし、グロースと恋愛関係にあったエルゼ・ヤッフエは、マリアンネとは古くからの友人であり、マックス・ヴェーバーの弟子でもあった。このようにグロースとは間接的なつながりもあったことから、もちろんヴェーバー夫妻ともにグロースの理論や活動について知っていた。マリアンネ・ヴェーバーは、自らの著作『法の発展における妻と母親』（1907）²⁴において、女性問題において最も優先されるべき重要なことは法的平等であるとして、性的解放を訴えるグロースの理論を、科学的認識と個人的な理想を混同しているとして批判している。この混同の問題点に関しては、社会学者ゲオルク・ジンメルが1917年に出版した『社会学の根本問題』において以下のように言及している。

「婦人問題を分裂させているのは、これと似た形式の社会学的二元性（自由と平等）である。即ち、経済活動の自由ということは同じでも、身分の高い女性たちは、経済的基礎のある独立や存分の實力発揮のための道として、これを熱望する。——ところが、この同じ自由が、工場の子労働者にとっては、妻や母親として義務を果し幸福を享受する上で恐るべき障碍になる。家庭的家族的な束縛の廃止の結果は、二つの異なった階級において、全く異なった価値を持つことになる²⁵。」（括弧内著者）

ジンメルによるこの叙述は、社会主義における「自由」と「平等」の両立の困難さについて論じた文脈において当時の社会問題に言及したものである。彼の叙述をみれば、グロースの理論の何が問題なのかが明らかとなるだろう。つまり、グロース

のいう「性の解放」、つまり婚姻制度をもとにした性道徳から自由になるという理想が実際の社会において引き起こす問題についての考察が全くなされていないのである。当時のドイツ社会において、婚姻制度、家族制度から自由に生きるためには、それが可能であるような階級、あるいは才能、実力といったものが前提とされているのである。そのような前提を持ち合わせた女性、つまり自らの生活の糧を得られる女性、あるいは経済的な不安が全くない階級の女性等にとっては「性の解放」は何らかの積極的な意味を持つかもしれないが、このような「理想」によって実際の生活に好ましくない影響が及ぼされるような層も存在するのである。このような問題を無視したグロースの動きに対してはマリアンネも賛同することは到底できなかったはずである。

またヴェーバー自身もグロースに対する考えを表明する場面があった。1907年、彼が編集に携っていた『社会科学・社会政策アルヒーフ』にグロースが論文を投稿した際、それを掲載することに反対したヴェーバーは、編集委員に向けて反対する理由を詳細に論じ、次のように書いている。

「専門学問（Fachwissenschaft）は技術であり、技術的な方法を教える。しかし、価値をめぐって争われる場では、その「学問」から切り離された精神の地平に、その問題が照射される。より厳密に言えば、全く異質な問題提起がなされるのである。いかなる専門学問も、いかなる重要な学問的認識も、フロイトの発見も——それを私は確実に学問的に重要なものであると考えるが——、それらが妥当なものであり続けようとするならば、決して「世界観」を語ることはない。そして逆に言えば、説教であろうとするような——そしてそれは実際に下手な説教であるのだが——、いかなる論文も専門学問の雑誌に載ることはない²⁶。」

ヴェーバーは、フロイトの無意識の発見に関しては学問的認識として価値あるものとみなすが、それを自らの理想実現のために援用したグロースの投稿論文は、特定の世界観の中でなされる「説教」であり、学術論文として掲載することはでき

ないとする。ヴェーバーからすれば、精神分析を用いて、自らの世界観を正当化しようとするグロースの議論は学問としては到底受け入れられないのである。

4. まとめ——歴史的現象としてのグロースから見えるもの

冒頭でも述べたように、世紀転換期ドイツにおいて「性」はさまざまな領域で白熱した議論が交わされるテーマの一つとなっていた。そこには、この時期に社会的にも政治的にも文化的にも、それまでの「女性」の「役割」とされたものが相対化され、「男性に比べ劣った存在」あるいは「男性に従属的な存在」といったものではない新たな女性のあり方が提示されるようになったという背景がある。そして歴史家ヴォルフガング・シュベントカーによれば、この時代の「性」というテーマは二極化して展開していったという。その二極とは、一つが「常軌を逸した感情文化を育成する」方向、そしてもう一つが、性の合理化という方向である。前者においては、芸術の領域における性愛に関する表現（アルトゥール・シュニッツラー、D・H・ロレンス、グスタフ・クリムト、マックス・クリンガー等）、さらには市民的女性運動における急進的な人々による女性の性の自律が女性を解放するのだという主張等にもシュベントカーはその典型を見出している。後者の性の合理化過程に関しては、19世紀末からすでに始まっていたものが20世紀に入って約20年の間に「性科学」に関する出版物の増加、またベルリンに「性科学研究所」が創設されたことを例に挙げている。そして、自然科学だけでなく文化科学においても性の合理的把握ということが探求されたことは、「道徳からの性の解放を求める努力」と交差するのだという²⁷。その上で、グロースという存在を後者に位置づけている。

しかし、性の合理化として展開されたさまざまな言説の中にグロースを位置づけることもできる一方で、グロースを当時の精神史的な文脈に位置づけることも可能であるように思われる。その際に着目したいのが、3でみたようにグロースが鋭

く批判された一方で、シュヴァービングにおいてもアスコーナにおいても彼を熱狂的に支持する人々がいたのだという事実である。マリアンネ・ヴェーバーも、その様子を、グロースがその「福音」によって多くの「信者」を獲得していると揶揄し、その反響は男性のみならず、女性にまで及んでいることを驚きとともに叙述している²⁸。上述したように、彼女の近い友人らもグロースの思想に共鳴し、親しい関係を築いていたのである。

そのようにグロースの思想に影響を受けた人物の一人にアナキストのエーリヒ・ミューザム（1878-1934）がいる。ミューザムはグロースを1905年に初めてスイスのアスコーナに連れて行った人物でもある。彼は、グロースを次のように表現している。

「最も重要なフロイトの弟子。精神分析を、性的な側面からの一面的な生活観察から、魂の体験が社会的に制約されているという認識へと導いたことは、多くを彼に負っている²⁹。」（傍点著者）

医学という学問的枠組みの中で精神分析を打ち立てようとしたフロイトからすれば、自らの学的営みに対して、このような「一面的な生活観察」という形容は到底受け入れられないだろう。というのも、フロイトは科学者として、リビドーを根源的なものとして位置づけた上で、どこまでがそれに規定されているかということをつまみとせ、それを治療につなげようとするからである。ここでミューザムのいう「魂の体験」という捉え方は、学問とは違った次元の話、つまり、実践、価値に属することである。しかし、ここで着目したいのは、「性」と「魂の体験」が対比的に論じられている点である。つまり、ミューザムからすれば、グロースのいう「性の解放」は単なる「性」に関するだけの問題ではなく、「魂の体験」の問題として認識されていることがわかる。

ここで想起したいのが、1920年に出版された『生の哲学——我々の時代の哲学の流行動向についての記述と批判』における哲学者ハインリヒ・リッカートの叙述である。

「もちろん、それ（我々の時代の意義を有するものの源泉としての体験に対する熱狂）は学問とは直接的には何の関係もない。むしろ完全に非学問的な、まさに学問敵対的な生の雰囲気表現されている。しかし、この雰囲気は一方では、より深い層から生じ、他方で文化生活のさまざまな領域を色付ける。最終的には、それは学問にも影響を及ぼし、よって、哲学にその帰結を及ぼす³⁰。」（括弧内筆者）

もちろんリッカートは当時の「生の哲学」という潮流を批判的に捉えているのであるが、その一方で、この「生の哲学」が問題化しようとしていること、このように「生」や「体験」が喧伝されるという時代状況自体に学問が真正面から取り組む必要性を述べている。

ヴェーバーは、実際に女性問題に熱心に取り組んできたという背景からみた実質的な問題としても、そして学者としての学的誠実性の問題としても、グロースを批判する。つまりグロースが「性の解放」を主張し、精神分析という学的認識から無責任に倫理を導き出すことを荒唐無稽なものとして一蹴する。しかしその一方で、あくまでも自らの宗教社会学的研究との関連において『世界宗教の経済倫理』の「中間考察」で、性愛(Geschlechtsliebe)とエロティーク(Erotik)に関する議論を理想型として展開している。現世拒否的志向性と、生活を合理化、制度化していく志向性との間の緊張関係が現れうる領域として、性愛の領域を論じる。「人生における最大の非合理的な力」である性愛は、婚姻による性的関係の制度化という方向性とは別に、性愛自らを意識的に最高に高めた形としてのエロティークとして展開していくとする³¹。そして、このエロティークを享受する人にとって、それが持つ力について次のように記述する。

「愛する者は、自分がいかなる合理的な努力によっても永遠に到達しえない真実の生命の核心に足を踏みおろしたと感じ、また日常性の鈍感さからも、合理的な秩序の骸骨のように冷たい手からも完全に逃れでたと感じるが、それはまさしく、自分の、いかなる手段によっても伝達しえないような――

この点においては神秘的な神の「所有」と相似した――体験のもつ論証不可能で内容無尽蔵な性質においてそう感じるのであり、またその体験の強度によるだけではなく、またみずから直接にとらえた事実性によってそう感じるのだといってよいであろう³²。」

グロースやグロースに熱狂した人々にとって、「性の解放」という理念は、「自由に性的関係を持つこと」以上のものであり、ヴェーバーによって性愛から昇華されたものとして理念的に叙述されたエロティーク、つまり、自らにとって根源的なもの、生の体験として、あらゆる意味をそこから導き出す価値の源泉として、非常にリアルに感じられるという精神的情况があったと考えられる。グロースの理論、そしてその主張に基づく行動への批判とは別の次元からグロースを取り巻く事態を観察するとき、リッカートが生の哲学を批判的に叙述する際に彼の視野に捉えられていた熱狂をここに見て取ることができよう。「学問」と「実践」、「認識」と「生」との緊張をはらんだ関係、そして、この緊張関係の中で、生の体験が渴望されるという状況がオットー・グロースという人物において浮き彫りとなる。

¹ Ulrich Linse, „Sexualreform und Sexualberatung“ in Diethart Kerbs und Jürgen Reulecke (hrsg.) *Handbuch der deutschen Reformbewegungen 1880-1933* (Wuppertal: Peter Hammer Verlag, 1998), S. 211.

² オットー・グロースと恋愛関係を持っていたリヒトホーフエン姉妹の姉、エルゼ・ヤッフェについては以下を参照。『リヒトホーフエン姉妹——思想史のなかの女性1980-1970』塚本明子訳（みすず書房、2003）

³ 当時のアスコーナに関しては以下を参照。マーティン・グリーン『真理の山——アスコーナ対抗文化年代記』進藤英樹訳（平凡社、1998）

⁴ オットー・グロースの生涯に関しては以下を参照。Emanuel Hurwitz, „Otto Gross – von der Psychoanalyse zum Pradies“ in: Szeemann, Harald. *Monte Verità: Berg der Wahrheit. Lokale Anthropologie als Beitrag zur Wiederentdeckung einer neuzeitlichen sacralen Topographie* (Electa Editrice, 1978)

⁵ ドイツでは、大学での教授資格を得るために試験講義を行うこととなっている。

⁶ Otto Gross, „Zur Phyllogenesese der Ethik“ *Archiv für*

- Kriminalanthropologie und Kriminalistik* (F.C.W. Vogel, 1902); Otto Gross, „Zur Frage der socialen Hemmungsvorstellungen“ *Archiv für Kriminalanthropologie und Kriminalistik* (F.C.W. Vogel, 1901)
- ⁷ グロースとユングのタイプ論との関係については以下を参照。カール・グスタフ・ユング『タイプ論』林道義訳（みすず書房、1987）、295-310頁。；倉持三郎「オットー・グロース伝（2）：ユング、バハオーフェン、D.H. ロレンス との関連」『東京家政大学研究紀要』第40集（1）（東京家政大学、2000）、189-199頁。
- ⁸ 1908年6月19日のユングがフロイトへ宛てた手紙にて。William McGuire und Wolfgang Sauerländer (hrsg.) *Sigmund Freud, C.G. Jung, Briefwechsel* (Frankfurt am Main: S. Fischer, 1974), S. 173.
- ⁹ Hurwitz, *Ibid.*, S. 111.
- ¹⁰ ドイツの大学における私講師は、大学からの給与ではなく、聴講生からの聴講料を受け取る形で成り立つ。
- ¹¹ 「水曜会」結成当初の1902年には5名のメンバーであったが、20年後には22名となる。フロイトの活動に関しては以下を参照。上山安敏『神話と科学』（岩波書店、2001）、211-216頁。
- ¹² 前掲書、208頁。
- ¹³ Otto Gross, „Zur Ueberwindung der kulturellen Krise“, *Die Aktion* Nr. 14, 1913. Sp. 384.
- ¹⁴ Gross, *Ibid.*, Sp. 384.
- ¹⁵ Otto Gross, „Vom Konflikt des Eigenen und Fremden“, *Die freie Strasse*, 1916. S. 3-5.
- ¹⁶ Otto Gross, „Die Einwirkung der Allgemeinheit auf das Individuum“, *Die Aktion* Nr. 47, 1913. Sp. 1091-1095.
- ¹⁷ 当時のシュヴァーピングの様子に関しては以下を参照。グリーン前掲書、235-240頁。また、ヨーロッパ社会における学問と精神性との関係、特にバハオーフェンについては以下を参照。上山前掲書、331-340頁。
- ¹⁸ Thomas Nipperdey, *Religion im Umbruch : Deutschland 1870-1918* (C.H. Beck, 1988)
- ¹⁹ ヴォルフガング・シュベントカー「生活形式としての情熱——オットー・グロースをめぐるサークルとマックス・ヴェーバーにおける性愛と道徳」W.J. モムゼン、J. オースターハメル、W. シュベントカー編著『マックス・ヴェーバーとその同時代人群像』（ミネルヴァ書房、1994）、430頁。
- ²⁰ Otto Gross, „Die Psychoanalyse oder wir Kliniker“ *Die Aktion* Vol. 3. 1913, Sp. 1141-43.
- ²¹ Gross, *Ibid.*, Sp. 1141.
- ²² ヴェーバーと女性解放運動との関係に関しては以下を参照。シュベントカー前掲書、427-434頁。「母性保護同盟」に関しては、以下を参照。Richard J. Evans, *The Feminist Movement in Germany 1894-1933* (London: Sage Publications, 1976), p. 115ff.
- ²³ シュベントカー前掲書、428頁によると、1907年1月11日付のヴェーバーからミヒェルスへ宛てた手紙。ヴェーバーの言葉としてマリアンネ・ヴェーバーが以下に記している。Marianne Weber, *Max Weber: ein Lebensbild* (Tübingen: J.C.B. Mohr, 1984(1926)), S. 376.
- ²⁴ Marianne Weber, *Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung* (Tübingen, 1907)
- ²⁵ Georg Simmel, *Grundfragen der Soziologie* in Gregor Fltzi und Otthein Rammstedt (hrsg.) *Gesamtausgabe / Georg Simmel 16* (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1999), S. 139-140. (=ゲオルク・ジンメル『社会学の根本問題』清水幾太郎訳（岩波書店、2004（1979））、117頁。）
- ²⁶ マックス・ヴェーバーが編集委員に宛てた1907年9月13日の手紙。Marianne Weber, *Max Weber: ein Lebensbild* (Tübingen: J.C.B. Mohr, 1984(1926)), S. 384.
- ²⁷ シュベントカー前掲書、426-427頁。
- ²⁸ Marianne Weber, *Ibid.*, S. 377.
- ²⁹ Erich Mühsam, *Namen und Menschen – unpolitische Erinnerungen* (Klaus Guhl: Berlin), S. 117.
- ³⁰ Heinrich Rickert, *Die Philosophie des Lebens: Darstellung und Kritik der philosophischen Modeströmungen unserer Zeit* (Tübingen: J.C.B. Mohr, 1920), S. 7.
- ³¹ マックス・ヴェーバー『宗教社会学論選』大塚久雄、生松敬三訳（みすず書房、1988（1972））、134-144頁。
- ³² 前掲書、141-142頁。

日本人英語学習者における can の音節末鼻子音の実現

大井川 朋彦

Tomohiko Ooigawa. Syllable-Final Realization of “Can” by Japanese Learners of English. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.45-53.

This study aims to develop a set of effective and efficient training programs to help learners to produce intelligible pronunciation of their second languages. According to the previous studies, one of the phonetic differences between *can* and *can't* is that *can* has a clear long nasal consonant in syllable-final position (/kVn/ or /kn/), and Japanese learners of English produce *can* both with the consonant (/kVn/) and without it (/kṼ/). The phenomena could be because of the influence of the phonological characteristics of the mora nasal (/N/) in Japanese, which can be realized as a nasalized vowel depending on the following sound. The present study re-examined the syllable-final realization of *can* produced by Japanese learners of English using a learner corpus and compared the sounds which followed /kVn/ and those which followed /kṼ/. The results showed that when a vowel or a glottal stop followed *can*, it was produced without a clear nasal consonant in syllable-final position (/kṼ/) more frequently than with the consonant (/kVn/). As an example of the instructions of the training programs, it is suggested that Japanese learners should pronounce “can nenjoy” for “can enjoy” to avoid pronouncing *can* without a nasal consonant.

キーワード： 音声学・音韻論 学習者コーパス 分節音 発音指導 撥音

1. 導入

1.1 目的

本研究では効果的な発音訓練プログラム等の開発を目指し、学習者コーパスを用いて日本人英語学習者の *can* の *n* の発音の分析を行った。母語話者が発音する *can* には音節末子音として長く明瞭な鼻子音が実現される (Ooigawa, 2018; 大井川, 2020, 2022a)。一方、先行研究によると日本人英語学習者においてはその音節末子音が発音されないことがあり、その要因として撥音 (/N/) の特徴の影響が指摘された (大井川, 2022b)。本研究では、*can* の明瞭な音節末鼻子音が発音される場合 (/kVn/) とされない場合 (/kṼ/) の後続音を比較し、その要因を明確にすることが目的である。

本稿は第1節「導入」において本研究の背景や研究課題を提示し、第2節「分析」では分析方法と結果の報告を行う。次に、第3節「考察」では研究課題を振り返りつつ、分析結果に関して考察する。第4節「結論」では本研究の結論を、第5節

「今後の課題」において今後の研究展望を示す。

1.2 背景と研究課題

本研究は、明瞭度が高く、伝わりやすい第二言語の発音を可能とするための効率的かつ効果的な訓練プログラムやその教材開発を目指したものである。本研究では、母語話者の発音を基準とし、学習者コーパスを用いて、母語話者と学習者における *can* の音節末鼻子音の発音を比較した。

英語の法助動詞 *can* は母語話者によって頻繁に使用される法助動詞である (大井川, 2021b)。本研究の分析結果においても見られるように、場合によっては1分間に1人あたり1回は *can* が使用される (2.3参照)。その否定形は *cannot* および *can't* の2つであるが、*can't* の方が会話においてはるかに頻繁に使用される (大井川, 2021b)。母語話者のように話すことを目標とした場合は、*can* と *can't* の両方の発音の訓練を行うことが望ましいと考えられる。しかしながら、母語話者も *cannot* を使用しない訳ではなく、*can't* よりも *cannot* の方が否定

であることを伝える上では明瞭であると考えため、学習者にはcan'tの発音指導よりもcanの発音指導を優先する方が効率的であると考え。したがって、まずはcanを明瞭に発音可能とすることに着目したい。つまり、否定形としては毎回cannotを使用し、canがcan'tと混同されることなく安定して肯定形として認識されることを最初の目標とする。加えて、英語の音節末鼻子音にはsum、sun、sungなどに見られるように、/m, n, ŋ/の対立が存在し、多くの語で使用される。一方、日本語には撥音(/N/)のみで、英語で見られるような音節末鼻子音の対立は存在しない。法助動詞canの発音訓練は音節末鼻子音を持つ他の語の発音にも応用可能であると考え。以上の理由から、本研究ではcan'tの発音よりも先にcanの発音を検討することとした。

母語話者が産出するcanには音節末子音として長く明瞭な鼻子音が実現され、can'tにはその子音が伴わない、もしくは存在しても比較的短いとされ、両語の音声的な差異の1つであるとされる(Ooigawa, 2018; 大井川, 2020, 2022a)。日本語において、「ん」または「ン」と表記される撥音(/N/)は音節末に現れる音素であり、後続音により様々な異音が存在する(Labruno, 2012, pp. 133-135; Maekawa, 2021; Vance, 2008, pp. 96-105)。/N/の特徴を簡素にまとめると、後続音が存在する場合、それが口腔内に完全な閉鎖を伴う音声(例: 閉鎖音、鼻音、破擦音)のときは、同じく閉鎖を伴う鼻子音(例: [m, n, ŋ])として実現され、後続音が口腔内に完全な閉鎖を伴わない音声(例: 摩擦音、接近音、母音)の場合は、同じく閉鎖を伴わない鼻音化母音(/Ń/)などとして実現される。よって、英語母語話者の発音において、canのnは口腔内に完全な閉鎖を伴う鼻子音として実現される一方、日本語を母語とする英語学習者(以後、日本人英語学習者)がcanを「キャン(/kyaN/)」として発音した場合、「ン(/N/)」は後続音によっては[m, n, ŋ]ではなく、鼻音化母音(/Ń/)として実現される可能性が考えられる。したがって、本研究ではcanの音節末鼻子音の実現形とその後続音に着目することとした。

学習者コーパスである ICNALE の Spoken

Monologues (2.1参照)を使用して行われた先行研究(大井川, 2022b)によると、母語話者においても、日本人学習者においても、canの発音は、明瞭な鼻子音を伴う実現形(/kVn/)が最多であったが、学習者のデータでは明瞭な鼻子音を伴わない/kŃ/も見られた。その要因はやはり撥音(/N/)の特徴の影響が挙げられた。しかしながら、/kVn/の場合と/kŃ/の場合の後続音の比較がなされておらず、/kŃ/と発音される要因の特定には至っていない。加えて、先行研究ではPTJ1(part-time jobに関する課題の1回目)のデータのみを使用した。つまり、コーパス全体の4分の1である。そのため、本研究では同コーパスのデータを全て使用して、/kVn/の場合と/kŃ/の場合の後続音の比較をし、より詳しく分析し、考察することとした。

本研究の研究課題は「どのような後続音のとき、日本人英語学習者が発音するcanに明瞭な音節末鼻子音が実現されやすいのか(/kVn/が多い)」、そして、「どのような後続音のとき、日本人英語学習者が発音するcanに明瞭な音節末鼻子音が実現されないことが多いのか(/kŃ/が多い)」である。

2. 分析

2.1 コーパス

表1は本研究の分析対象を簡素にまとめたものである。コーパスはICNALE(the International Corpus Network of Asian Learners of English)のSpoken Monologues(Ishikawa, 2014)のVersion 2.0(2017年8月更新)を使用した。このコーパスのデータは、協力者(話者)が示されたトピックに対する自身の意見とその理由などを60秒間英語で話す課題(タスク)を行うことで得られたものである。トピックは2つあり、各2回行われた。そのため、各協力者はこの課題を延べ4回行った。その2つのトピックは“It is important for college students to have a part-time job.”(PTJ)および“Smoking should be completely banned at all the restaurants in the country.”(SMK)であった。

収録されているデータは、正書法に基づいて書き起こされたテキストデータと音声データ(MP3)があり、本研究ではその両方を使用した。同コー

パスには、他の国や地域の学習者のデータも収録されているが、本研究では英語母語話者 (N=150) および日本人英語学習者 (N=150) のデータのみを分析対象とした。同コーパスの詳細に関しては Ishikawa (2014) やウェブサイト (Ishikawa, 2022) を参照されたい。なお、本稿の著者の調べた限りにおいて、母語話者に関しては ENS (English native speaker) として明示されているが、学習者の母語は示されていない。しかしながら、出身地は明示されており、さらに ICNALE と比較されている LINDSEI (Gilquin, De Cock, & Granger, 2010) というコーパスの説明で “... Japanese, ... L1 backgrounds.” (Ishikawa, 2014, p.64) と示されているため、ICNALE の日本 (JPN) 出身の学習者は日本語を母語とする英語学習者である前提と解釈し、本稿では日本人英語学習者とする。

同コーパスを選択した理由としては、以下が挙げられる。テキストと音声の両方のデータを分析することができる。トピックの内容から判断して can が多く使用されていることが想定された。日本人英語学習者のデータだけでなく、母語話者や他のアジアの国・地域の英語学習者のデータが同じ条件で収録されており、母語話者との比較も可能であり、将来的には、他の学習者と比較することにより研究対象としている現象が日本人学習者以外においても起きているのか否かを検討することも可能である。

表1 分析対象

コーパス	ICNALE
タスク	Monologues (60秒)
トピック	Part-time job (PTJ) Smoking (SMK) (各2回)
データ	テキストと音声
話者	母語話者 日本人学習者 (各150名)
分析	can 後続語 後続音

2.2 方法

2.2.1 概要

本研究では法助動詞 can の総延べ語数の確認、後続語の分析、can とその後続音の音声分析を行った。総延べ語数の確認と後続語の分析はテキストデータを基に行った。ただし、音声分析の過程でテキストデータに記載されていないものが発見された場合は音声データやテキストデータの文脈を参考に判断し、データを追加した。

音声分析はテキストデータを手掛かりとしつつ、音声データを用いて本稿の著者が音響分析と聴覚印象を組み合わせて行った。音響分析には Praat (Boersma & Weenink, 2022) を使用し、Kent & Read (2002)、Ladefoged (2003)、Ladefoged & Johnson (2015) を参考文献としつつ、波形およびサウンドスペクトログラムを目視することにより行った。

2.2.2 後続語

後続語分析の例を示す。テキストデータに “... and it can be a problem because ...” (母語話者 68、PTJ の 2 回目) のように記載されている場合の後続語は、be であり、“... maybe they can, ah, maybe learn ...” (母語話者 15、PTJ の 1 回目) の場合は、コンマ (,)、“... in college, you can – you can learn ...” (母語話者 24、PTJ の 1 回目) の場合は、ダッシュ (-) とした。このダッシュは文の言い直しを示しているのではないかと考えられる。本稿の著者はこの記号に関する説明を見つけることができなかったため、データを参考にこのように解釈した。

2.2.3 音声分析 (can と後続音)

同コーパスの音声データの収集においては、録音者が直接面会し、対面で行われた訳ではなく、国際電話回線を利用した自動システムで遠隔で行われた。そのためか、音質は様々である。よって、本研究の音声分析では can の音声と後続音を音質別に「明瞭」、「不明瞭」、「分析不可」の 3 つに分け、明瞭と判断された音声の分析結果のみを示すこととした。明瞭な音声は、各分節音が明確に特定可能な場合であり、一部の分節音の特定が不可能と

判断された場合は不明瞭とした。雑音などで音質が著しく悪い場合や、曖昧すぎるまたは速すぎる発音の場合や、録音末であるため、その音声を特定しうる情報が不足している（発話が60秒を超えたため録音が途中で切れている）場合や、音声や文脈から判断してテキストデータに記された語とは異なる語と判断された場合など、分析対象の全ての分節音の特定が不可能と判断された場合は分析不可とした。

なお、本研究では主な目的がcanのnが明瞭な鼻子音として発音されているかを確認することであるため、詳細な異音を示す表記は行わず、/b/のように代表的な異音を//内に入れて音声を示すこととした。例えば、“can be”の場合、実現形は様々であり、canのnは[n]ではなく[m]、beのbは[b]ではなく[m]と分析できる場合もあったが、それぞれ/n/および/b/と表記した。加えて、母音に関しては[æ]や[ə]などと表記する必要がないため、存在していると判断された場合は/V/または「母音」と表記した。さらに学習者に関しては、learnなどの/l/が[l]ではなく、[r]や[j]として発音されていると考えられる場合もあったが、全て/l/として表記した。

canの発音を音声分析により主に3つの実現形に分類した。語頭子音、母音、語末子音の3つの分節音が明確な/kVn/と、明瞭な母音は存在しない/kn/と明瞭な語末の鼻子音が存在しない/kṼ/と、その他の実現形（/k/のみと/n/のみ）である。/kṼ/に関しては、口腔内での完全な閉鎖はないと考えられるが、鼻音化している聴覚印象があるため、/V/ではなく、鼻音化母音（/Ṽ/）として表記した。図1から5はそれぞれ/kVn/や/kṼ/として分析された音声の波形とスペクトログラムを示している（Praatの設定は、波形：scaling strategy: by window、スペクトログラム：view range: 0.0-5000.0 Hz, window length: 0.005 s, dynamic range: 50.0 dB）。鼻子音の音響的な特徴としては母音に比べて全体的なエネルギーが低いということと、低周波数の共鳴が高周波の場合に比べ強いということが挙げられる（Kent & Read, 2002, pp.171-177）。それは波形においては、母音に比べ、振幅が小さく、丸みを帯びた形状になり、サウンドスペクト

ログラムでは低周波では濃く、高周波数では母音に比べて色が薄くなるという特徴となる。

図1と2は母語話者の/kVn/として分類された音響データの例を示している。図中の矢印は/n/の位置を示しており、後続音はそれぞれ/s/と母音であった。いずれの場合もcanのnは直前の母音に比べ、上記で示したような鼻子音らしい特徴を持った音声として実現され、前後の音声とは明らかに異なっていることが分かる。

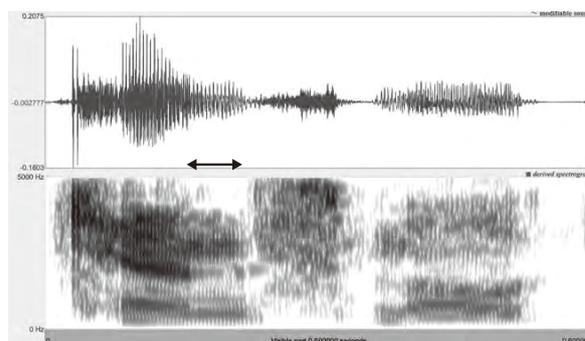


図1 /kVn/の例“... can smoke ...”（母語話者2、SMKの2回目、29.6秒付近）

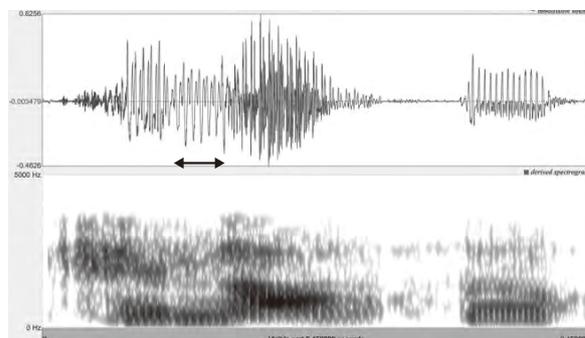


図2 /kVn/の例“... can also ...”（母語話者96、SMKの1回目、17.9秒付近）

図3と4は学習者の/kṼ/として分類された音響データの例を示している。図3の左の矢印はcanの母音部を右の矢印はsmokeの/m/の位置を示しており、図4の左の矢印はcanの母音部を右の矢印はenjoyの/n/の位置を示しており。いずれの場合もcanのnはaの部分との境界線が曖昧で、後続語に含まれる鼻子音の存在の方が明確であることが分かる。

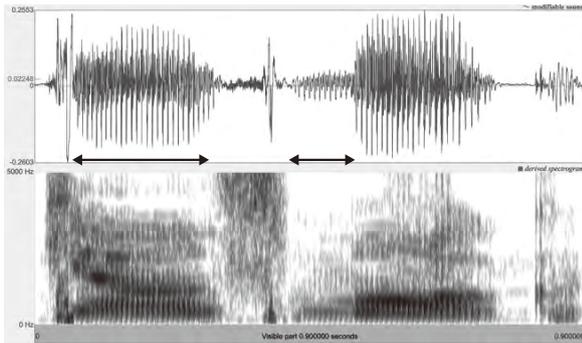


図3 /kṼ/の例 “... can smoke ...” (学習者41、SMKの1回目、20.7秒付近)

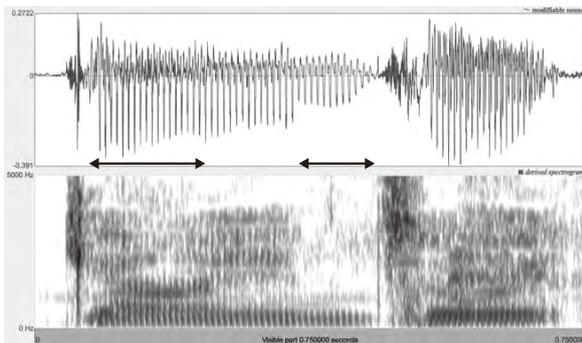


図4 /kṼ/の例 “... can enjoy ...” (学習者34、SMKの2回目、23.7秒付近)

2.3 総延べ語数

表2は法助動詞 can の頻度と話者1人あたりの使用頻度を示している。PTJとSMKはそれぞれpart-time jobとsmokingのトピックを、その右隣の数字は試行数(何回目か)を示している(2.1参照)。この結果は基本的にテキストデータを使用して得られたものだが、音声分析の過程でテキストデータに記載されていないものが発見された場合は頻度に加えた(2.2.1参照)。

頻度の合計(総延べ語数)は、母語話者群では559、学習者群では438であり、全体としては母語話者の方が学習者よりも多く can を発したことが分かる。ただし、PTJ 2においてのみ、学習者群の頻度が母語話者群のものを上回っている。両群に共通して、SMKのトピックよりもPTJにおいて、また1回目よりも2回目の方が、より多くの can が使用された。両群ともに、PTJ 2において最高の頻度になり、1人あたり1回以上の使用頻度となった。特にトピックの違いが学習者群の can の使用頻度に影響を与えたと考えられ、母語話者群と比べ大幅に低下している。

表2 canの頻度

	母語話者		学習者	
	頻度	1人あたり	頻度	1人あたり
PTJ 1	149	0.99	142	0.95
PTJ 2	159	1.06	174	1.16
SMK 1	109	0.73	55	0.37
SMK 2	142	0.95	67	0.45
合計	559		438	
平均	139.8	0.93	109.5	0.73

2.4 後続語

表3は can の後続語のうち頻度の高いものを示している。be、learn、getなど、共通する語も見られるが、最大の差異は学習者群にはダッシュが多く見られたことである(2.2.2参照)。ダッシュが文の言い直しを示すものであるなら、それが学習者の方に多く見られることはごく自然なことであると考えられる。

両群ともに後続語は動詞の原形が多く見られたが、母語話者が頻繁に使用したものには also という副詞も見られた。その一方で、表3が示す学習者が多く用いた後続語はダッシュ以外全て動詞の原形であった。

表3 canの後続語(一部)

母語話者		学習者	
語	頻度	語	頻度
be	68	learn	71
also	30	ダッシュ(-)	56
learn	27	know	36
have	26	get	27
cause	22	smoke	25
get	22	be	18
smoke	22	experience	16
do	17	do	15
go	17	study	15
help	16	enjoy	14
コンマ(,)	14	earn	12

2.5 音声の明瞭度

表4はcanの音声を明瞭度別に分けた結果を示している。「不明瞭」と「分析不可」のデータでは分析対象の分節音の一部または全体が不明であるため、これ以降の音声分析の結果では、「明瞭」と判断されたcanの音声とその後続音のみの分析結果を示す(2.2.3参照)。

表4 canの音声の明瞭度

	母語話者	学習者
明瞭	412	349
不明瞭	129	82
分析不可	18	7
合計	559	438

2.6 音声分析 (can)

表5はcanの実現形を示している。/kVn/と/kn/と/n/は明瞭な語末の鼻子音が存在したことを、また/kṼ/と/k/はそれが存在しなかったことを示す(2.2.3参照)。/n/は[n]に限らずいずれかの鼻子音として発音されたことを示す。

両群に共通して/kVn/の実現形が最も多く見られた。母語話者群には/kn/の実現形が見られたが、学習者群には全く見られなかった。/kṼ/に関しては母語話者群にも見られたが、頻度がとても低く、学習者群においては全体の15%ほど見られた。母語話者群の/kn/と学習者群の/kṼ/は割合としてはほぼ同程度であった。分析可能な音声のみにおいて、canの語末の鼻子音を明瞭に発音した割合は、母語話者群では約98%、学習者群では約85%であった。

表5 canの実現形

	母語話者		学習者	
	頻度	%	頻度	%
kVn	341	82.8	296	84.8
kn	56	13.6	0	0
kṼ	10	2.4	52	14.9
k	0	0	1	0.3
n	5	1.2	0	0
合計	412		349	

2.7 後続音

表6はcanの後続音のうち頻度の高いものを示している。canの直後に明らかに発話が止まっている場合はポーズとした。発話が止まっているようには聞こえないが、canの最後の音声と後続語の最初の音声の間に短い無音区間または音響エネルギーが弱い区間が存在する場合、声門閉鎖音とした(例:2.9の図5)。両群ともにポーズが最多であり、声門閉鎖音や母音や様々な子音が見られた。

表6 canの後続音 (一部)

母語話者		学習者	
後続音	頻度	後続音	頻度
ポーズ	76	ポーズ	126
b	56	l	39
母音	51	声門閉鎖音	33
s	33	n	27
g	31	g	22
声門閉鎖音	31	b	20
k	29	s	20
h	20	母音	13
l	18	d	12
d	14	m	11

2.8 後続音とcanの実現形

表7はcanの実現形とその後続音の頻度と割合(%)をまとめたものである(/kn/、/k/、/n/はその他に含まれる)。後続音は、2.7の表6と異なり、声門閉鎖音、ポーズ、母音以外は、考察のしやすさを考慮して、閉鎖・破擦音(/p, b, t, d, k, g; tʃ, dʒ/)、鼻音(/m, n/)、摩擦音(/f, ð, s, ʃ, h/)、接近音(/w, j/)、流音(/l, ɹ/)、その他に分けた。

母語話者群においては、母音が後続した場合にやや多いが(8%)、全体としては、後続音に関係なく稀に/kṼ/が出現したと考えられる。学習者群に関しては、声門閉鎖音や母音が後続した場合は、/kṼ/の頻度が/kVn/のものを超えている(それぞれ、61%および85%)。さらに、摩擦音が後続した場合もそれなりの割合で/kṼ/として発音されている(32%)。次節では、さらに詳しく分析するため、学習者群における声門閉鎖音が後続した場合の後続語を確認する。

表7 canの実現形と後続音(上:頻度、下:割合)

頻度	母語話者			学習者		
	kVn	kṼ	その他	kVn	kṼ	その他
声門閉鎖音	29	1	1	12	20	1
ポーズ	74	1	1	114	12	0
閉鎖・破擦音	109	3	37	64	0	0
鼻音	9	0	3	38	0	0
摩擦音	46	0	10	17	8	0
接近音	5	0	2	2	0	0
母音	46	4	1	2	11	0
流音	21	1	6	41	1	0
その他	2	0	0	6	0	0
合計	341	10	61	296	52	1

%	母語話者			学習者		
	kVn	kṼ	その他	kVn	kṼ	その他
声門閉鎖音	94	3	3	36	61	3
ポーズ	97	1	1	90	10	0
閉鎖・破擦音	73	2	25	100	0	0
鼻音	75	0	25	100	0	0
摩擦音	82	0	18	68	32	0
接近音	71	0	29	100	0	0
母音	90	8	2	15	85	0
流音	75	4	21	98	2	0
その他	100	0	0	100	0	0

2.9 声門閉鎖音の後続語

表8は、学習者群のデータの can の実現形が /kṼ/ で後続音が声門閉鎖音の場合の後続語を示している。ほとんどの後続語が母音で始まると想定される語であるため、後続音が母音の場合と同様の現象と捉えることも可能である。ダッシュの例が示されているが(学習者56、PTJの2回目)、音声データで確認すると、They canの直後にポーズではなく、短い無音区間があり、その直後に of のような語が後続し、その後にポーズがあり、さらにフィラーなどを経て文を言い直している。そのため、音声としては、声門閉鎖音に母音が後続した場合と捉えることができる。加えて、smoke は摩擦音で始まると想定される語である。したがって、今回のデータでは smoke の例外を除けば、can の

後続音が声門閉鎖音の場合は母音が後続するときと同様であると考えられる。

図5は can の実現形が /kṼ/ で後続音が声門閉鎖音でありその後続語が enjoy である場合の音響データの例を示している。図中の左の矢印は can の母音部を右の矢印は enjoy の /n/ の位置を示している。enjoy の /n/ は明瞭であるが、can には明瞭な /n/ が確認できないことが分かる。

表8 声門閉鎖音の場合の /kṼ/ の後続語

後続語	頻度
enjoy	6
earn	4
experience	3
also	2
only	2
erase	1
smoke	1
ダッシュ(-)	1
合計	20

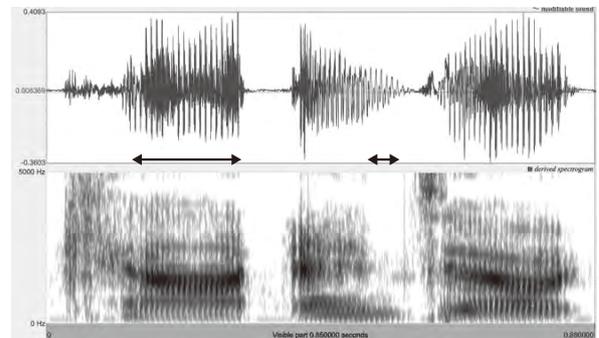


図5 /kṼ/ の例 “... can enjoy ...” (学習者42、SMKの1回目、39.4秒付近)

3. 考察

以上の結果から、1つ目の研究課題「どのような後続音のとき、日本人英語学習者が発音する can に明瞭な音節末鼻子音が実現されやすいのか(/kVn/が多い)」の答えとしては、閉鎖・破擦音、鼻音、流音、ポーズが後続音のとき、can に明瞭な音節末鼻子音が実現されることが多い、と言える(2.8参照)。2つ目の研究課題「どのような後続音のとき、日本人英語学習者が発音する can に明瞭な音

節末鼻子音が実現されないことが多いのか (/kṼ/が多い)」の答えとしては、声門閉鎖音や母音が後続音のとき、日本人英語学習者が発音する can に明瞭な音節末鼻子音が実現されないことの方が多い、と言える。加えて、声門閉鎖音の場合の後続語は母音で始まるものが多いため、実質的には母音が後続音と捉えることもできる (2.9 参照)。

このことから、やはり can が /kṼ/ として実現される要因は日本語の撥音の特徴の影響であると考えられる。例外として、接近音の場合では /kṼ/ が見られなかったが、後続音としての頻度が低かったことがその理由だと考えられる。加えて、接近音で始まると想定される後続語は頻度の高い語としては見られなかった (2.4 参照)。さらに、摩擦音の場合では声門閉鎖音や母音と異なり、/kṼ/ となる率が比較的 low だった。その理由は明白ではないが、母音と比べ摩擦音の方が口腔内での閉鎖の度合いが高いという理由が考えられ、今後の課題としたい。

本研究が最終的に目指すところは、発音訓練プログラム等の開発である。日本人英語学習者向けの can の発音指導法としては、「キャンヌ → キャン (ヌ)」(大井川, 2021a) が挙げられる。これは「鼻子音 (特に [n]) を強調する指導法」であるとされる。つまり、「キャン」という発音では音節末鼻子音が実現されない可能性があるため、[n] を強調するためにまず「キャンヌ」と発音し、しかしながら、[n] の直後の母音は余分であるため、最終的には「キャン (ヌ)」、つまり、「キャンヌ」と言うつもりで can と発音せよという指導である、と解釈できる。しかしながら、本研究の結果から鑑みて、後続音が母音の場合も考慮する必要があると考えられる。そのため、例えば、can enjoy を「キャンエンジョイ」ではなく、「キャンネンジョイ」として発音する指導が有効であると考えられる。つまり、語末の子音を次の母音とつなげて発音する linking などと呼ばれるものである。上記の 2 つの指導法を将来の発音訓練プログラムの一部とする。

本研究では、can の後続音に着目し、can の実現形との関係を考察したが、母語話者・学習者ともに後続音として最多であったのはポーズであった

(2.7 参照)。つまり、「後続音なし」である。Maekawa (2021) の実験データでも示されているように、発話末の撥音 (/N/) も低確率で鼻音化母音 (/Ṽ/) として実現されうるため、本研究の /kṼ/ としての実現形の結果 (10%) と矛盾しない (2.8 参照)。

さらに、can の後続音はポーズが最多であった件は、今回のテキストデータだけでは知ることができないことであった。例えば、母語話者の最高頻度の語は be であり、学習者では learn であったが (2.4 参照)、それは後続音分析の結果とも矛盾しない。しかしながら、今回のテキストデータにはポーズが明記されていないため、音声データを確認することにより判明したことである。本稿の著者が知る限り、一般の教材などではポーズに関する記述は稀で、音声教材においては句読点などがあるところ以外で故意にポーズを入れることは少ないと思われる。つまり教材において、例えば、“I can do it.” が “I can _{<pause>} do it.” として提示されることは珍しく、一方で、自然な発話では “I can _{<pause>} do it.” の方が頻繁に言われるのだとしたら、非常に興味深い。このことは重要な教育的示唆につながる可能性があると考えられる。

4. 結論

本研究では学習者コーパスを用いて、日本人英語学習者が発音する can において、明瞭な音節末鼻子音が実現される場合 (/kVn/) と実現されない場合 (/kṼ/) での後続音の比較を行った。その結果、閉鎖・破擦音、鼻音、流音、ポーズが後続音のとき、can に明瞭な音節末鼻子音が実現されることが多く、声門閉鎖音や母音が後続音のとき、日本人英語学習者が発音する can に明瞭な音節末鼻子音が実現されないことの方が多いという結論に至った。

5. 今後の課題

/kṼ/ と発音された can の知覚について検討する必要がある。つまり、日本人英語学習者によって産出された、音節末に明瞭な鼻子音が存在しない can (/kṼ/) が、母語話者を含めた他の英語話者

にはどのように知覚されるのかを検討する必要がある。母語話者とは異なる発音であったとしても、余分な反応時間や負担なく can として認識されるようであれば明瞭度が高いと考えられるが、例えば、特に声門閉鎖音が後続する場合、それが /t/ の異音として知覚され can't と混同される可能性も考えられる。

本研究では各分節音が明確に特定できる「明瞭」と判断された can の音声のみを対象として、can の実現形やその後続音を分析した (2.2.3 および 2.5 参照)。つまり、発せられたにもかかわらずその実現形などを確認できなかった can の音声も多く存在した。それらの実現形が確認できた場合は、結果に影響することも考えられる。このことを解消するためには、他の学習者コーパスなどを活用して、さらに多くのデータを分析し本研究の結論を検証していく必要がある。

さらに、第3節で紹介した発音指導法の有効性を検討することも必要である。指導前後の音声を比較し、差異を確認し、母語話者を含めた他の英語話者にはその両者の音声がどのように知覚されるのかを検討する必要がある。

同コーパスでは学習者は習熟度別に分けられているため、習熟度別の発音の比較も可能である。それは発音訓練プログラム等を構築する上では重要であると考え、今後の課題とする。

参考文献

Boersma, P., & Weenink, D. (2022). Praat: doing phonetics by computer [Computer program] (Version 6.3). Retrieved from <http://www.praat.org/>

Gilquin, G., De Cock, S., & Granger, S. (2010). The Louvain international database of spoken English interlanguage (LINDSEI). Louvain-La-Neuve, Belgium: Presses universitaires de Louvain.

Ishikawa, S. (2014). Design of the ICNALE Spoken: A new database for multi-modal contrastive interlanguage analysis. *Learner corpus studies in Asia and the world*, 2, 63-76.

Ishikawa, S. (2022). ICNALE: The International

Corpus Network of Asian Learners of English. <http://language.sakura.ne.jp/icnale/>

Kent, R. D., & Read, C. (2002). *The Acoustic Analysis of Speech* (2nd ed.). Albany, NY: Singular/Thomson Learning.

Labrune, L. (2012). *The Phonology of Japanese*. Oxford: Oxford University Press.

Ladefoged, P. (2003). *Phonetic Data Analysis: An Introduction to Fieldwork and Instrumental Techniques*. Malden, MA: Blackwell.

Ladefoged, P., & Johnson, K. (2015). *A Course in Phonetics* (7th ed.). Stamford, USA: Cengage Learning.

Maekawa, K. (2021). Production of the utterance-final moraic nasal in Japanese: A real-time MRI study. *Journal of the International Phonetic Association*, 1-24.

Ooigawa, T. (2018). *Perceptual Learning of Syllable-final Contrast: Perception and Training of Various "can" and "can't" by Japanese, Chinese and French Listeners*. Doctoral thesis. Sophia University.

Vance, T. J. (2008). *The Sounds of Japanese*. New York: Cambridge University Press.

大井川朋彦. (2020). コーパスを用いた米英語の can 及び can't の音声的な差異の分析. *Sophia Linguistica*, 69, 1-10.

大井川朋彦. (2021a). can と can't の発音指導に関して. 上智大学言語学会第35回年次大会, オンライン開催.

大井川朋彦. (2021b). 音声コーパスを用いた強形の can に関する研究. *国際関係学部研究年報*, 41, 13-19.

大井川朋彦. (2022a). can 及び can't の音節末子音の実現とその後続音との関係. *国際関係学部研究年報*, 42, 13-21.

大井川朋彦. (2022b). 学習者コーパスを用いた can の音節末鼻子音の実現に関する予備研究. 第345回日本音声学会研究例会, オンライン開催.

日本における中級中国語教育の研究

—中級中国語の基準—

柳 宇 星

Liu YUXING. A study of Intermediate Chinese language Education in Japan —Standards for intermediate Chinese—. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.55-64.

This study attempts to establish the criteria for intermediate-level Chinese language proficiency in Japan by first referring to the definition of “intermediate level” within China, analyzing intermediate-level Chinese language teaching materials in Japan, and further examining the definitions of intermediate-level Chinese in both the Chinese Proficiency Test and the HSK exam.

キーワード： 中国語教育 中級中国語教材 中級中国語レベル

1. はじめに

ある日本人学生が、どのようなレベルなら中級中国語レベルと言えるのか、中国語検定試験（略称中検）3級に合格していれば中級レベルと言えるのか、筆者に尋ねてきたことがある。この質問は未だに筆者の頭から離れず、どう答えればいいのか分からない。日本の中検3級の認定基準は「一般常用語彙1000以上2000ならびに中国語文法の一般的事項をマスターして、簡単な日常会話ができ、基本的な文章を読み、書くことができるもの。学習時間200～300時間。」とされている。中検は主に筆記力とリスニング力を測ることを目的として、会話力の測定については考慮されていないため、「簡単な日常会話」ができるかどうかまでは知ることができない。また、基本的な文章の読み書きの把握程度についても、明確には測ることができない。そのため、中検3級に合格したとしても、必ずしも中国語中級レベルに達したとは言いがたい。本研究は、中国国内で定義される「中級レベル」についてまとめ、次に日本における中検と中国語能力試験（略称HSK試験）を比較し、更にヨーロッパの外国語の語学力を評価する国際的な指標CEFRと結びつけ、日本における中級中国語の基準を定めようとする試みである。

2. 中国における中国語「中級レベル」の基準

まず、中国国内の対外中国語の中級レベルがどのように標準化されているのかを見てみたい。本章の考察は以下の3冊の参考書をもとに行った。それぞれ『高等学校外国留学生漢語教育大綱』、『対外漢語教育中高級段階課程規範』、『中国漢語能力試験受験ガイド』の3冊である。これらの書籍は、中国国内で出版され、応用範囲が広く、一般的な対外中国語書店で買え、更に多くの外国人向け中国語教育機関で採用されている。『高等学校外国留学生漢語教育大綱』は主に短期強化を目的としている参考書である。『対外漢語教育中高級段階課程規範』は対外中国語本科専攻で使われる参考書である。『中国漢語能力試験受験ガイド』は母国語が中国語でない人たちの中国語能力を測るテストのための手引書である。比較的代表的で権威があるものである。従って、筆者は中国国内における対外中国語中級レベルの基準を明確にする際の参考としてこれを採用した。

2.1 『高等学校外国留学生漢語教育大綱』における中級レベルの基準

『高等学校外国留学生漢語教育大綱』は中国で短期的に中国語を学ぶ留学生のために制定され、短

期強化教育の特性を踏まえ、教育内容と教育要領を標準化し、教材作成、テスト、教育の質の評価にあたっての根拠を提供することを目的としている。本大綱の中級段階の教育要領は次の通りである。

【表－1】：『高等学校外国留学生漢語教育大綱』の中級段階に対する教育要領一覧

中級段階	
コミュニケーション課題	中級コミュニケーション課題は80項目である。中級コミュニケーション課題：主に「ナレーション」、「説明」、「判断」などの機能的な項目と、比較的完全なステートメント、説明、分析、及びデモンストレーションを含む、パラグラフで表現する必要がある一般的なコミュニケーション課題。コミュニケーション課題の難易度と複雑さによって、中級コミュニケーション課題は2つのレベルに分けられる。
言語範囲	関連した語彙範囲：レベル甲、乙及び丙で5000語。少なくとも丙レベルの語彙を主とする1500語を習得することを要求する。関連した文法範囲：レベル甲、乙及び丙の文法、ポイント652点。
話題内容	一般的な日常生活、学習、社会的コミュニケーション活動及び一定範囲の家事。
言語能力	一般的な話題についてはほぼ支障なく会話ができ、且つ、一般的な文章を書くことができる。語句を適切に使い、それを適切に並べ、基本的な形として表現し、自らの意見や思想、感情をほぼ正確に表現することができる。一般的な交渉や商談ができ、一定の業務範囲内のビジネス文書を書くことができる。比較的複雑な文型を一定程度使用することができる。一定の言語運用能力を有する。
文化的內容	言語コミュニケーションに関連する文化的要因、コミュニケーションに関連する一般的な文化的背景及び中国の国情に関する知識を理解、習得し、コミュニケーションに際して遭遇する可能性のある文化的障壁を取り除くことに注意を払うことができるようになること。

2.2 『対外漢語教育中高級段階課程規範』における中級レベルの基準

『対外漢語教育中高級段階課程規範』の対象は外国人留学生漢語専攻（4年制大学本科）2年生または同等レベルの中国語学習者である。これらの学習者は、初級段階（1年生）の学習を経て、音声と文法の基礎知識、基本的な常用文型（レベル甲、

乙の文法約150点）、常用漢字約1200字程度、常用文型約2500語を習得していなければならない。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つの分野で基本的な訓練を受け、基本的な能力を備えている。2年目の学習を通して、語彙はさらに増え（2500語から4500語に増加）、基本文法項目を強化、補充、拡大、深化する（レベル甲・乙の150点からレベル甲・乙・丙の300点に増加）。その具体的な要求は次の通りである。

1. 聞く

豊富で複雑な単語の説明、文法分析、テキストの言語の説明、関連する文化的背景知識の紹介を理解できること、テキストの内容や一般的な日常生活の学習場面について、教師から出される様々な質問を理解できること（丙レベルの語彙と文法は40%を超えず、話す速度は1分間に180字～220字の漢字）、一般的な社会生活や仕事の場面（手続き、契約、ビジネス交渉、就職活動）で、お互いの会話を理解し、主要な情報を得ることができること。

2. 話す

テキストの内容について教師と質疑応答ができる（新しい単語の説明、文章の作成、質問、その質問への回答、段落の要約、テキストの復唱などを含む）、日常生活、学習、仕事に関する一般的な会話ができる（例えば、ある出来事についてより具体的に説明する、登場人物を紹介する、特定の物事について意見や提案を述べる、議論において自分の意見を述べたり、相手に反論したりするなど）。言語のイントネーションは基本的に正しく、文章は比較的まとまりがあり、単語と文型は比較的豊富で、大きな文法上の誤りがなく、基本的な考えを表現できる。

3. 読む

読解力を徐々に向上させる。参考書があればテキストと同等の難易度の文章を読むことができる。一般的な生活、社交、仕事の範囲内の手紙、申請報告書などの書類を読むことができる。一定の単語を推測し、ポイントを掴み、言語の壁を乗り越える能力を持ち、甲、乙、丙レベルの語彙と文法の難易度の文章を、ツールブックを使わずに、理解度60%～70%の正確さで読むことができる。

4. 書く

講義の内容に応じて簡単なノートを作ることができる（例：例文、文法的なキーセンテンス、簡単な段落の意味などを記録する）；授業後に、授業内容レポートを完成することができる；学習した単語、構造、文型を応用し、所定のトピックに従って、30分で、200～300語程度の文章、談話表現、また内容が充実した流暢な文章で日常生活、学習、仕事の場面に関する小論文（具体的には短い手紙、自己紹介、仕事の報告、仕事の要約、スピーチの概要など）を書くことができる；レベル丙の語彙・文法に占める項目の割合は約20%で、基本的に大きな文法上のミスがなく、自分の考えを表現することができ、ディクテーションのスピードは1分間に15字から18字の漢字を書くことができる。

2.3 『中国漢語能力試験受験ガイド』における中級レベルの基準

HSK試験は、中華人民共和国の国家レベルの試験であり、中国語を母国語としない人を対象とした標準化された語学試験である。HSK試験は北京語言文化大学の中国語能力試験センターによって設計・開発され、基礎中国語能力試験（略称HSK基礎）、初中級中国語能力試験（略称HSK初中級）、高級中国語能力試験（略称HSK高級）で構成されている。HSK試験は中国国内外で毎年定期的に実施され、試験の点数が所定の基準を満たした者は、対応するレベルの「中国語能力証明書」を取得することができる。

2.3.1 HSK（中級）試験の用途

2007年5月に北京言語文化大学出版社が発行した最新の「中国語能力試験（HSK）[改良版]」によると、HSK（中級）試験について、以下のように解説されている。

- ① 留学生が中国の大学に入学する際の基準とする
- ② 各組織の採用・昇進プロセスにおいて、関連人材の中国語能力を評価する際の判断基準とする
- ③ 中国語学習プロセスにおける中国語能力評価の信頼できるツールとして利用する

2.3.2 HSK（中級）試験の対象

HSK（中級）試験は母国語が中国語ではない中級中国語学習者に適用される。約1000～2000時間の中国語教育を受け、約5000語の一般的な中国語単語とそれに対応する文法及び文化的背景知識を習得している学習者すべてに受験資格がある。

上記の内容から、中国国内でHSK試験の中級レベルに到達するには、約5000語の一般的な単語とそれに対応する文法的及び文化的背景知識を習得する必要があり、加えてリスニング力、文法、読解、総合の4つの試験のうち3つに合格しなければならない。このことから、学習者がHSK試験の中級レベルに達することは、容易なことではないことがわかる。

2.4 まとめ

以上の2.1、2.2、2.3の資料から、中国国内の対外中国語中級レベルの基準が明らかになった。比較のため、内容を以下の表2にまとめた。

[表-2]：3冊の中国国内参考書の中級レベルに対する教育要領一覧

	高等学校外国留学生漢語教育大綱	対外漢語教育中高級段階課程規範	中国漢語能力試験受験ガイド
指導対象	短期留学生	専攻2年生	1000～2000時間学習者
語彙数	レベル甲、乙及び丙で5000語	2500語から4500語に増加	常用語5000語
文法	レベル丙の文法300点	レベル甲、乙の150点からレベル甲、乙及び丙で300点に増加	常用語5000語及び対応する文法、ポイント

上記の数字から、中国では、中国の短期留学生でも、中国語を専攻する2年生の学生（4年制大学本科）でも、語彙約5000語を習得する必要があることが分かる。さらには甲、乙、丙レベルの300の文法項目、ポイントの習得が必要である。柳宇星（2021）によると、日本人学生全員が初級終了までにマスターしなければならない語彙数は518語である。柳宇星（2012）の初級レベルで中国語専攻以外の学生がマスターした語彙数は742語、初級レベルで中国語専攻の学生がマスターした語

彙数は1025語である。これらの数字から判断すると、中国の中級レベルに必要な語彙とはまだ大きな隔りがあり、日本における学習者に適した中級レベルの基準の設定を検討する必要がある。中国国内の3冊の参考書の研究成果は非常に価値があり、今後の研究はこの3冊の大綱の研究方法を参考しながら、日本における中級中国語の基準を定めようと考えている。

3. 日本における中国語「中級レベル」の基準

この章では、前章と同じ方法により、日本において最も権威がある試験とされる、中検とHSK試験を対象に、ヨーロッパで外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられるガイドライン「CEFR（セフール）」と結び付けることにより、日本における中級中国語の基準を定めたいと考えている。

【表-3】：日本における検定試験の年間受験状況

（※中検は2016年のデータ。HSKは2015年のデータ。）

検定試験	年間受験者数	1回あたりの受験者数
中検	32,902人	平均10,967人
HSK	23,426人	平均1,952人

* 以上データは中検・HSKなどの受験者数（中検・HSKなど4種類の中国語検定試験の比較【難易度・受験者数など】(chugokugo-script.net)を参照。

中検とHSK試験この二つの試験は日本での利用者が最も多く、そして近年受験者数が徐々に上昇している傾向があるようである。そこで、本研究ではこの二つの試験を研究対象とし、次の節でそれぞれ分析する。

3.1 中検の認定基準

中検は、主に日本語を母語とする中国語学習者を対象とし、「聞く」「話す」「読む」「書く」能力、いわゆる四技能の習得を求めながら「訳す」能力も重視している試験である。中検は外国語学習と運用のプロセスを分析し、より科学的に設計されている。下の級では「運用能力」、上の級では「読解力」を測る問題の比重が上がっている。さらに、日本は漢字文化圏に属し、幼時期より漢字・漢語

語彙に親しんでいる日本人にとって、中国語の「読解能力」を高める漢字・漢語語彙がすでに存在し、その知識はさまざまな場面で重要な役割を果たしているため、中検はこれらのことも十分に配慮して試験問題が作られている。具体的な基準は下記の表4のとおりである。

【表-4】：中検の出題基準

級	出題内容
準4級	基礎単語約500, 日常あいさつ語約80から ○単語・語句の発音, 数を含む表現, 日常生活における基本的な問答及びあいさつ表現の聞き取り ○単語・語句のピンイン表記 ○基礎的な文法事項及び単文の組み立て ○簡体字の書き取り
4級	常用語約1,000から ○日常生活における基本的な問答, 比較的長い会話文または文章の聞き取りと内容理解 ○単語・語句のピンイン表記・声調 ○基本的な文法事項及び文法事項を含む単文の組み立て ○比較的長い文章の内容理解 ○日本語の中国語訳（記述式）
3級	常用語約2,000から ○日常生活における基本的な問答, 比較的長い会話文または文章の聞き取りと内容理解 ○単語・語句のピンイン表記・声調 ○基本的な文法事項及び文法事項を含む単文・複文の組み立て ○比較的長い文章の内容理解 ○日本語の中国語訳（記述式）
2級	日常生活全般及び社会生活の基本的事項における中国語から ○日常会話及び長文の聞き取りと内容理解 ○長文読解と長文中の語句に関する理解 ○正しい語順と語句の用法, 熟語・慣用句を含む語句の解釈 ○長文中の指定語句の書き取り及び指定文の日本語訳（記述式） ○日本語の中国語訳（記述式） ○与えられた語句を用いたテーマに沿った中国語作文（記述式）
準1級	日常生活及び社会生活全般における, 新聞・雑誌・文学作品・実用文のほか, 時事用語などを含むやや難易度の高い中国語から（一次） ○長文の聞き取りと内容理解 ○長文中の指定文の書き取り（記述式） ○長文読解と長文中の語句に関する理解 ○語句の用法, 熟語・慣用句を含む語句の解釈 ○長文中の指定語句の書き取り及び指定文の日本語訳（記述式） ○比較的長い日本語の中国語訳（記述式）

準 1 級	○与えられた語句を用いたテーマに沿った中国語作文（記述式） （二次） ○日常会話、簡単な日本語・中国語の逐次通訳及び中国語スピーチ
1 級	日常生活及び社会生活全般における、新聞・雑誌・文学作品・実用文のほか、時事用語などを含む難度の高い中国語から （一次） ○長文の聞き取りと内容理解 ○長文中の指定文の書き取り（記述式） ○長文読解と長文中の語句に関する理解 ○語句の用法、熟語・慣用句を含む語句の解釈 ○長文中の指定文の日本語訳（記述式） ○比較的長い日本語の中国語訳（記述式） ○与えられた語句を用いたテーマに沿った中国語作文（記述式） （二次） ○難度の高い日本語・中国語の逐次通訳

* 以上データは出題内容 | 中検 | 中国語検定試験 (chuken.gr.jp) を参照。

表4の通り、各級の「基準」及び「出題内容」については明示されているが、どの級が「中級レベル」であるかの基準は明示されていないため、更に検討する必要があると考える。

3.2 HSK試験とCEFR（セファール）

ヨーロッパ諸国間の調和を促進し、ヨーロッパ内での教育や就職の柔軟性を高め、異なるヨーロッパ言語（英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語など）の言語能力レベルを記述するための統一的な枠組みを提供するために、1996年に欧州評議会（CE、ヨーロッパ46カ国の外相からなり、25カ国以上の欧州連合）が「ヨーロッパ言語共通参照枠：学習、指導、評価、(CEFR)」基準を公布した。これは瞬く間に世界で最も影響力のある言語基準となり、世界中の多くの言語のテストスコアを解釈する基準にもなっている。

中国では、CEFRに大いに触発され、CEFRに基づき、中国語の国際的普及のための国家指導グループ（略称：漢弁）が2007年に国際中国語能力基準を公布した。新HSKの1～6級は、CEFRのA1～C2の6段階にそれぞれ対応している。「2010年、中国国外の中国語学習者にとってより役立つ中国語検定試験に改善するため、中国国内外の中国語教育、言語学、心理学、教育学等の専門家を集結さ

せ、近年の国際的な第二言語習得理論（SLA：Second Language Acquisition）及びコミュニケーション言語テスト理論による新しい研究成果を参考に、「新HSK試験」が研究開発されました。新HSK試験は、あらゆるレベルの学習者に対応できるように、試験難易度の幅を広げ、各段階での学習者のニーズを満たすことを目指しました。また、単なる言語知識の測定ではなく、受験生が中国語を運用し、実際にコミュニケーションを行う能力を測定・評価することを目的としています。現在のHSK試験は、中国語によるコミュニケーション能力の測定を第一の目的とした実用的な中国語検定です。中国での実際のコミュニケーションで使用される会話形式の問題や、リスニング、スピーキング能力の測定に重点をおいた試験となっています。*1

ここに紹介したHSK試験は中国の教育部が世界展開している資格で、日本での運営は学習塾団体の日本青少年育成協会が担っており、完全に日本人学習者向けの中国語能力試験である。残念なことは、この試験でもはっきり中級レベルの基準を定めていなかったことである。

本研究の目的の一つは外国語の語学力を評価する国際的な指標CEFRを参考にし、HSK試験とCEFRを比較しながら日本人学習者向けの中国語中級レベル基準を探ることである。「CEFR（セファール）とはヨーロッパ全体で、外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられるガイドラインである。英語ではTOEIC、TOEFLなどについて、この指標を用いて評価することが可能である。*2。CEFRは、非母国語学習の観点から設計された言語間の能力等級フレームワークである。CEFRは言語能力指標を定義し、具体的な機能と関連する要因は以下の通りである。

①一般能力

知識、人格特性、技術、そして学習能力を含む。

②言語コミュニケーション能力

言語能力、社会言語能力、語用論能力が含まれる。言語能力には、音韻論、単語形成、意味論、文法などが含まれる。社会言語能力は、礼儀作法、性別、階級、その他の言語的差異

といった社会的文化的要因に関係し、語用論能力には、言語機能、言語の一貫性、テキストのタイプに関係する。

③言語活動

聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと、インタラクションが含まれ、聞くことと読むことは言語受容行為であり、話すことと書くことは言語生産行為であり、対話、対談、討論などは言語インタラクション行為である。

④社会的背景

言語使用の社会的文脈は幅広く、(1) 生活の4つの領域（家庭生活、公共の場、仕事の場、教育の場）、(2) 状況（人、出来事、時間、場所など）、(3) 条件（会話環境、参加者人数、時間の制約など）、(4) テーマ（食べ物、レクリエーションなど）、(5) 機能（カウンセリング、識別、助言、説明など）、(6) タスク（例：就職活動、道を尋ねる、プレゼンテーションをする、など）、(7) メディアの種類（例：対面、電話、テレビ、録音など）、(8) テキストの種類など（例：式典、討論、インタビュー、新聞、日記、手紙など）、(9) ストラテジー（例：自己修正、繰り返し、明確化など）などを含む。

CEFRでは、言語能力を包括的な言語能力とコミュニケーション能力と定義しており、従来のような純粋な言語能力や認知能力ではなく、言語の機能、つまり実生活の場面で機能する能力に焦点を当てている。また、社会環境における言語能力の重要性を強調しており、言語環境なしには、コミュニケーションや意思疎通について語ることはできない。このように、CEFRの評価基準は、言語能力そのものを十分に考慮し、言語能力に関連するその他の外的要因にも配慮していることがわかる。

HSKは2010年のリニューアルでCEFRと合致するように設計されたため、欧米各国の外国語テストとの互換性から難易度の比較がしやすくなった。見方としては、レベルを「A 基礎段階の言語使用者」、「B 自立した言語使用者」、「C 熟達した言語使用者」に分け、各段階をさらに2つに区分している。詳細な比較については、資料1を参照されたい。

3.3 まとめ

本節の考察により、日本人向けの中国語中級レベルの基準を規定することが可能となった。結論としては、中検4級500語～中検3級2000語、HSK3級600語をマスターし、「仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈略のある文章を作ることができる。経験、出来事、夢、希望、抱負を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。」*2という条件を達成すれば、「世界基準で中級者」レベル認定することが妥当だと判断できる。詳細な比較については、資料1を参照されたい。

4. 中級中国語教材の編集

4.1 動機

近年、中国と日本の交流が盛んになり日本での中国語教育も新たな段階に入っている。教育において、筆者は中国語学習をするには2つの重要な段階があると考えている。第1段階は発音の入門段階、第2段階は中級応用段階である。中国語を学習するにはまだ多くの重要な段階があることは事実だが、筆者がこの2つの段階を提案する理由は、この2つの段階が学習の焦点であるだけでなく、学習の難しさでもあるからだ。中国語をしっかりと勉強したい場合、この2つの段階をスムーズに通過することが持続的な学習を保証する鍵となる。

授業を通して、筆者は、中国語の勉強に興味がある日本人は多いが、発音の授業を受けた後では、学習していく自信を失った学生も多くいることに気付いた。更に、多くの学生が努力して遂に中国語検定試験3級またはHSK試験4級、5級のレベルに達したが、中国語検定試験2級またはHSK試験6級レベルに到達するのは非常に少ない。中国語の発音が難しいことはよく知られているので、中国語を学ぶ前にすでに心の準備をしている人は多いが、中級段階に到達することの難しさは多くの学生が予想していない。特に日本国内で学習する

場合、周囲の言語環境が整わず、聞くこと、話すことの鍛錬に大きな困難が生じる。文法を精巧に勉強し、テキストと単語をしっかりと暗記したとしても、実際に応用する時には、話すことも聞き取ることができない。話せたとして「中国人には意味が伝わらない、日本人は聞き取れない」ような奇妙な中国語である。初級段階から中級段階への移行は、かなりの時間と相当な努力が必要で、更に多くの努力を重ねても、予想された効果が得られるとは限らない。

そのため、筆者は長い間、中級中国語学習者がより速く、よりよく中国語を学ぶ方法を見つけることに尽力してきた。長年の研究と分析を通して、最も直接的な方法は、中級レベルに相応しく、学習者の学習意欲を高めることのできる中級教材一式を開発することだと考えている。教材をテレビドラマの台本に例えたとしたら、教師はその台本を演じる役者だといえる。ドラマが完璧に世に送り出されるかどうかは、役者の演技と、台本がよく書けているかどうかにかかっている。従って、筆者は良い教科書を使えば、半分の労力で中国語を学ぶことができると考える。もちろん、どんなに優れた教科書にも欠点があり、すべての人のニーズを完全に満たすことはできない。また、教科書に頼りすぎるという指導方法を、さまざまな中国語教育の現場に適応させることは難しいが、教科書がなければ「頼るものがなく」、学習者の学習状況や学習効果を確認することはできない。そこで、日本人学習者の言語的・文化的背景に応じて、中級中国語教材を刷新し、従来の教材の限界を超え、日中両国の中級中国語レベルの基準を参考にし、日本における中級中国語レベルに適した教材の編集に努めようと考えた。

4.2 『本気で学ぼう中級中国語』の構成

『本気で学ぼう中級中国語』は、日本大学国際関係学部中国語教科書編集チームが呉川先生の監修のもとで作成した教材である。本書は『本気で学ぼう初級中国語』に基づき、初級段階の学習を通じて中国語の発音、簡単な会話、そして体系的な文法を習得した中級学習者向けの中国語教材である。中級では、中国語を勉強するだけでなく、中

国概況・中国文化・中国事情などの一般知識の習得が必要となる。本書はやさしく楽しく中国語学習を続けられ、且つ中国について深く興味を持っているような教材を目指し、意欲的に学習してもらえるよう編集した。

本書は中国語2年目学習者を対象とし、一回90分の授業、二回で一課のペースで学習することを基準としている。テーマは学校生活、社会・中国事情、歴史遺産、歴史上の人物、成語、日中交流の歴史などから構成した。また、本書では最近10年の調査に基づいて使用率が高い821語を精選し、文法ポイント121点、初級で学習した文法を更に深めた内容に加えて、中級で大切な「接続詞フレーズ」も豊富に取り上げている。

第一課～第七課は、初級の内容を復習しながら、身の回りの話題について自由に話す練習、第八課～第十四課では、現在の中国社会事情を理解する内容、第十五課～第二十一課では、中国人の習慣と考え方を説明する内容、第二十二課～第二十八課は中国文化、中国の歴史に興味を持たせる内容となっており、中国に関する話題を楽しく効率よく学べるように編集した。

本書は文法を習得するための文型練習をしながら、会話能力をアップするための短文を学習する。練習1、練習2では中国語検定試験方式のヒアリング問題を中心として、ネイティブの中国人の声を聴きながら、聴解能力をアップさせ、資格試験にも対応できる内容となっている。練習3は本課の重要ポイントを使って文を作るもので、中級レベルの言語応用能力を身に付けられるようにしている。練習4は日本語を中国語に訳す、練習5は本課の内容に基づいて作文を書く練習となっており、これが最終の学習目標となる。一冊で「聞く」「話す」「読む」「書く」「訳す」の五つの技能をトレーニングできるオールインワンの中級教材となっている。

4.3 『本気で学ぼう中級中国語』の編集原則

『本気で学ぼう中級中国語』を編集した後、この教材は前章でまとめた日本における中級レベルの基準を満たしているかどうかを検証するため、表5を作成し、語彙数、文法点、話題などを資料1と対照した。

【表-5】：『本気で学ぼう中級中国語』の語彙数と中級レベル基準との対照

本気で学ぼう	中検4級 中検3級	HSK3級 HSK4級	CEFRB1 CEFRB2
821語	500～ 1200語	600～ 1200語	

表5のとおり、本書の語彙数は中級中国語レベル基準（資料1）に合致している。

文法点については、中級中国語レベル基準（資料1）では特に強調しておらず、柳宇星（2012）によると、中国国内の対外中国語中級レベルについては150点を習得すれば中級レベルに妥当とされているため、本書では文法ポイント121点を取り扱い、初級で学習した文法を更に深めた内容に加えて、中級で日本人が苦手とするが、重要な「接続詞フレーズ」も豊富に取り上げている。中国国内の対外中国語中級レベルの150点までには達していないものの、中国国外の日本における中級中国語には適すると考える。

本書のテーマは学校生活、社会・中国事情、歴史遺産、歴史上の人物、成語、中日交流の歴史などを中心とし、中級中国語レベル基準に求められる仕事、学校、娯楽など普段よく出会う身近な話題と一致する。詳細は、下記の表6にまとめた。

【表-6】：『本気で学ぼう中級中国語』のテーマと中級中国語基準との対照

第一課 自己紹介	学校
第二課 友達の紹介	学校
第三課 学校生活	学校
第四課 私の一日	学校
第五課 中国の大学	学校
第六課 手紙	自分
第七課 乗り換える	交通
第八課 中国のゴールデンウィーク	祝祭日
第九課 ウィチャット	通信
第十課 ネットショッピング	買い物
第十一課 高速鉄道	交通
第十二課 老後の生活	生活
第十三課 欠席届と招待状	仕事
第十四課 日中生活習慣の違い	意見
第十五課 中国の伝統的な祝日	祝祭日
第十六課 民は食を以て天と為す	意見

第十七課 読書感想文	意見
第十八課 中華料理を作りましょう	出来事
第十九課 故郷	自分
第二十課 中国の干支	中国文化
第二十一課 外来語・新語	言葉
第二十二課 孔子	中国文化
第二十三課 守株	中国文化
第二十四課 囲碁の歴史	中国文化
第二十五課 お茶の起源	中国文化
第二十六課 サッカーの由来	中国文化
第二十七課 鑑真の渡日	中国文化
第二十八課 中国の漢詩	中国文化

柳宇星（2012）により提示された中国国内の対外中国語中級教材の不足：

1. 内容、言語材料が比較的古く、題材、ジャンルが比較的単一である。
2. 新しい単語のアレンジは科学性に欠けている。
3. 注釈点の決定は十分に合理的でなく、注釈点と新しい単語、及び練習の間では連携が足りていない。
4. 練習タイプは単調で、系統性、目的性が欠けている。

本教材の編集に際しては、以上の欠点を充分克服し、下記の編集原則を厳守した。

（1）編集原則

教材の質を確保するため、編集原則は明確で合理的である。

1. 構造－話題の教育法原則を採用し、すなわち言語構造を網領とし、話題を導くものとする。
2. 使用対象を明確にし、新しい単語の起点と等級の比率を確定する。
3. 精読授業の授業型の特徴と中級段階の学習の特徴を十分に体現する。
4. 科学性と実用性を重視する。
5. 汎用性と耐久性を重視する。
6. 知識性と面白さを高める。

（2）全体的なデザイン

上記の編集原則に基づき、著者は新教材の構造配置から具体的な部分の配置まで、精巧に設計した。

1. 構造的な配置。カリキュラムを十分に配慮し、文型と会話を合わせる形式を採用し、各課はヒ

ント、注釈、トレーニング、新語表の4パートで構成され、1課は2単位時間で完了する。時間が長すぎると、コンテンツの継続性が損なわれる。

2. メイン、サブの選択と協力。文法を習得するための文型練習をしながら、会話能力をアップするための短文を学習し、文型をメインで学習、習得した文型をサブの会話の中で十分に練習する。

3. 「聞く」「話す」「読む」「書く」「訳す」の五つの技能を全面的にトレーニングできる。練習問題の作成は、中国語検定試験、中国語能力試験など資格試験に対応できる内容とし、重要ポイントを使って文を作り、また、日本語を中国語に訳す問題を設けることで、一冊の教材で「聞く」「話す」「読む」「書く」「訳す」の五つの技能をトレーニングすることを目的とした中級教材を目指して工夫した。

4. 単語のアレンジ。新しい単語の編成には主に2つの面に注意を払った。

(1) 新しい単語の数と等級の比率をコントロールする。

(2) 単語表を改善する。あえて単語表を一番最後におき、単語表を見つける作業のなかで、ページをめくりながら、知らない単語を頭の中に深く印象づけることを目的とする。

以上の編集原則については、すべて日本における中級中国語の基準に基づき、よりよい教材を作成できるよう全力を注いでいる。『本気で学ぼう中級中国語』の編集出版は中級中国語教材として使用することのみならず、今後日本における中級中国語教材編集の範例となることを期待している。

5. 今後の研究課題

5.1 本研究の研究成果

以上4章の考察と分析から、以下の成果が得られた。

- 1) 中国における中国語「中級レベル」の基準の明確化
- 2) 日本における中級中国語の基準の明確化
- 3) 『本気で学ぼう中級中国語』の教材を編集することを通じ、日本の中級中国語教材の編集原則の明確化

5.2 今後の研究課題

研究の過程において、依然として更なる推敲が必要であり、今回得られた結果も完全とは言えないことをあらためて認識した。筆者の考える今後の課題は次の通りである。

- 1) 研究結果の更なる検証
- 2) 中級語彙表の作成
- 3) コミュニケーションを主とした中級教材の本文の話題の選定

以上の課題について、筆者は今後も継続して研究を行い、更に深く、正確なデータを抽出し、日本の中国語教育に微力ながら貢献したいと考えている。

参考文献

1. 柳宇星, 「针对日本人学习者的初中级汉语教材研究-以词汇和课文话题为考察中心」, (明海大学大学院博士論文), 161～175頁, 2012年
2. 柳宇星, 「日本における初級中国語教育の研究—語彙の視点から—」, 『国際関係研究』第41巻合併号, 日本大学国際関係学部国際関係研究所, 126～127頁, 2021年
3. 国家对外汉语教学领导小组办公室, 『高等学校外国留学生汉语教学大纲(短期强化)』, 北京语言文化大学出版社, 53-58頁, 2002年
4. 陈田顺, 『对外汉语教学初级阶段教学大纲』, 北京语言文化大学出版社, 30～38頁, 1999年
5. 北京语言大学, 『中国汉语水平考试(HSK)[改进版]』, 北京语言大学出版社, 3～5ページ, 2007年
6. 日本大学国際関係学部中国語教科書編集チーム, 『本気で学ぼう初級中国語』, 郁文堂出版社, 118～126頁, 2023年
7. 日本大学国際関係学部中国語教科書編集チーム, 『本気で学ぼう中級中国語』, 郁文堂出版社, 113～124頁, 2023年

*1 HSKとは | HSK 日本で一番受けられている中国語検定 (hskj.jp) 参照

*2 CEFRとは | HSK 日本で一番受けられている中国語検定 (hskj.jp) 参照

資料1 日本における中級中国語レベル基準

中検		HSK		CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠)	
1 級	—	—	—	—	—
準1 級	6 級	5000 語以上	C2Mastery 世界基準で熟練者	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができる。含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確でしつかりとした構成の詳細なテキストを作ることができる。その際テキストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法をマスターしていることができる。	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
2 級	5 級	2500 語	C1Effective Operational Proficiency 世界基準で上級者	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的かつ具体的な話題の複雑なテキストの主要な内容を理解することができる。お互いに緊張しないで母語話者とやり取りができるくらい流暢かつ自然である。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作ることができる。さまざまな選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができる。含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確でしつかりとした構成の詳細なテキストを作ることができる。その際テキストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法をマスターしていることができる。
3 級	4 級	1200 語	B2Vantage 世界基準で準上級者	仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈略のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的かつ具体的な話題の複雑なテキストの主要な内容を理解することができる。お互いに緊張しないで母語話者とやり取りができるくらい流暢かつ自然である。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作ることができる。さまざまな選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。
4 級	3 級	600 語	B1Threshold 世界基準で中級者	ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、住所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常の事柄なら、身内で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。	仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈略のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
準4 級	2 級	300 語	A2Waystage 世界基準で初級者	具体的な欲求を満足させるため、よく使われる日常的表现と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができる。どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はつきりと話して、助け舟を出してくれらるなら簡単なやり取りをすることができる。	仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈略のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
—	1 級	150 語	A1Breakthrough 世界基準で初學者	—	具体的な欲求を満足させるため、よく使われる日常的表现と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができる。どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はつきりと話して、助け舟を出してくれらるなら簡単なやり取りをすることができる。
—	—	—	—	—	—

* 以上データは中検・HSK など4種類の中国語検定試験の比較【難易度・受験者数など】(chugokugo-script.net)とCEFRとは|HSK 日本で一番受けられている中国語検定(hskj.jp)を参照。

乾岔子島事件における日ソ外交交渉の考察

—ソ連の譲歩に関する新仮説—

笠原 孝太

Kota KASAHARA. A Study of Japan-Soviet Diplomatic Negotiations in the Kanchazu Island Incident — A New Hypothesis on Soviet Concessions. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.65-76.

In this research, I first clarify the details of negotiations between the Japanese Ambassador to the Soviet Union, M. Shigemitsu, and the People's Commissar for Foreign Affairs of the Soviet Union, M. M. Litvinov. Then, based on a proposal from Litvinov, this paper puts forward a new hypothesis as to why the Soviet Union agreed to withdraw from the islands it had already occupied.

キーワード： 乾岔子島事件 カンチャーズ島事件 満ソ国境紛争 日ソ紛争

はじめに

一九三七年六月十九日に勃発した乾岔子島事件は、満洲国とソ連の国境河川であった黒龍江（アムール川）に浮かぶ乾岔子（ロシア語名：センヌ^{チンアムホウ}）島と金阿穆河（ロシア語名：ボリショイ）島を舞台に繰り広げられた、最初の満ソ大規模国境紛争であった。日本の参謀本部は当初両島の奪回を関東軍に要求したが、本格的な対ソ戦への発展を懸念して、六月二八日に奪回攻撃の中止を命じた。しかし六月三十日に、ソ連砲艇三隻が黒龍江の満洲国側水路に侵入し、関東軍の江岸監視部隊に攻撃を行ったため、監視部隊がこれに反撃してソ連砲艇一隻を撃沈する事態に発展した。これにより日ソ関係は一気に先鋭化したが、七月二日に重光葵駐ソ大使とマクシム・リトヴィノフ（M. M. Литвинов）外務人民委員との外交交渉で、ソ連側が兵力を撤収させることに合意し事件は収束した⁽¹⁾。

事件概要からみても、乾岔子島事件において外交が果たした役割が大きかったことは明らかであるが、乾岔子島事件の外交交渉に焦点を当てた先行研究は少ない⁽²⁾。一方で、乾岔子島事件の外交交渉に関わる史料は外務省が編纂した史料集『日本外交文書』⁽³⁾に収録されており、決して史料が

不足しているわけではない。したがって同史料集に収録されている日本側の外交史料を調査することで、乾岔子島事件における外交交渉の経緯を一定程度明らかにすることができるはずである。

そして乾岔子島事件の大きな謎は、リトヴィノフが既に実力で占領を完了していた二島から、日本側の求めに応じて兵力の引き揚げに同意した点である。これは軍事的成果を外交で一方的に放棄する稀有な事象であり、当時のソ連の意図を解明する上で乾岔子島事件の外交的側面に注目することは重要な課題である。

本論文の目的は、日本の一次史料・文献とソ連の資料を使用して、乾岔子島事件をめぐる日ソ外交交渉の経緯を明らかにし、当時のソ連政府が外交的に譲歩した理由について新しい仮説を提示することである。

なお、本研究の主要資料である『日本外交文書』には、外務省外交史料館所蔵史料の他、東京大学社会科学研究所図書館所蔵の「島田文書」、東京都立大学図書館所蔵の「松本文庫（文書の部）」に収録されている外交史料も収録されている。本論文では、外務省外交史料館所蔵史料については『日本外交文書』から引用し、「島田文書」「松本文庫（文書の部）」収録の史料については原典を註に記載した。さらに『日本外交文書』未収録の新史料

を大和ミュージアム（呉市海事歴史科学館）所蔵の『カンチャーツ』事件関係綴』の中に発見したため使用した。

1. ソ連砲艇撃沈前の交渉

(1) 重光葵大使の抗議

確認できる記録によると、一九三七年六月十九日にソ連国境警備兵が乾岔子島に上陸した後、満洲国が外交上の抗議を開始したのは六月二日からである。

六月二日、満洲国外交部は施履本北滿特派員を通じて、駐哈爾濱ソ連総領事のミハイル・スラウツキー（М. М. Славутский）に対して、ソ連の不法行為につき口頭で嚴重抗議を行った。さらに二四日には満洲国外交部は書類をもって公式に嚴重抗議を行った⁽⁴⁾。一方ソ連は、駐哈爾濱ソ連総領事代理ステパン・クズネツォフ（С. М. Кузнецов⁽⁵⁾）より施特派員宛ての六月二五日付公文を以て、六月二十日に日滿部隊がセンヌハ（乾岔子）島に現れ、島に接近したソ連国境警備隊とソ連側江岸に射撃を行ったことについての抗議を提出した⁽⁶⁾。これに対して翌二六日に、今度は満洲国政府の命を受けた施特派員が、午前十一時にクズネツォフに対して嚴重な抗議を提出した⁽⁷⁾。さらに六月二八日、満洲国外交部は施特派員の口頭をもって、クズネツォフに迅速な回答と責任者の処罰及び満洲国領からの撤退を要求した⁽⁸⁾。

当初、乾岔子島事件は満ソ間の外交問題として扱われていたが、六月二八日に日本の参謀本部が乾岔子島の武力奪回中止を関東軍に命じ、外交交渉による解決を優先させることを決定したことで、この問題は日ソ間の外交交渉へと移行した⁽⁹⁾。

六月二八日の夕刻、モスクワの重光大使はかねてからの約束だった米国のクリスチャン・サイエンス・モニター紙の特派員夫妻の招きで、宮川船夫一等書記官と共に外出していた。多くの米国人記者と晚餐を共にしてソ連問題について意見交換を行っていたが、その席上、廣田弘毅外務大臣発の緊急極秘電報が、日本大使館事務所を通じて重光大使に届けられた⁽¹⁰⁾。当該電報の内容は『日本外交文書』に未収録であるため全文を記す。

昭和十二年六月二十八日発電
黒龍江上滿領島嶼不法占拠ニ対シ注意喚起
事態不拡大上有効措置方勧告ノ件

在ソ 重光大使

廣田外務大臣

第二七三号 大至急（極秘）

在滿大使発本大臣宛電報第四七八号末段ニ関シ

問題ノ乾岔子島（センヌーハ）及金阿穆河島（ボリショイ）ハ多年滿領トシテ滿「ソ」双方ノ間ニ認メラレ来レルモノニシテ（二十五日関東軍發貴館陸軍武官宛電報参照）今回突然「ソ」側官憲カ右両島ヲ不法占拠シ且又国境河川タル黒龍江本流ノ滿側艦船ニ依ル航行ヲ阻止スルノ措置ニ出テタルコトハ（滿發本大臣宛電報第四六四号其他参照）痛ク滿側ヲ刺戟シ同方面ノ事態緊迫セリト認メラルルニ付テハ大至急「リトヴィーノフ」又ハソノ代理ニ会見ノ上右ノ事情ト共ニ同方面ノ事態ノ異常ニ緊張シ居ルコトヲ述ヘ滿洲国ト共同防衛ノ關係ニアル帝国ハ斯ル滿「ソ」間ノ事態ニ対シ深甚ノ関心ヲ有シ極東平和ノ見地ヨリ速ニ事態ノ平静ニ歸スルコトヲ希望スルモノナルヲ以テ「ソ」中央ニ於テ前記島嶼ヲ占拠シ居ル「ソ」兵ノ撤退、黒龍江航行ヲ阻止スル措置ノ撤去等事態不拡大上有効適切ナル措置ヲ「ソ」側出先ニ於テ速ニ執ル様遲滞ナク手配方強ク勧告スル旨申入ラレ先方ノ態度電報アリ度シ
滿へ転電セリ⁽¹¹⁾

この時すでに午後十時を過ぎていたが、同伴していた宮川書記官はすぐに外交ルートを通じてソ連側に会見を申込みべきだと重光大使に進言した。宮川書記官は訓令の内容からして、このようなことは至急処理する必要がある、もし遅れれば受け身になって非常に損であるため、今夜中に会見を申込みべきだと主張した。既に時間がかなり遅いことについても、ソ連側は自分に用事がある時には夜中であっても日本大使を外務人民委員部に呼

び出すこと、特にかつてゲオルギー・チチーリン（Г. В. Чичерин）が外務人民委員を務めていた時代には、午前二時、三時でも平気で呼び出していたことを理由に、日本側も用事がある場合には夜でも会見を申込みのは当然だと主張した⁽¹²⁾。

重光大使も訓令の内容からみて行動に遅滞を許さないことに同感だったため、宮川書記官の進言どおり六月二八日の夜に、リトヴィノフ外務人民委員に面会を申し込むことにした。しかし、あいにくリトヴィノフが郊外に赴いており不在だったため、次席のボリス・ストモニャコフ（Б. С. Стомоньяков）外務人民委員代理に面会を申し込んだ。ストモニャコフは既に退庁後であったが、連絡を取り深夜十二時（六月二九日午前〇時）に会見することができた⁽¹³⁾。

重光大使は宮川書記官を通訳として伴い、訓令に従い主に以下の四点をソ連側に申し入れた。

- 一、ポリショイ、センヌハ両島をソ連国境警備兵が占拠しているのは不当である。
- 二、黒龍江の主流は島の北側を流れていることから、国際河川の原則⁽¹⁴⁾により、この島々は明らかに満洲国に属している。
- 三、ソ連兵の行動は満洲国の主権の侵害である。もしソ連兵が速やかに撤退しなければ、国境警備に当たっている日本軍との衝突が起こる恐れがある。
- 四、該島の南側をソ連船舶が通過することも満洲国では違法と見ているため、これも止めてほしい⁽¹⁵⁾。

こうした申し入れに対し、ストモニャコフは両島の事件については承知しているが、これは重光大使が述べた原因に基づくものではなく、日満側が1860年に清露間で締結された北京条約の規定に反し両島の占領を企図していることと、日満艦船がポヤルコフ水道を不法に通過することが原因であると反論した（図参照）。さらに北京条約の翌年に交換された同条約附属地図を根拠として、両島はソ連領であると主張した⁽¹⁶⁾。

これに対し重光大使は、センヌハ、ポリショイ両島が満洲国領土であることは、日本政府におい

て満洲国政府と共に何等疑いがなく、ポヤルコフ水道が黒龍江本流（航路）であることも徹底調査の上で申し入れをしていると、日本政府の立場を繰り返し声明した。続けて一九三四年に締結された満ソ水路協定によって、黒龍江本流の中心線が満ソ国境を為すと反論した⁽¹⁷⁾（図参照）。島の帰属についても、水路協定の第五条⁽¹⁸⁾に従って、既に満洲国が二島での立標を実施し、満洲国航政局員が島に駐在してその管理を行っている事実から、両島が満洲国領であることは疑いがないと述べた。そして、これらを根拠とした上で、両島の占領及び水路妨害により生じる一切の責任はソ連側にあると警告した。その一方で日本政府は東亜の平和のために緊張した事態を緩和することを切望しているとも述べ、ソ連側がこの不法を匡正することで緊張状態を解くように勧告した⁽¹⁹⁾。

ストモニャコフは水路協定について、そもそも同協定は国家間の協定ではなく、両国汽船会社間⁽²⁰⁾の協定であるため国境を規定すべき性質を持っておらず、国境に関する規定もないと重光大使の主張の根拠を否定した。そして、重光大使のいう「緊張した事態」を緩和する唯一の方法は、日本政府が満洲国に「インフルエンス」を与えて、国境に関する条約を厳守することであると日満側に対応を求め返した⁽²¹⁾。

重光大使は、ストモニャコフが自説の根拠としている北京条約について、同条約では黒龍江の本流を満ソ国境としていることは明らかであると反論した。附属地図の内容については承知していないことを認めつつも、その後刊行されている地図からも両島が満洲国領土であることに疑いはなく、水路協定も国境が黒龍江の本流であることを前提としているとして、ソ連側の反省と適切な処置を再度勧告した⁽²²⁾。

ストモニャコフは、重光大使の勧告について、申し入れについては詳細を本国に報告すると返答しながらも、日本軍がこれ以上の「ステップ」を執らないことを希望するが、そうでなければ更なる重大な紛糾が生じた場合の責任は、日本政府にあると牽制した。これに対し重光大使は、不法行為を行っているのはソ連側であるため、満洲国は日本軍の援助を得てその不法の事実を訂正する権

利があると牽制を跳ね除けながらも、日本政府が平和的解決を願うが故にこのように外交的に申し入れていることを再び強調した⁽²³⁾。

ここまでの重光大使の発言を受けて、ストモニャコフは満洲国に発生する事件に対する責任は、満洲国ではなく日本にあると感知すると述べた。満洲国は背後に日本がいなければ為すべきでないことも、日本がいることで敢えて為すことができるため、その責任は全て日本にあると本問題における日本政府の責任を問い質した⁽²⁴⁾。

これに対し重光大使は、日本は満洲国と共同で満洲国の主権を防衛することになっており、そのことについてソ連側に誤解はないと考えていると応じた。ストモニャコフは、日満議定書についてはソ連側も誤解なく承知しているが、自身の発言の趣旨は、本件について満洲国がソ連に対して執る措置の責任は、全部日本にあるということだと繰り返した⁽²⁵⁾。

重光大使は、日満共同防衛については前言を繰り返す他ないが、問題は本件が満洲国の国境に関係しており、満洲国防衛に参加する義務のある日本としては事態を重大視し、本日の勧告を行っている次第であると述べた。

この第一次重光・ストモニャコフ会見は、両者が主張を交わすだけに留まり、六月二九日午前一時半に終了した⁽²⁶⁾。

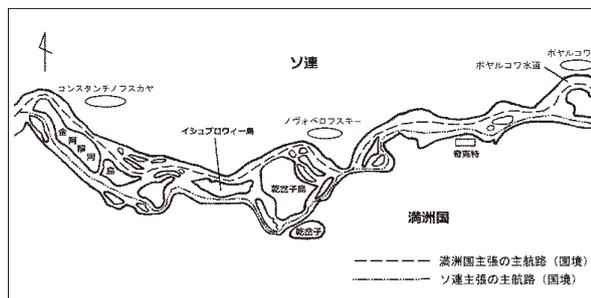


図 外交交渉における満ソ主張の主航路及び国境認識要図

出典：「島田文書」(101. 乾岔子事件記事) 通し番号152及び防衛庁防衛研修所『戦史叢書27 関東軍〈1〉対ソ戦備・ノモンハン事件』(朝雲新聞社、1969年) 332頁を基礎として、本論における重光、リトヴィノフの主張を加味して筆者作成。

(2) リトヴィノフの提案と重光大使の誤解

ストモニャコフとの会見から半日後の六月二九

日午後一時半から、重光大使はリトヴィノフ外務人民委員との会見に臨んだ⁽²⁷⁾。

冒頭、重光大使はストモニャコフに日本政府の訓令を伝達したが、事件の重要性に鑑み本日更に貴委員に深甚なる注意を促そうとする次第である、と改めてソ連側の対応を求めた。リトヴィノフは、前夜の会見内容については報告に接しているが、問題の二島は北京条約及び附属地図に依ってソ連に所属することは明らかで、ソ連人民もこれらの島で古くより耕作に従事していると述べ、帰属問題ではストモニャコフと同様の主張を繰り返した。そして、ソ連側としては事件を武力衝突により解決しようとはしておらず、平和裏に解決しようとしているが、相手が力を使用するのであれば、こちらも権利と領土を守るために力を以て応じると返答した⁽²⁸⁾。

重光大使はこの会見冒頭のやりとりを踏まえて、次の三点をリトヴィノフに伝えた。

- 一、二島が満洲国に所属することは極めて明瞭で疑いがない。
- 二、満ソ間の国境画定について決着を見ないのは、ソ連側の態度に問題がある。
- 三、本件につき、ソ連の方針が武力に訴えることを回避する趣旨と伺い満足である⁽²⁹⁾。

この内一点目の帰属について、重光大使は北京条約では黒龍江を以て国境とする旨規定しているため、国際河川の通念上具体的な国境は主流で決定されるべきであり、黒龍江の主流は乾岔子島と金阿穆河島の北側であることから、二島は満洲国に所属していると主張の根拠を伝えた。また北京条約附属地図については改めて承知していないとしつつ、地図が未だかつて外部に発表されたことがないと指摘した⁽³⁰⁾。

これに対してリトヴィノフも、この問題の法的根拠となる環珽条約、北京条約では単に黒龍江を以て国境とすると規定されているだけで、島の帰属については規定されていないことについては認めた。しかし、だからこそ問題の地点の国境線を明確にするために附属地図に赤線で表しているとして、附属地図上で両島の南側に赤線が引かれて

いることを以てソ連領だと反論した。さらに満洲国が地図を紛失、あるいは発見する意欲がないからといって、条約の附属地図を無視することはできないと述べた。そして地図を承知していない重光大使に対して、「右ノ地図ハ向フノ机上ニアルヲ以テ貴覽ニ供シ得ヘシ」と北京条約附属地図の確認を迫った⁽³¹⁾。

重光大使は、附属地図ではなく条約で黒龍江を国境と規定している以上、その主流が境界線であり、そうでなければ国際河川は無意義になるとして、条文と国際慣例（タールヴェークの原則）の優越を主張した。また地図の確認については、他日機会があるかもしれないが本日は拝見する意向はないと謝絶した⁽³²⁾。

リトヴィノフは、大使に地図を見る意向がないことを遺憾としつつも、主流が島の南側であることは明らかであると改め自説を繰り返した。そして、別の切り口として「是等ノ島ハ最近迄露西亜名ヲ有セリ」と述べた⁽³³⁾。これは前日のストモニャコフとの会見で、重光大使が二島をロシア語名で呼称しながら満洲国領と主張した矛盾を指摘していると思われる。そして、この後リトヴィノフは、日本側に事件解決のための具体的な提案を行った。この発言記録は重要なため、外交文書の原文に従って次に記す。

蘇側トシテハ事件ニ対シ過大ノ意義ヲ付スルコトヲ不可ナリト為ス意見ナリ中央トシテハ問題ノ島ヲ占領スル様何等指令ヲ与ヘタルコトナシ唯地方軍権カ現存條約及地図ニ依リテ行動スル権利アリト考ヘ必要ト認ムル場合両島ニ部隊ヲ派遣スルモ差支ナシト考ヘタルモノナリ蘇側トシテ必要ノ場合力ニ対シテハ力ヲ以テ對抗スル用意アリ殊ニ問題ノ地方ニハ充分ノ兵力アル次第ナルモ露人ハ武力衝突ヲ欲セス常ニ之ヲ避クルコトニ努メタリ自分ハ茲ニ貴使ニ対シテ次ノ提議ヲ為ス用意アリ即チ双方問題ノ島ヨリ武装力ヲ撤去シ原状ヲ回復シ直ニ此ノ島ニ付外交交渉ニ入ランコト是ナリ⁽³⁴⁾（傍線筆者）

乾岔子島事件がソ連中央による戦略的意図を持つ

た軍事行動だったのか、それとも中央の感知しない地方的な軍事行動だったのかについては長年不明であったが、このリトヴィノフの発言記録は、ソ連中央の関与を否定する有力な材料である。もちろん、この発言記録だけでソ連中央の関与を否定することはできないが、その信憑性を高めているのはリトヴィノフの提案内容である。リトヴィノフは日ソ双方の部隊を撤収させて原状回復を行った後に、外交交渉で帰属問題を決着させることを提議している。つまりソ連はすでに武力により占領した両島から兵力を引き揚げてでも、この問題を沈静化させることを優先しようとしていたのである。したがって、ソ連中央が乾岔子島占領を命じていないという発言の信憑性は高いと思われる。

一連のリトヴィノフの指摘と提案に対して、重光大使はまず両島の名称について、島には満洲国名もあり、斯かる瑣末な議論は重要ではないと一蹴した。そして原状回復の提案については、「先ツ原状回復ヲ為シ問題ノ島ヲ完全ニ満側ノ管理ニ移スコトカ先決問題ト考フ」として、兵力の撤収だけではなく二島を満洲国の主権下に復帰させることが国境画定交渉の前提だと主張した⁽³⁵⁾。

リトヴィノフは、ソ連にはソ連と日満が双方向的に兵力を撤収することで紛争前の状態を回復する用意があり、この基礎においてのみ協定可能だと提案を繰り返した。重光大使は兵力の撤収につき、そもそも事件の発端はソ連側が武力を以て島を占領したことにあるため、ソ連側は兵力撤収を要するが日本側には撤収する何物もないと反論した。さらに原状回復についても、紛争によって退去を余儀なくされた満洲国人が元通り正業に従事できるようにするなど、総じて元通りにすることが先決問題であると改めて述べた⁽³⁶⁾。

双方の意見に隔たりはあったが、リトヴィノフはこの問題を外交的に決着させることには本気だったようで、「蘇側ニ於テハ両島ヨリ撤去スルニ異議ナシ又集結シタル軍隊、艦艇ノ撤収ニモ異議ナキモ事態ノ緊張ヲ解消スル為ニ満側ニ於テモ同様ノ措置ニ出テラレンコトヲ希望ス尚是等ノ措置ニ付テハ期限ヲ付スルコトト為シテ可ナリ（傍線筆者）」と撤収について期限を付すことも可能であると申し出た⁽³⁷⁾。

重光大使はこの「リトヴィノフ提案」を本国及び新京に報告する旨回答し、午後三時半に会見は終了した⁽³⁸⁾。そして会見後、重光大使は廣田外務大臣に次のとおり電報で報告した。

第五三〇号（大至急）

（中略）

二十九日更ニ「リトビノフ」ニ会見午後一時半ヨリ二時間ニ亘リ交渉ノ結果「リ」ハ主義上ノ問題ヲ離レ結局蘇側ニ於テ問題ノ両島ヨリ派遣部隊ヲ撤退シ原状ヲ回復スルコト及付近ニ集結セル武装力ヲ引揚クルコトニ異存ナシ日本側ニ於テモ同様集結セル軍隊ノ引揚ヲ行ヒ形勢ノ緩和ニ資セラレンコトヲ希望スト提議スルニ至レリ（尚「リ」ハ右形勢緩和ノ処置ニ付日限ヲ付スルノ用意アルコトヲ付言セリ）本使ハ之ニ対シ今日ノ会話ハ早速政府ニ報告シ其ノ内容ハ新京ニモ通報スヘク同地ニ於ケル当局ハ之ニ考量ヲ払フモノト思考スル旨答へ置ケリ詳細追電ス⁽³⁹⁾（以下略、傍線筆者）

一方ソ連では、会見翌日の六月三十日の共産党機関紙『プラウダ』で、この交渉についてTASS通信を引用して次のように報じた。

（前略）ソ連政府はその平和政治に従い、係争問題の力による解決に意を傾けたことは一度もなく、いかなる時も問題を議論の対象にする用意ができています。この平和政治に則り、リトヴィノフ同志は、ソ連側も日本側も両島の兵力及び付近の艦艇を召還し、その後より落ち着いた状態でこれらの島について外交交渉を継続することを大使に提案した。重光大使はこの提案を日本国政府及び関東軍司令部に伝えることを約束した。同時に、双方とも不意の行動によって事態が複雑化しないよう、全ての必要な措置を執ることに同意した⁽⁴⁰⁾。

この二つを比較すると「リトヴィノフ提案」に対する日本とソ連の認識が大きく異なっていたことがわかる。

本来の「リトヴィノフ提案」の趣旨は、双方同時撤収に日本が同意するならば、ソ連はその本気度と誠意を示すために期限を付して撤収してもよいというものであったが、重光大使はソ連が期限を付して一方的に撤収するので、日本側にも撤収してほしいという意味で理解していた。日本側の交渉記録からも、「期限ヲ付ス」の意味が『プラウダ』で報道された趣旨であることに矛盾はなく、この件は重光大使の誤解と評してよいだろう。

2. ソ連砲艇撃沈後の交渉—外交による解決—

（1）リトヴィノフ提案への回答

リトヴィノフとの会談の翌日、六月三十日に乾岔子島事件は急展開を迎えた。三十日午後二時四五分にソ連砲艦三隻が乾岔子島の南側水道に進入し、満洲国江岸で監視を行っていた日本軍に対して射撃を行ったため、日本軍が反撃しソ連砲艇一隻を撃沈する事態に発展した。これにより日ソ関係は一触即発の状態に陥った⁽⁴¹⁾。この出来事を受けて、同日廣田外務大臣は重光大使に以下の訓令電報を発した。

第二八一号

三十日一五〇〇乾岔子（「センヌハ」島）島南側ヲ蘇砲艇前進シ来リ不法ニ該地付近警戒中ノ日満軍ニ対シ射撃シ日満軍ニ於テ応戦ノ已ムナキニ至リタルニ付テハ至急蘇側ニ嚴重警告相成渡
尚蘇側ニ於テ問題ノ二島ヨリノ撤兵及付近集結兵力ノ引キ揚ゲニ同意シタルニ拘ラズ蘇側今回ノ拳ニ出デタルハ甚ダ不可解トスル旨嚴重先方ヘ申入レラレタシ⁽⁴²⁾（傍線筆者）

訓令から廣田外務大臣も、重光大使の報告（第五三〇号）により、ソ連側が一方的な兵力撤収を約束したと誤解していたことがわかる。さらにいえば、提案の趣旨を誤解していたことで、日本側はまるでソ連に騙し討ちされたかのような不信感も抱いていたといえる。ソ連砲艇との交戦と撃沈は、軍事的な緊張のみならず、外交的な緊張も高

めることになった。

六月三十日午後九時半に上記訓令（第二八一号）に接した重光大使は、外務人民委員部に面会を申し込み、七月一日午前〇時にリトヴィノフの代理としてストモニャコフを訪問した⁽⁴³⁾。重光大使は、会見の冒頭ソ連側の挑発行為に対する抗議と前日の「リトヴィノフ提案」に対する日本政府の回答を伝えるために参上したと伝え、次の通り申し入れた⁽⁴⁴⁾。

本三十日午後三時（満洲国時間）問題ノ島ノ一ナル乾岔子^{しか}ノ而モ南方ニ蘇連邦砲艦三隻カ侵入シ来リ不法ニモ該地警戒中ノ日満軍ニ射撃ヲ加ヘタリ右ハ不法ナル挑発的ノ行為ニシテ日満軍ハ已ムナク之ニ応戦シ其ノ一隻ヲ撃沈シ他ノ二隻ハ島陰ニ逃レタリ右蘇側ノ挑発的ノ行為ハ昨日「リ」ヨリ直接自分ニ話シタル挑発行為ヲ慎ミ事端ヲ更ニ起サストノ蘇側ノ精神ト相容レサル不信行為ナリ之ニ対シ嚴重ナル抗議ヲ申入ルルト共ニ此ノ種不法行為ヨリ生スル一切ノ責任ハ蘇側ノ負担スヘキモノナルコトヲ付言ス
尚「リ」ハ問題ノ二島ヨリ撤兵シ付近集結ノ武力ヲ引揚クルコトニ同意シタルニ^{かかわらず}不拘蘇側出先ニ於テスル暴挙ニ出テタルハ甚タ不可解トスル所ナリ⁽⁴⁵⁾（傍線筆者）

続けてリトヴィノフ提案への日本政府からの回答については次の通り伝えた。

日本ハ前記ノ如キ緊張シタル事態ヲ緩和スルコトヲ求ムルモノテアリ従テ蘇側ニ於テ速ニ此ノ種ノ行動ヲ止ムルノミナラス事態ノ緩和ヲ齎^{もたら}ス為兩島ヨリ「リ」ノ既ニ承諾セル通り武力ヲ遲滞ナク撤退シ満側ニ於テ其ノ主權ヲ回復シ得ル様措置セラレ度ク又同時ニ黒龍江ノ航行ニ付障碍ナキ様措置ヲ執ラレ度ク右ハ現下ノ事態ニ鑑ミ最モ迅速ヲ要スル措置ナルコトヲ付言ス⁽⁴⁶⁾（傍線筆者）

このように日ソ開戦回避を託された外交交渉は、日本側の誤解と不信感に基づいた抗議と要求によっ

て開始された。

ストモニャコフは、まず日本側の抗議について二つの理由から反論した。第一にソ連側の報道によれば敵対行為を開始したのは日満側であり、重光・リトヴィノフ間の「アンダースタンディング」を守っていないのは日本政府であること。第二に日満側は常に黒龍江の島々の北（ソ連）側を通航する権利があると主張しているにもかかわらず、ソ連船舶が南（満洲国）側水路に進入したことを敵対的行為と見なす態度は不可解であること。ストモニャコフは、これらの理由から重光大使の抗議を受け入れることはできず、日本側こそが挑発行為を停止するための手段を執るべきであると要求した⁽⁴⁷⁾。

重光大使は、現下の問題は黒龍江の航行権の問題ではなく、ソ連砲艇が満洲国の水域に進入して挑発的行為を行ったことであると議論を本筋に戻した。ストモニャコフは、問題はどちらが最初に発砲したかであると指摘し、日本側が先に発砲したと述べた。重光大使は日本側の情報に基づき、先に発砲したのはソ連側であると繰り返した⁽⁴⁸⁾。

次にストモニャコフは、重光大使は今回の事件がリトヴィノフとの同意に反すると述べたが、リトヴィノフは双方同時撤収を提議しており一方的な撤収を約束した事実はない、と重光大使の認識がソ連側と異なっていることを指摘した⁽⁴⁹⁾。

重光大使はこれについて、「本使トシテハ右ニ付何事カヲ為スコトヲ約束シタルコトナク唯会談ノ内容ヲ政府ニ報告スヘキコトヲ約束シタルノミナリ」と自身も同時撤収など約束していないと反論した。そして日本政府の回答として、ソ連側が問題の島から兵力を撤収し島を満洲国の主権下に復帰させるとともに、艦艇の集中を止め水路航行の障害を除去する措置を執ることで事態を緩和されたいと繰り返した⁽⁵⁰⁾。

ストモニャコフは、「撤兵ニ関スル貴方ノ回答ハ拒絶ト同様ナリト思考ス」と日本政府の回答に不満を表明した。重光大使は、「本使ノ了解スル限り「リ」ハ蘇側兵力カヲ兩島ヨリ引揚ゲ付近水路ノ航行ニ対スル障碍ヲ除去スル為蘇側砲艦ヲ引揚クルコトニ異議ナカリシモノト思考ス「リ」ハ右撤去ノ為期限ヲ付スルモ可ナリトサヘ言ハレタリ」と自

身の理解を説明した⁽⁵¹⁾。

ストモニャコフは、昨日のリトヴィノフ・重光会談の記録を読んだが、リトヴィノフは双方向的に兵力を引き揚げることを提案しており、そもそも期限を付すこと自体が双方向的撤収であることを裏書きしている、と提案の趣旨を説明した⁽⁵²⁾。ソ連が自ら期限を設けて一方的に撤収するはずがないということである。

重光大使はここでようやく「リトヴィノフ提案」について、日ソ間の認識に相違がある事を理解した。その上で、日満側は島を占拠していないため、双方同時撤収であれば最初からできない話だと述べた。そして重光大使は、自身は前日（六月二九日）のリトヴィノフとの会談で主義上の解決を得たと思い、本日日本政府の訓令によりその実行を求めたが、これについてどう考えるかとストモニャコフに対して意見を求めた⁽⁵³⁾。

ストモニャコフは自分には判然としないので、その回答をリトヴィノフに直接伝えてはどうかと申し出た。重光大使もリトヴィノフに直接申し入れることができるのであれば、本日の朝でも差し支えないので取り計らってほしいと会見を申し入れた。こうして第二次重光・ストモニャコフ会見は、リトヴィノフに引き継がれることに決定して七月一日午前三時にひとまず終了した⁽⁵⁴⁾。

（2）リトヴィノフの撤収の条件

同じ日（七月一日）の午後五時半より、重光大使はリトヴィノフと会見した。リトヴィノフは、未明のストモニャコフ・重光会見の内容について聴取済みとした上で、本題に入る前に正、不正の問題を離れて日本軍がソ連砲艇を撃沈したことについて、改めて抗議を申し入れた⁽⁵⁵⁾。

次にリトヴィノフは、本題として六月二九日の会見で行った自身の提案の趣旨は、双方同時に問題の島から撤収して付近に集結している艦艇を引き揚げることであり、重光大使がストモニャコフに対してあたかも自分が無条件に兵力の撤収に同意したかの如くいわれたのを聞き驚いていると伝えた。また、期限を設けるという提案についても、日満側の撤兵をも期待すればこそ必要であり、もしソ連側のみが撤収するのであれば期限を付す必

要はないと重光大使の誤解を指摘した。そしてリトヴィノフは、ソ連側兵力の撤収の条件は、日満側との同時的なものであると改めて重光大使に伝えた⁽⁵⁶⁾。

重光大使は、会見で誤解が生じたことは「意外トスル所ナリ」と所見を述べた⁽⁵⁷⁾。そして、意外とする理由を次の三点から説明した。

- ①そもそも今回の事件は、ソ連側が武力をもって満洲国の二島を不法に占拠したことに端を発しているため、撤兵するのソ連側が一方的に行うべきである。
- ②満洲国の領土から日満側が後退するがごときソ連側の不合理な要求は、到底受け入れられない。
- ③期限については、ソ連側の撤兵と満洲国の島の接収について、満洲国の希望を聴こうとする趣旨かと思つた⁽⁵⁸⁾。

この三点は、重光大使がリトヴィノフ提案の趣旨を誤解した理由を理解することに役立つ。おそらく乾岔子島と金阿穆河島が間違いなく満洲国領土であるという重光大使の意識が①と②に繋がっており、①と②が事件解決の大前提となっていたために、リトヴィノフ提案をソ連の一方的撤収と解釈し、結果的に期限について③のように誤解したと考えられる。

その後、重光大使は前夜にストモニャコフに伝えた日本政府の回答を改めてリトヴィノフに申し入れた。リトヴィノフは、我々は両島を自国領と考えているので、領内に部隊を送る権利があると反論したが、島の帰属問題は今後の交渉に譲るべきで、刻下の急務は緊張の緩和であると帰属問題の先送りを主張した。そして、このように熱した状況で両軍が対峙すると望まない紛糾を醸すことになるため、双方が撤収すべきだと改めて提案を行った。また原状回復については、ソ連はソ連の砲艦も日満の砲艦も存在しない状態を「原状」とする原状回復には同意すると述べ、もし日満側が砲艦を引き揚げる意向を示すのであれば、ソ連側も引き揚げると申し出た。そして日本側の回答があればソ連は明日にも、明後日にも撤兵すると踏

み込んで発言した⁽⁵⁹⁾。まるでソ連は一刻も早くこの事件を終結させたいかのような発言である。

重光大使は、満洲国の船はソ連による原状破壊の結果派遣されたものであり、ソ連が原状回復の措置をとれば平静に戻ると述べて、日本側の主張する原状回復（ソ連が両島から兵力を撤収して島を満洲国の主権下に移し、集結しているソ連艦艇を引き揚げること）をソ連が行うよう返答した⁽⁶⁰⁾。

この会見により重光大使の誤解は解消されたものの、「原状回復」の意味については両者平行線をたどったままであった。そのため「更ニ会見ヲ打合スコト」を確認し会見は終了した⁽⁶¹⁾。

翌日、ソ連ではこの会見内容が『ブラウダ』に掲載された。TASS通信を引用する形で会見要旨を報じているだけで、特に論評は加えられていないが、以下の部分に注目したい。

（引用者注—リトヴィノフの発言要旨として）もし日本側もソ連側と同じように命令が下されるといふ日本大使の固い約束を得るならば、ソ連側は適切な命令を直ちに出す準備ができていふ。もし大使が前提としているように日満側艦艇が現在既にないのであれば、直ちにソ連巡察兵と艦艇は撤収され、その結果問題が解決することをリトヴィノフは大使に保証することができる。

重光大使は、この提案を研究することと翌日交渉を再開することを約束した⁽⁶²⁾。（傍線筆者）

『ブラウダ』ではリトヴィノフが会見の最後に、ソ連側が一方的に撤収する唯一の条件を示していたことが報じられている。すなわち、満洲国の艦艇が現在両島付近に存在せず、ソ連の艦艇だけが存在している場合である。また日本側の史料では「更ニ会見ヲ打合スコト」で会見が終了したと記録されているが、ソ連側の報道資料から両者は「翌日交渉を再開すること」を約束していたようである。

（3）リトヴィノフの撤収同意

『ブラウダ』での報道の通り、両者は七月二日午

後八時半から再度会見を行った⁽⁶³⁾。その会見直前の午後八時に重光大使のもとに廣田外務大臣から次の電報が到着した。

満洲国艦艇ハ当初ヨリ事態不拡大ノ趣旨ニ依リ行動シ来レル次第ニテ現ニ問題ノ方面ニハ一隻モ居ラザルコト確實ナルニ付「ソ」側ニ於テモ至急問題ノ二島ヨリ撤兵方並ニ右二島方面付近ニ在ル砲艦艇引揚方出先ニ訓令スル様「リ」又ハ其ノ代表者ニ申入レ其ノ実行ヲ確メ電報アリ度
尙島嶼ノ帰属ニ付テハ先方ヲシテ此ノ際直ニ満側ノ主権ヲ認メシムルコト困難ナルヤニ認メラルルニ付此ノ問題ハ局面落着シタル後話ヲ進ムルコト差支ナシ⁽⁶⁴⁾（傍線筆者）

この廣田外務大臣からの電報は、前日のリトヴィノフからの一方的撤収の条件を受けて、重光大使が両島付近の満洲国艦艇の存在の有無を本国に確認したことへの回答と思われる。

会見に臨んだ重光大使は、まず昨日の会見を整理し、リトヴィノフに対してソ連は問題の場所に満洲国の艦艇がある場合、満ソ同時に引き揚げることに同意したが、もし満洲国の艦艇がない場合は、ソ連は両島から兵力を即時撤収し、かつソ連の艦艇を引き揚げ水路障害を除去することになる旨確言されたと了解している、と駄目を押した後に「只今政府ヨリ接到セル確報ニ依レハ問題ノ場所付近ニハ満側艦艇アラストノコトナリ就テハ昨日ノ御話ノ通り蘇側軍隊ヲ前記両島ヨリ即時撤退セラレ且付近ノ水域ヨリ蘇側艦艇ヲ即時引揚ケラレ此ノ地方ノ原状ヲ回復スル為直ニ的確ナル措置ヲ執ラレ度シスクシテ問題ハ解決シ得ルコトナリタル次第ナリ」と申し入れた⁽⁶⁵⁾。

日本政府からの確報を受けてリトヴィノフは「御通報ヲ謝ス」と回答し、ソ連の兵力及び艦艇を引き揚げることを約束した。重光大使がその命令はいつ発せられ、いつ現場に到達する見込みかと追及したところ、リトヴィノフは「之ニテ話合成立セルコトナレハ約束ハ実行セラルヘシ御安心アリ度シ自分ハ外務人民委員ナレハ貴使ノ辞去セラルルト共ニ国防人民委員ニ電話シ必要ナル措置ヲ執

ルコトヲ依頼スヘシ之ニテ事件ノ解決ヲ見タルコトヲ悦フ」と回答し実行を確約した。重光大使は最後に必要措置に遅滞がないよう重ねて依頼し、会談はわずか三十分で終了した⁽⁶⁶⁾。

その後リトヴィノフは約束を実行し、当日中に国防人民委員部から現地の部隊に対して撤収命令が下された⁽⁶⁷⁾。ソ連の国境警備隊は内務人民委員の所管であるが、リトヴィノフが赤軍を所管する国防人民委員に連絡を行う約束をしていることから、この時点で第一線の作戦を主導していたのは国境警備隊ではなく、太平洋艦隊所属のアムール小艦隊だったと判断できる。

おわりに

乾岔子島事件はリトヴィノフが一方的な撤収を約束し、それが実行されたことにより終結したが、リトヴィノフが撤収に応じた理由が長年不明であった。ここまでの検討から表面的な結論を出すのであれば、満洲国の艦艇が両島付近になればソ連が撤収するというリトヴィノフが出した条件を日満側が満たしていたからである。島付近にソ連の兵力しかないのであれば、原状回復のためにソ連側が兵力・艦艇を引き揚げることは合理的である。

問題はなぜリトヴィノフが既に占領していた島から兵力を引き上げてまで、原状回復を提案したかである。このソ連の態度について、日本の先行研究ではヨシフ・スターリン（И. В. Сталин）による赤軍粛清が影響を与えていた可能性を指摘している⁽⁶⁸⁾。乾岔子島事件勃発直前の一九三七年六月十一日、ソ連ではミハイル・トゥハチェフスキー（М. Н. Тухачевский）元帥以下八名の軍人に銃殺刑が宣告され、その直後に処刑される粛清が起きた。この粛清をきっかけに以後赤軍大粛清が始まった⁽⁶⁹⁾。そのため乾岔子島事件の時、ソ連では軍内が混乱していたため、本格的な対日戦を避ける形で紛争を治めようとしたという仮説である。

筆者は粛清による混乱が、乾岔子島事件終結に影響を与えた可能性を否定する材料を持ち合わせていないが、当時のソ連の報道資料から別の仮説を提示したい。注目すべきは『イズベスチヤ』の

報道ぶりである。『プラウダ』がソ連共産党の機関紙であったのに対し、『イズベスチヤ』はソ連政府の機関紙であり、同紙面からはソ連政府の報道姿勢が見て取れる。その『イズベスチヤ』が初めて乾岔子島事件に対する本格的な論評を加えたのは、なんと外交交渉成立後の七月四日であった。このことだけでもソ連政府の事件報道への消極性が読み取れるが、同日の論評は次のような言葉で乾岔子島事件を総括している。

（前略）

好ましい現象として、アムール川での紛争解決に注目して、新たな日満の挑発の可能性について自らに幻影を作るべきではない。日本軍部の性格を考慮するとソ連は警戒しなければならない。その平和愛好的かつ誠意ある希求を再び示したソ連は、一番速い方法により紛争を解決し、同時に自国の利益保護において新たに不屈さを発揮した。日満側の挑発の組織者は、平和を愛好するソヴィエト連邦のこの不屈さについて忘れてはならない。日本軍部のヨーロッパのファシスト同盟国にも、ソヴィエト連邦のこの力について思い出させたほうがよい。これらの同盟国は、アムール川での紛争の時、明らかに極東での緊張状態が、ヨーロッパでのファシストの侵略から注意を引きはがせることに期待しつつ、日本の友人たちを将来の挑発に扇動した。しかしながら、今回“ベルリン－東京枢軸”と他の“枢軸”はその計算を誤った⁽⁷⁰⁾。（傍線筆者）

対日国境紛争である乾岔子島事件の総括が、ドイツとイタリアに対するメッセージになっていることは明らかである⁽⁷¹⁾。ソ連は当時スペイン内戦で対立していたベルリン－ローマ枢軸が、世界の視線を極東に逸らすために、日独防共協定を締結していた日本を扇動して乾岔子島事件という挑発行為を発生させたと分析していたのである。

確かにこの時期のソ連は、まだ日独防共協定による日独からの東西挟撃を警戒しており、本格的な対日戦の開始がドイツの参戦を招くことを恐れていた⁽⁷²⁾。したがって、「ベルリン－東京枢軸」

の挑発に乗らずに速やかに原状回復することで、事態を鎮静化させようとしていたのである。

このことは、リトヴィノフが重光大使との最初の会見で期限付きの同時撤収を提案したことや、ソ連の報道が一貫して消極的であったことと矛盾しない。また外交交渉成立後によく『イズベスチヤ』に論評が掲載されたこととも整合性がとれる。

『イズベスチヤ』の総括をソ連政府の見解とすれば、リトヴィノフが兵力と艦艇の引き揚げによる原状回復に応じた理由は、乾岔子島事件を「ベルリン-ローマ枢軸」と「日独防共協定」という反共勢力による現在及び将来への謀略的挑発として警戒していたからだと言える。

- (1) 防衛庁防衛研修所『戦史叢書27 関東軍〈1〉対ソ戦備・ノモンハン事件』(以下、『戦史叢書27 関東軍(1)』と略す)(朝雲新聞社、1969年) 332-335頁。笠原孝太「乾岔子島事件の対ソ作戦とノモンハン事件への影響 — 日本側史料・文献から読み解く「満ソ国境紛争処理要綱」と「独断専行」『軍事史学』(第58巻第4号) 61-62頁。
- (2) 乾岔子島事件の外交交渉について論じている近年の先行研究には、松本和久「初期満ソ国境紛争の発生と展開(1935-1937) — 国境委員会設置交渉から武力処理思想へ」『境界研究』(第8号) 47-52頁がある。
- (3) 外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅲ 第一巻(昭和二十六年 外交政策・外交関係)』(以下、『日本外交文書』と略す)(白峰社、2014年)。
- (4) 『満洲日日新聞』(昭和十二年六月二七日、夕刊)。
- (5) クズネツォフの名前は、Степан Матвеевич Кузнецовである。[Славущая А. М. *Всё, что было...: Записки дочери дипломата* (Москва, 2002), С. 25.]。
- (6) 『日本外交文書』 338頁。
実際に六月二十日は、満洲国軍国境監視隊の調査隊が乾岔子島に赴き、二十から三十名のソ連国境警備隊と島内で交戦した。[笠原「乾岔子島事件の対ソ作戦とノモンハン事件への影響」58頁]。
- (7) 『東京朝日新聞』(昭和十二年二月二七日、朝刊)。
- (8) 『満洲日日新聞』(昭和十二年六月二九日、夕刊)。
- (9) 攻撃中止の経緯は、笠原「乾岔子島事件の対ソ作戦とノモンハン事件への影響」61-64頁に詳しい。
- (10) 重光葵『重光葵外交回想録』(毎日新聞社、1978年) 175頁。重光は回想録で、この経緯を6月29日と記述しているが、廣田外務大臣の訓令からストモニャコフとの会談までの出来事は6月28日の出来事である為、日付を修正の上引用。
- (11) 『カンチャーツ』事件関係綴(大和ミュージアム [呉

市海事歴史科学館] 所蔵、SC 124)。当該史料は「廣田外務大臣電」の項に収録されている。

- (12) 重光『重光葵外交回想録』175頁。
- (13) 同上、175-176頁。「松本文庫(文書の部)」(I-c-24-1 [19]) (以下、「松本文庫(文書の部)」は全て東京都立大学図書館所蔵)。
- (14) 「タールヴェークの原則」のこと。国境が国際河川かつ条約で境界について特別の定めがない場合に適用される国際法上の原則。タールヴェークの原則では、航行可能な国際河川は、下流に向かう航路の中央線を境界とする。[国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂、1995年) 535頁]。
- (15) 重光『重光葵外交回想録』176頁。
- (16) 「松本文庫(文書の部)」(I-c-24-1 [19])。
北京条約附属地図には、黒龍江上に赤線を以て境界を画してあり、同線は江中の大島嶼の大部分を帝政ロシアに取り込むように引かれていた。しかし、北京条約第一条では、黒龍江の北側を露領、南側はウスリー川との合流地点まで清領と定めているだけで、川のどこを境界にするか定めていない。したがって、以後ソ連は赤線を国境と主張するが、満洲国としては、赤線は黒龍江を隔てて清露が分つということを象徴的に示しているだけの線で、国境を定めたものではないという認識である。[[第8節 黒龍江島嶼の歸属並に航行問題] JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C13010033100 (第5画像目)、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 昭和15年4月調(防衛省防衛研究所)。矢野仁一『清朝末史研究』(大和書院、1944年) 217-218頁]。
- (17) 満ソ水路協定(一九三四年九月四日締結)に「黒龍江本流の中心線が満ソ国境を為す」旨の条項はない。満ソ水路協定については、笠原孝太「満ソ水路協定とポヤルコワ水道封鎖問題 — 乾岔子島事件の前史的的研究」『国際関係学部研究年報』(第43集) 16-17頁に詳しい。
- (18) 満ソ水路協定の第五条では「双方は兩岸に於ける立標作業及び其監督を各別に自岸において単独に行ふものとし、浚渫、掘削及び其の他一切の水路上の作業は共同作業とす」と定めている[満洲事情案内所編『黒龍江「附」烏蘇里江』(満洲事情案内所、1936年) 17頁]。
- (19) 「松本文庫(文書の部)」(I-c-24-1 [19])。
- (20) 「汽船会社」は、満ソ水路協定を締結したソ連側代表機関のАмурское Государственное Речное Пароходство СССР(ソ連アムール国立河川船舶局)のПароходствоを「船舶局」ではなく「汽船会社」と翻訳した名称だと思われる。なお、満洲国側代表機関は満洲帝国哈爾濱航政局であり、満ソ水路協定は両国「汽船会社間」協定ではなく「船舶局間」協定の方が意味合いとしてより適切である。[[満蘇水路会議に於ける書類送付の件] JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01003024900 (第40, 45画像目)、昭和9年「陸満

- 密綴 第17号] 自昭和9年9月13日 至昭和9年10月11日 (防衛省防衛研究所)]。
- (21) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [19])」。
- (22) 同上。
註 (16) (17) で示したとおり、重光大使による、北京条約及び満ソ水路協定では、黒龍江の主流を国境としている旨の発言は正確ではない。
- (23) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [19])」。
- (24) 同上。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [50])」。
- (28) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [20])」。
註 (15) で示したとおり、リトヴィノフ外務人民委員による、北京条約により二島がソ連に所属している旨の発言は正確ではない。
- (29) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [20])」。
- (30) 同上。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 同上。
- (34) 同上。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 同上。「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [50])」。
- (39) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-1 [50])」。
- (40) *Правда* № 178, 30 июня 1937. (筆者試訳)。
- (41) 笠原「乾岔子島事件の対ソ作戦とノモンハン事件への影響」64-65頁。
- (42) 「島田文書」(101. 乾岔子島事件記録) 通し番号139 (東京大学社会科学研究所図書館所蔵)。ただし電報番号は『日本外交文書』350頁を参照。
- (43) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-22-2 [30])」。
中村敏『満ソ国境紛争史』(改造社、1939年) 244頁。会見の開始時刻については、東亜同文会『満蘇国境紛争事件の全貌』(東亜同文会、1937年) 25頁では「七月一日午前一時」と表記されており、資料によって若干異なる。
- (44) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-24-2 [87])」。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 「松本文庫 (文書の部) (I-c-22-2 [31])」。
- (48) 同上。
- (49) 同上。
- (50) 同上。
- (51) 同上。
- (52) 同上。
- (53) 同上。
- (54) 同上。「松本文庫 (文書の部) (I-c-22-2 [30])」。
- (55) 「島田文書」(101. 乾岔子島事件記録) 通し番号65-66。
- (56) 同上、通し番号66。
- (57) 同上、通し番号68。
- (58) 同上、通し番号68-69。
- (59) 同上、通し番号71-74。
- (60) 同上、通し番号76。
- (61) 同上。
- (62) *Правда* № 180, 2 июля 1937. (筆者試訳)。
- (63) 「島田文書」(101. 乾岔子島事件記録) 通し番号80。
- (64) 同上、通し番号78。
- (65) 同上、通し番号80-81。
- (66) 同上。
- (67) *Правда* № 181, 3 июля 1937.
- (68) 林三郎『関東軍と極東ソ連軍』(芙蓉書房、1974年) 108頁。
林はソ連が原状回復に同意したことについて、「その背景は知る由もなかった。あるいはその当時進められていた大掛かりな粛清に、なんらかの関連があったのかも知れない。」と粛清が影響した可能性を記している。
- (69) 平井友義『スターリンの赤軍粛清—統帥部全滅の謎を追う』(東洋書店、2012年) 2頁。
- (70) *Известия* № 155, 4 июля 1937. (筆者試訳)。
- (71) 記事の傍線部にある「ヨーロッパのファシスト同盟国」の“同盟国”は、ロシア語では複数形になっており、ドイツとイタリアを指していると考えられる。
- (72) ソ連の日独防共協定への警戒は、一九三八年の張鼓峰事件の研究で指摘されている。乾岔子島事件よりも大規模かつ本格的な軍事衝突となった張鼓峰事件直後の一九三八年八月十一日に、リトヴィノフは各国のソ連代表部に外務人民委員電報を送っており、その中で「ドイツはヨーロッパで手一杯だったため、明らかに紛争の拡大を望んでいなかった」「日本はソ連の意地とドイツから支援を受けることができなかった現実を教訓として得た」と同じくドイツの動向を教訓として発信している。ソ連は張鼓峰事件で、ようやく対日紛争が直ちにドイツの支援を引き起こすものではないという教訓を得ており、その前年に勃発した乾岔子島事件では、まだ日独防共協定の実態について警戒していたといえる。[笠原孝太『日ソ張鼓峰事件史』(錦正社、2015年) 55-56頁]。

本論文はJSPS 科研費JP21K01376の助成及び令和5年度
 日本大学国際関係学部研究費個人研究費の成果に依る。

ジャンル研究と比較文学研究の方法をめぐる試論

—「幻想文学」論を事例に—

井 上 健

Ken INOUE. An Introduction to Genre Criticism and Studies of Comparative Literature: A Case Study of Generic Approach to the Fantastic. *Studies in International Relations*. Vol.43. July 2023. pp.77-88.

The purpose of this paper is an introductory and methodological examination of genre criticism and studies of comparative literature and culture. First, we tried to reorganize the process of analyzing literary works through close reading of literary texts (*explication de text* in French) and positioning the results of *explication de text* in literary history, centering on Leo Spitzer's *Linguistics and Literary History: Essays in Stylistics* (1948) and confirming the importance and validity of genre criticism (or genre studies) in the research of comparative literature and culture. Next, we will give an overview of the historical development of theories and methods of genre research, and take up the history of the fantastique literature (*conte fantastique* in French) as an example of literary genre research, centering on Zvetan Todorov's monumental book: *Introduction à la littérature fantastique* (1970) and its English translation *The Fantastic: A Structural Approach to a Literary Genre* (1973). Finally, mainly from Todorov's point of view, we will analyze Uchida Hyakken's first collection of short stories *Meido* (*The Realm of the Dead*) published in 1922 and its title work "Meido." We will conclude by considering what kind of path can be expected from *explication de text* of Uchida Hyakken's "Meido" to genre research and studies of comparative literature and comparative culture.

キーワード： 文芸ジャンル 比較文学 幻想文学 文学史 内田百閒

1. はじめに

本稿はジャンル研究と比較文学比較文化研究をめぐる方法的試論である。まず、テキスト読解(エクスプリカシオン・ドゥ・テキスト)という基礎作業を経て、その到達点より文学史を展望する行程について、レオ・シュピッツァーの所説を中心に整理を試み、比較文学比較文化研究におけるジャンル研究の必然性、有効性を確認する。続いて、ジャンル研究の理論、方法の歴史的展開を概観し、幻想文学というジャンルの研究史を、その実践例として取り上げる。最後に、ツヴェタン・トドロフおよびそれ以降の幻想文学ジャンル論を視座に、内田百閒の第一短篇集『冥途』の表題作を考察し、そこからジャンル研究、比較文学比較文化研究へのいかなる道筋が展望できるかを掲げて結びとする。

2. テキスト読解から文学史へ——シュピッツァー『言語学と文学史』を中心に——

文学・文化を学問的に考察する際まず起点に据えられるべきは、フランスで「エクスプリカシオン・ドゥ・テキスト (*explication de texte*)」と呼び習わされる、作品テキストの緻密な読解、原典味読という作業である。ウィーン生まれの文体論学者、比較文学者レオ・シュピッツァー (Leo Spitzer, 1887-1960) によれば、「エクスプリカシオン・ドゥ・テキスト」は概ね以下のような段階を踏む [Spitzer 1948 : 19-20]¹。

語義や語源から発してその歴史的脈絡をたどり、文体、言語的特質など、作品の外面的な細部の特徴を分析し、文化史、思想史、表現史的枠組みに照らしつつそれらを分類、統合して、作品の「内なる形式 (*inward form*)」 [19]、「内的生命の核心

(inward life-center)」[19]に迫り、「創造的核
心(creative center)」[29]とでも呼ぶべきものを照
らし出す。次にそこから再びテキストの細部に立
ち戻り、それぞれの細部の意味と評価の確定を図
る。さらに、こうした部分と全体との間の往復運
動を繰り返して、「内的生命の核心」として設定し
たものの有効性を検証し、適宜、その仮説に修正
を加えていく。

シュピッツァーの立論の基底には、第一に、「精
神における創造性は、ただちに自らを言語に刻印
し、言語における創造性と化す」[Spitzer 1948 :
15]、「言語とは「内なる形式」が外部に発露し結
晶化したものにほかならない」[18]という揺るぎ
なき確信があった²。一方で、仮説を構築し、具
体的事象に照らしてその有効性を確認しては、繰
り返し仮説に立ち戻って修正を図るという手立て
は、近代諸科学の方法的基底たる「仮説演繹」な
る論理法である。加えてシュピッツァーの作品分
析の基本姿勢は、シュライアマハー (Friedrich
Schleiermacher, 1768-1834)、ディルタイ (Wilhelm
Dilthey, 1833-1911) の唱えた「解釈学的循環」に
則るものであり、シュピッツァーは自らこれを「文
献学的循環 (philological circle)」[20]と名付けた。

シュピッツァーの文体論、文体批評が常に「言
語学 (linguistics) と文学史を架橋する」[Spitzer
1948 : 11] ものである以上、「エクスプリカシオン・
ドゥ・テキスト」の成果を最終的に定位すべき先
は、広義の文学史でなくてはならない。シュピッ
ツァーは個別作品と文学史との関係を、ラブレー
(François Rabelais, ca.1494-ca.1553) に事よせて、
「ラブレーは一個の太陽系であると同時に、一方
で、ラブレー自身や、その始祖、その後継者がと
もども織り成す、より高次元な系 (すなわち銀
河系) の一員でもあった。文学史家の言う、思想
史、精神史の系譜の内に、ラブレーを位置づけて
やらねばならない」[Spitzer 1948 : 20]と語る。こ
こで「太陽系」とは、「内的生命の核心」すなわち
「太陽」を中心に構成される、自律した円環的な
作品世界の謂いであろう。それはまた、一作家の
作品群の形成する同じく自律した宇宙と、相似形
を成して重なり合う。これに対して「銀河系」と
は、「太陽系」をその内に含む上位空間であると同

時に、「太陽系」とつながりの深い惑星群 (すなわ
ち、作家群、作品群) が、過去から同時代、そし
て未来へと連なる時空間でもある。「ラブレー文
学の本質を、より大きな単位に組み込み、歴史の
流れのいずこかに居を定めてやらねばならない」
[20]とも述べられるように、ラブレーの引く伝
統、ラブレーの影響圏を含む「歴史の流れ」、す
なわち時空間としての「銀河系」こそが、シュ
ピッツァーの思い描く文学史の原像であつたに相
違ない。

さらにシュピッツァーは、「各「太陽系」それ
自体は、固有の、定義しがたい (いわく言い難
い) ものであろうと、それを横切る「思想」史の
流れが幾筋もあって、両者の交点に、偉大な文
学作品が熟成される固有の風土が醸成される」
「偉大な芸術作品は (中略) 作品の文学的にして
言語的な、外面的細部に、その中心たる「太陽」
を宿している」[23]と語るごとく、「太陽」を
中心とする個別作品の自律体と文学史との交点
に、共時態と通時態とがそのように重なり合う
トポスにこそ、傑作が成立する土壌があると見
定めていた。

晩年の講演「方法の発展」(1960)で明言さ
れるように、シュピッツァーの文体批評の基本
姿勢は、作品の自律的小宇宙の中核に作家の精
神・内的生命 (= 「太陽」) を据える点におい
て、ニュークリティシズムとはその本質を異に
し、解釈者の直感を重んじつつも、語源探索か
ら文学史への依拠に至るまで、基本的には歴史
主義に立脚する点において、ジョルジュ・プー
レ (Georges Poulet, 1902-91) などの存在論
的批評あるいは意識の批評とは、明確に一線
を画すものであった [Forcione et al. 1988 :
446]。テキスト細部の分析、テキスト読解の
過程を、仮説演繹法と「文献学的循環」によ
って定式化し、文学史を展望する道筋を提示
したところにこそ、シュピッツァー文体研究の
文芸批評史的意義を求めべきであろう。

その構想する文学史について必ずしも明確な
輪郭は提示されていないが、シュピッツァーに
とつての文学史が、国語 (national language)
で書かれた言語芸術を専らの対象とする一国
文学史の枠を超えた、時代を大きく隔てた作
品間の相互関係を視野に入れたものであつた
ことはたしかである。たとえば、著名なポー
(Edgar Allan Poe, 1809-49)

論「[アッシャー家の崩壊]再解釈」(1952)においては、“atmosphere”(雰囲気、空気、物質的環境などの意)の語源、語義が、同時代ヨーロッパの、環境や「場」の作用をめぐる思想史的枠組みの中に置かれて検討され、議論はポーとほぼ同時代人のフランス作家バルザック(Honoré de Balzac, 1799-1850)にまで及ぶのである[Spitzer 1962: 62-66]。

文学史は通例、時代、思想、文芸思潮、文芸運動、諸流派、ジャンル概念、そして、核に据えられるべき作家、作品によって分節化され、項目化される³。文学史は、すでに定説化されている通時的流れを整理し、体系化して、「太陽系」のテキスト分析、その審美的価値と歴史的価値の確定を経て、通時的な縦軸への再定位を試みる。文学史はさらに、作者と読者とをつなぐ媒体(メディア)に着目して、受容美学の視点から、作品の読者層、読まれ方に光を当て、複数のテキストの影響関係と相関関係、すなわち間テキスト性(intertextuality)について、通時的にまた共時的に考察する。以上の手続きを踏んで、文学史は新たな通時的系統図を、有効な仮説として提示することを目指す⁴。

文学を専ら歴史的に取り扱う方式の牙城が揺らぐのは、ソシユール言語学が、通時性と共時性の二項対立を批評の場に導入して以降の現象である⁵。以来、文学の歴史の記述は、通時性と共時性、歴史と構造の間で振幅を繰り返していくことになる。1970年代にはH. R. ヤウス(Hans Robert Jauss, 1921-97)等による、受容美学の立場からの、文学や芸術は「読者」の受容経験を媒介して初めて歴史過程となりうる、との異議申し立てもあった[Jauss 1970]。しかしながら、文学史という記述形式は、こうした理論や異論をも取り込み、適宜融和を図りつつ、生き永らえて今日に至っている⁶。

比較文学比較文化研究の立場から、シュピッターの言う「言語学と文学史」、「太陽系」対「銀河系」という命題を見渡してみると、あらためて浮上してくるのは、「言語学」と「文学史」、「太陽系」と「銀河系」とを架橋し、さらには、作者、メディア、読者を結びつける機能をも果たす、文芸ジャンル、言説ジャンルというカテゴリーである。ジャンル分類は、純粹に形式的なもの、

テーマや設定など他のカテゴリーに依拠してなされるものにと大別されるが、この双方に目配りして一貫して大いなる関心を示してきたのは、ロシア・フォルマリズム、構造主義系の批評である[Childers & Hentzi 1995: 126]。形式とテーマとの橋渡しをするジャンル概念はまた、(1)形式とテーマそれぞれにおいて、さらにはその両者の結びつき方において、各国・各文化・各言語の固有性を有形無形に反映せずにはおかない、(2)ジャンルはまた、しばしば、国や民族や言語の壁を越えて翻訳され、異なる文化空間の中で新たな生命を帯びていく、の二点において、比較文学比較文化研究の固有の研究対象足りうるものである。

3. ジャンル研究の理論

20世紀批評において、ゲーテからドイツ・ロマン派に至る、抒情詩、叙事詩、劇の鼎立図を再考し、さらなる体系化を試みたのは、ドイツ文芸学の理論家たちであった。ドイツ文芸学、ドイツ解釈学派の中心的存在カイザー(Wolfgang Kayser, 1906-60)は、短篇小説、歴史小説、悲劇、喜劇など「ジャンルと呼ばれるものは完全に異類混交(heterogen)」であって、「グループ分けの原理は完全にまちまち」[Kayser 1948: 330, カイザー: 547]であり、「芸術作品の、あるジャンルへの帰属はその呈示形式によって決まってしまう」[Kayser 1948: 332, カイザー: 550]とする。カイザーにとって、諸ジャンルは詰まるところ「抒情文芸、叙事文芸、劇文芸という三つの大きな現象」[カイザー: 550]に包摂されるべきものであった。これに対してスイスの文芸史家シュタイガー(Emil Staiger, 1908-87)は、この三分類に、より存在論的、精神史的な幅をもたせて、「抒情的なもの」(das Lyrische)、「叙事的なもの」(das Epische)、「劇的なもの」(das Dramatische)の三概念鼎立として再定義する。「抒情劇」にふれて「調子の方が「劇的形式の外観」よりも、その本質にとっていっそう決定的である」[Staiger 1946: 3, シュタイガー 1969: 8]とするシュタイガーにとって、優先されるべきは伝統的様式概念ではなく、「調子」すなわち「抒情的なもの」のほうである。シュタイガー

はこの新たな三幅対を、「透入 (Erinnerung)」、
「表象 (Vorstellung)」、
「緊張 (Spannung)」なる、
存在と意識の様態を指し示す、
ハイデガー的な三
概念で説明しようとする。

一方、一貫して、ジャンルの進化、ジャンル
(再) 編成の問題に進んで取り組んだのが、ロシ
ア・フォルマリストであった。文芸ジャンルとは
常に交替を繰り返す、進化していくものだ。これ
がユーリイ・トゥイニャーノフ (Yury Tynyanov,
1894-1943)「文学的事象」(1924)の議論の前提で
ある。「あるジャンルの崩壊期には、ジャンルは中
心から辺境に移動し、二流の文学 (中略) が中心
に浮かび出てきて、これまでそのジャンルの占め
ていた場所を占拠」[トゥイニャーノフ 1982 : 77]
する「若いジャンルの規範化」現象が生起し、心
理小説が通俗小説に取って代わられていったりす
るのである。

ボリス・トマシェフスキー (Boris Tomasevski,
1890-1957)「テーマ論」(1925)も同じく、旧ジャン
ルの崩壊・分裂から新ジャンル誕生に至る道筋
を原理として掲げ、ジャンル交替は、18世紀叙事
詩からバイロン型ロマン派詩が派生したように、
「高いジャンルが低いジャンルにかならず駆逐され
る」[トマシェフスキー 1982 : 61] 形をとる、と指
摘する。この「高いジャンル」の駆逐は、「高い
ジャンルの死滅」か「低いジャンルの諸手段の高
いジャンルへの浸透」[61] かのいずれかの過程を
踏む。トマシェフスキーの現代ジャンル論への最
大の貢献は、ジャンルが分化を重ね、細分化、具
体化されてついに個々の作品に至る、その分岐
図を構想していた点であろう。「作品は数多くの種
類に分類され、そのうえ、さらに細かく亜種や変
種に区分される。(中略) ジャンルの階段を下って
行くにつれて、抽象的なジャンルの項目から具体
的な歴史的なジャンル (中略) に達し、さらには
個々の作品にまで至る」[64] のである。

ロシアの思想家・文芸理論家ミハイル・バフチ
ン (Mikhail Bakhtin, 1895-1975) は「小説と叙事
詩——小説研究の方法論をめぐって」(1941)に
おいて、いまだ生成途上にある唯一のジャンルで
ある小説を、そのジャンル論の考察対象とする。
規範性を持たぬ未完成のジャンルゆえ、「小説はほ

かのジャンルとうまく折り合いをつけられない」
[バフチン 2001 : 474, Bakhtin 1981 : 5]。小説が
しばしば他ジャンルをパロディ化したり、新たな
意味づけをして自らの構造の内に取りこんでいっ
たりするのはそれゆえであり、文学史家は、文学
的思潮・流派の闘争の歴史の「背後に潜む諸ジャン
ルのより根源的な歴史的闘争や、文学のジャン
ルの骨格の形成と成長」(474)にこそ目を向けな
なくてはならない。「小説と叙事詩」においてバフチ
ンは、小説の時代を、ジャンル批判の時代、ジャン
ルが押しなべて「小説化」されていく時代とし
て明確に位置付けた。小説が主導的ジャンルとし
て君臨する時代には、「文学全体が生成過程にまき
こまれ、一種独特の「ジャンル批判」にさらされ」
[バフチン 2001 : 474, Bakhtin 1981 : 5]、ほかの
残りのジャンルは小説化されることになる。イプ
セン劇やバイロンの長編物語詩のような作品も、
小説の時代においてはみな「小説化」されて供さ
れる。小説が、「みずからのさまざまな変種のうち
のどれひとつとして、けっして安定した状態にとど
めておかない」[バフチン 2001 : 475, Bakhtin 1981 :
6]「自己批評性」[476]をその特性とするジャンル
であるがゆえである。

ロシア・フォルマリスト、バフチンの系譜に位
置する構造主義的なジャンル論の先駆者、カナダ
の文学理論家フライ (Northrop Frye, 1912-91) は
主著『批評の解剖』(1957)序文で、文芸批評の
領域におけるジャンル理論の不在を嘆き、抒情詩・
叙事詩・劇の3類型に代わって、自ら「ミュトス
(mythos)」と名付けたプロット原型による、ロマ
ンス、悲劇、喜劇、アイロニーからなる物語文学
の4類型を提唱し、「ミュトス」の対立、融合の諸
相を検討する。カイザー同様、「文学の諸ジャンルの
区別は、基本的な提示の方式にもとづいている」
(Frye 1957 : 246-247, フライ 1980 : 342) と見な
すフライは、文学の始原に遡って、「エポスとフィ
クションとが文学の中心領域をしめていて、その
両側に劇と抒情詩が位置」[Frye 1957 : 250, フラ
イ 1980 : 346] する構図を想定して、エポス (epos
= 口頭による発話を基礎とする様式) とフィクシ
ョンは、まず「聖典と神話の形をとり、ついで伝承
説話、さらに物語詩と教訓詩 (この中に本来の叙

事詩が含まれる)、及び弁論的散文、最後に小説その他の文章に書かれた諸形式」(347)へと順次移行していく、とする。

フライは、エポス、フィクション、劇、抒情詩というジャンルそれぞれに対応する、固有の語法やリズムにも言及しているが、総じてドイツ文芸学やフライの壮大なジャンル論体系は、シュピッターの言う、「言語学」・「文体」と構造・様式・歴史(文学史)との相関および相克をもたらす力学への、考察の余地を欠いている。さらに、文芸評論家・比較文学者の佐伯彰一(1922-2016)がいみじくも指摘するように、これら壮大な体系は徹頭徹尾、西欧中主義的なもので、「非ヨーロッパ的な文学、とくに東洋、また日本の文学の存在がほぼ丸ごとすっぽ抜けている」[佐伯1976:191]のである。その佐伯はジャンル論構築基準として「原型」と「美的基準」の二点をあげ、日本文学史においてこの両者の交差する地平に目を向けて、「ほぼ三つの原型的パターンの連続がみとめられる。一つは、エロスのなもの優位であり、次には、旅というモチーフ、また鎮魂というモチーフの愛好が目立っている」[191]と主張する。この「三つの原型的パターン」とは、佐伯自身が続けて「内的ジャンル」[192]といういささか曖昧な概念で一括していることから察せられるように、様式、構造、テーマ、モチーフの混成物なのであるが、『源氏物語』、『平家物語』、謡曲(ことに複式夢幻能)、『奥の細道』など、古典文学の主要な系列を眺め渡しただけでも、この三つの「内的ジャンル」が日本文学の固有性の本質に深く関わるものであることは明らかで、まことに的を射た指摘と言わねばなるまい。

以上の佐伯の問題提起と併せ読むとき、ことに示唆的に思われるのは、ロシア・フォルマリスト、バフチンの衣鉢を継ぐ、フランスの構造主義文学理論家たち、なかでも、ジェラルド・ジュネット(G rard Genette, 1930-2018)とブルガリア生まれのツヴェタン・トドロフ(Tzvetan Todorov, 1939-2017)の所論である。

ジュネットは『アルシテクスト序説』(1979)で、抒情詩、叙事詩、劇の鼎立構造が今日なお一定の説得力を有することを認めたくえで、この三

分割には、ジャンル(genre)と様式(mode)との概念上の混同が見られると指摘する。ジュネットによれば、「ジャンルとは固有の意味で文学的な範疇であるのに対し、様式とは言語学(中略)に属する範疇」[Genette 1979:68, ジュネット1986:116]なのである。ここでいう「言語学」とは「語用論(pragmatique)」[116]の、「文学的な」とは「文学的美学的水準に固有の」[Genette 1979:68, ジュネット1986:172]の意であり、「文学はこの美学的水準を他の諸芸術と共有する一方で、それに対立するものとしての文学の言語学的水準を、他のタイプの言説と共有している」[Genette 1979:68, ジュネット1986:172]。ジャンルを語るに際しては、内容と形式の一体化した叙事詩のような「文学的」「美学的」な範疇と、「語用論」的、実際の発話、語りなどの「様式」的範疇とを峻別してかかることが肝要なのである。

ロシア・フォルマリストの嫡子とでも言うべきトドロフのジャンル論『言説の諸ジャンル』(1978)は、「新しいジャンルとはつねに、従来のひとつないしはいくつかのジャンルの変形、すなわち逆転、移動、結合による変形である」[Todorov 1978:47, トドロフ2002:54]という前提から出発する。トドロフのジャンル論の意義は、(1)ジャンルとは「言説的特性の体系化以外の何ものでもない」[Todorov 1978:49, トドロフ2002:57]と明言したこと、そして、(2)「ジャンルは、制度化という側面をとおして、それが流通している社会と通じ合う」[Todorov 1978:51, トドロフ2002:59]として、ジャンルと制度と社会との関係を定式化したこと、の二点に要約することができるだろう。

トドロフの言う「言説的特性の体系化」とは、ジャンルには、文構造同様、「意味論」「統辞論」「語用論」[Todorov 1978:50, トドロフ2002:58]的な三相が包括されているという意味であり、それはまた、ジャンル解析にはテキスト分析と同様の方法が適用可能であることを示唆してもいよう。一方、「読者にとっては〈期待の地平線〉として、作者にとっては〈エクリチュールのモデル〉として機能する」[Todorov 1978:50-51, トドロフ2002:59]ジャンルは、制度化されて流通し、社会と通じ合う。トドロフはここでジャンル論に受容美学

の視点を導入するとともに、「言説的特性の体系化」にはかならぬジャンルが、継承され、書き継がれていく際に、それは何よりも「エクリチュール（言説）のモデル」として機能すると指摘しているのである。トドロフのいうジャンルの「制度化」は、ジュネットの「文学的な範疇」ともども、佐伯の「内的ジャンル」論と重なり合うところが少なくない。

トドロフは『言説の諸ジャンル』（1978）の8年前、ジャンル論の実践としての幻想文学論を世に問うている。次章では、トドロフ幻想文学論の占める位置と意義について概観しておきたい。

4. 幻想文学論とジャンル論

幻想文学というジャンルは、長らく、もっぱら意味論的に考察されてきた。カステックス（Pierre-Georges Castex, 1915-95）の画期的大著『フランスにおける幻想文学（conte fantastique）：ノディエからモーパッサンまで』（1951）によれば、幻想文学は「日常生活の枠の中に、神秘的なものがだしぬけに浸入してくること」、「必然的に、病的な意識の状態と結びつき、悪夢や妄想のごとき現象の内に、苦悩や恐怖の像を投射する」[Castex 1951：8] 文学である。

フランスの社会学者カイヨワ（Roger Caillois, 1913-78）にとって、幻想とはそもそも「現実界の堅固さを前提とするもの」、「日常生活の不変の掟」に生じた「一条の裂け目」[カイヨワ 1978：15] である。「恐怖とのたむむれ」[23] である幻想文学とは基本的に、科学的、近代的思考が妖精物語のような超自然的秘蹟を否定する時代の産物で、1820年から50年にかけて代表的作品群を生み出した、「時代的な同時性」[27] の明瞭なジャンルであった。そこでは「三次元的で、均等な幾何学的空間と（中略）等時的な抽象的時間とが、ともに否定される」[50]、つまり近代的な時空間が空無化され、覆されるのである。

シュネデル（Marcel Schneider, 1913-2009）が『フランス幻想文学史』（1964 / 1985）第二版の序論で、あえてカイヨワとトドロフの所説に言及して、幻想とは「恐怖との戯れ（ロジェ・カイ

ヨワ）でもないし、合理的な解決と非合理的な解決との間で人がためらっている、どちら付かずの瞬間（トドロフ）でもなく、オカルトの変種でも、超自然の発現でもない。これは日常生活の実体験における断絶の所産であり、突然の裂け目である」[シュネデル 1987：16-17] と断っているのは、この書の初版と第二版を分かつ20年間に、幻想文学をめぐる議論の基盤が一変したことを物語っている。その大きな分水嶺になった書こそが、かならぬトドロフ『幻想文学論序説』（1970）であった。

『幻想文学論序説』英訳刊行の1973年以降、英語圏の主たる幻想文学論で、トドロフを参照せずに執筆されたものは稀である⁷。たとえば、ブルック＝ローズは、トドロフ理論のまとめと紹介に自著の一章を割き [Brooke-Rose 1981：55-71]、シーバーズは、幻想文学と迷信・超自然の関りを積極的に解明する視点に立ちつつも、「トドロフは幻想文学研究にとって本質的な多くの問題点に言い及んだ。今日、幻想文学研究への関心が旺盛になったのはトドロフに帰するところ大である」（Siebers 1984：32）と、その業績の先駆性に評価を惜しまない。ホワイトヘッド『19世紀フランスとロシアの幻想文学：「ためらい」を求めて』（2006）は、「幻想文学の批評的探求に、1970年、トドロフによって革命が引き起こされた」[Whitehead 2006：2]、「『幻想文学論序説』最大の不朽の功績は、幻想文学の明快で説得力豊かな定義を提起したこと、それは依然として今日の批評家たちに広く共有されている」[2] と、トドロフの書の革命的意義を称揚し、自著の副題にあえて、トドロフ幻想文学論のキーコンセプトたる「ためらい（hesitation）」を採用している。ちなみに、英語圏でフランス語 fantastique に由来する the fantastic が幻想文学の意で用いられ、定着したのも、トドロフ英訳の刊行に依るところが大きい。

トドロフの幻想文学論は、フライのジャンル研究を批判的に踏まえて、歴史的ジャンルと理論的ジャンル（基本的ジャンルと複合的ジャンルに区分される）を識別するところから出発し、言語学的モデルを文学作品の分析に適用して、語、統語、意味の三相を、文学作品の文、構成、テーマに対

応させ、「構造」と「意味」との一体化を試みる [Todorov 1970 : 24-25]。「幻想」を定義するものは、ある出来事の解釈に際して、超自然的法則を認めるか否かをめぐる決定不能性、「曖昧さ」、「ためらい」(hésitation) であるとの基本認識から、有名なトドロフの幻想三条件——①読者の「ためらい」[文、描写のレベル]、②「ためらい」の作中人物による共有(作中人物と読者の同一化)[構成、意味のレベル]、③「読者がテキストに対して、固有の姿勢で向かうこと、すなわち、「詩的」解釈も「寓意的」解釈もともに拒むこと」[解釈のレベル] [38]——が導かれる。そもそもジャンルとは隣接ジャンルとの差異においてのみ規定しうるものであり、「幻想 (fantastique)」は「怪異 (étrange)」と「驚異 (merveilleux)」という隣接ジャンルとの境界線上に位置するものと考えられる。ここで「怪異」とは、合理的解釈の可能な超自然であり、「驚異」とは受容、承認された超自然である [46-49]。「幻想」を挟んで、「幻想的怪異」「幻想的驚異」なる2つの中間ジャンルが存在する。

「ためらい」は知覚のみならず、当然のことながら、言語表現の諸相にも深く関わる。「幻想的言説 (discours fantastique)」に着目し、特化した考察を施したのが、トドロフ幻想文学論のさらなる功績であろう。トドロフにとって、そもそもジャンルとは「言説的特性の体系化」[Todorov 1978 : 49]にほかならず、幻想文学においては、幻想が比喩表現の本義の意味を物質化したり、修辭的文彩が文字通りに機能して幻想を現出させたりする。まさに「超現実には言語から生じる」[86]のである。

「幻想的言説」のもう一つ重要な特性は、そこでは知覚の仕組みと時間性が強調され、漸進法のごとき、遡って読むことを拒む、不可逆的叙述が優位を占めることである。幻想物語はそもそも「発話行為の機能をことに強調するものだが、同時に、読みの時間というものにも重きを置く」。そして、「読みの時間の第一の特性は、物語の約束事上、不可逆的であるという点にある」[94]のである。文体、叙法に関して、「幻想的言説」は様態表現、不確定性表現を、フランス語の半過去時制のごとき、知覚の曖昧さを助長する時制を効果的に活用する。

「幻想のテーマ (thèmes du fantastique)」につ

いても、それを意味論的なテーマ批評で片づけるわけにはいかない。一貫性を備えた作品内の「いかなる要素(ここではテーマ)も、他の諸要素との関係と切り離して分節化されるはずもない」[108]からである。「幻想の三条件」に照らして重要な「幻想のテーマ」は、「私」「自己」に関わる諸テーマ、つまり、主体と世界との関係、およびその知覚(とりわけ視覚)に深くかかわる「私 (je) のテーマ」の数々——受動性、物理的世界と精神的世界の相互浸透、「汎決定論」「主体客体間の境界線の崩壊」「人格の多重化」「時空間の変形」(126)など——である。だがこれととも、能動性を基軸とする「あなた (tu) のテーマ」との差異において考察されるのでなくてはならない。

「ためらい」のテキスト化である幻想文学は、カイヨワの言う妖精物語など「驚異」の文学と比べると、19世紀に開花した、はるかに短命なジャンルであった。20世紀に入ると、記述された世界全体が合理的・自然法則に合致しない、フランツ・カフカのような文学が登場する。しかし、現実と非現実の境界を問い掛けることを営為とする限りにおいて、幻想文学は依然として、文学の本質を成すものであり続けるはずだ。これがトドロフの結論である。

トドロフの幻想文学論に対しては、その革命的意義を認めつつも、(1)理論モデルの構築を前面に出しながらも、歴史的な知見にも多くを依拠している [Brooke-Rose 1981]、(2)「驚異」から「怪異」への歴史的移行を視野に置いていない [Siebers 1984]、(3)「曖昧さ」「ためらい」をめぐる図式は、幻想文学のみならず、アンチ・ロマンのような現代文学にも適用できてしまう [Brooke-Rose 1981]、などの批判も提出された⁸。

トドロフの提起を踏まえてジャクソン『幻想文学：転倒の文学』(1981)は、幻想文学を、リアリズムに密着しつつ、現実再現の原理を侵犯、攪乱、転倒せんとするジャンルとして、そこから多くのテキストが産出されるモードあるいはラングとして位置づけた。「トドロフの研究は構造主義者の多くと同様、文学形式の社会的・政治的意味合いを考察し損ねている。テキストの効果とその機能の仕方とに、もっぱら光が当てられる。トドロ

フの研究は、文学テキストの形式を、それを文化的に編成するものに関係づけるべく、テキストの外部に向かうことはない」[Jackson 1981: 6] とのジャクソンの評言は、ジェイムスン [Jameson 1981] のジャンル論とその視野を共有し、トドロフに対する生産的な批判足りえているだろう。

幻想文学論のトドロフ後の展開は、トドロフがその構造主義的立論から半ば意図的に切り捨てた、歴史的、社会的、政治的、精神分析的な読解可能性に積極的に光を当てることで、トドロフの切り拓いた領野を批判的に継承する試みの歴史だと言っても過言ではない。幻想文学が執り行う解体、組み替え作業の主たる対象であったはずのリアリズムの概念が、ポストモダニズムの時代に大きく揺らいだこと、テクノロジーの進展やAI技術の革新がリアリティの変容に拍車をかけたこととは、言うまでもなく、こうしたトドロフ後の幻想文学研究史の重要な後景を成している。わが国における幻想文学研究史も、大きくは以上の流れの内に位置づけて考えることができるだろう。次章では、トドロフの理論、およびそれへの批判を視野において、日本近代文学から一つ事例をあげて検討してみたい。

5. 日本的幻想とは何か——内田百閒『冥途』を事例に——

内田百閒（1889-1971）は、岡山の造り酒屋の一人息子として生まれ、第六高等学校在学中の1909年、写生文「老猫」を夏目漱石に送り、批評を乞うた。1910年、東京帝国大学文科大学に入学して上京、ドイツ文学を専攻。1912年より、漱石の元に出入りするようになり、芥川龍之介、久米正雄らの知己を得た。1913年から漱石の新著、合本等の校正に従事して、1916年より、『漱石全集』の編集・校閲に携わり、漱石の仮名遣い、表記の統一のため「漱石全集校正文法」を作成する。陸軍士官学校、海軍士官学校勤務を経て、1920年、法政大学教授としてドイツ語を担当。1922年2月、第一創作集『冥途』（稲門堂書店）を刊行した。

発表当時、この第一短篇集は文壇からはほぼ無視されて、まともに批評対象としたのは、百閒と

同じく漱石門下の芥川龍之介（1892-1927）と、佐藤春夫（1892-1964）くらいのものであった。「漱石先生の「夢十夜」のやうに、夢に仮託した話ではない。見た儘に書いた夢の話である。出来は六篇の小品中、「冥途」が最も見事である。たつた三頁ばかりの小品だが、あの中には西洋じみない、気もちの好いPathosが流れてゐる」⁹と述べる芥川「冥途」（『点心』、『新潮』1921年2月、3月）と、「その本がそつくりそのまま当世百物語だ。不思議なチャムのある作品集だ。（中略）あんな空気の世界をあれだけに表現する手腕が私にあつたら、私も今何か面白いものが書けるのだが、どうも我々の筆は理屈にかなひすぎてみて百物語は書けない」¹⁰と語る佐藤春夫「怪談」（『中央公論』1923年5月）とは、百閒文学の精髓が、「西洋じみない」、西洋文学の模倣ではない、一個の百物語足りえていて、しかも日本の伝統からも一定の距離を置いた固有の世界である、という評価において共鳴し合う。芥川が先の引用個所の後で、「現在の文壇の流行なぞに、囚はれて居らぬ所が面白い」[255]、「しかし（中略）「冥途」の評判は好くないらしい」[255]と付け加えているのも、伝統的な主題、短篇作法とは似て非なるこの短篇集が、徹底して「自由な作物」[255]であり、それゆえ文壇からも一般読者からも受け入れがたいものと見なされた事情を語って余すところがない。

短篇集『冥途』の表題作「冥途」は、「高い、大きな、暗い土手が、何処から何処へ行くのか解らない、静かに、冷たく、夜の中を走つてゐる。その土手の下に、小屋掛けの一ぜんめし屋が一軒あつた。カンテラの光りが土手の黒い腹にうるんだ様な暈を浮かしてゐる。私は、一ぜんめし屋の白ら白らした腰掛に、腰を掛けてゐた」¹¹のように書き出される。「私」はやがて、その「一ぜんめし屋」で隣り合わせになった、まるで影のような男性の一団の、切れ切れに聞こえてくるやり取りから、そこに亡き父がいるのではないかと思う。捕まえた蜂をビードロの筒に入れ、息子と戯れていて、やがて父が痲癩を起す逸話が語られたことから、それが父であることを確信し、「お父様」と泣きながら呼びかけるが、こちらからの声は一切向こうには届かない。やがてその一団は席を立つ。

「月も星も見えない、空明かりさへない暗闇の中に、土手の上だけ、ぼうと薄白い明りが流れてゐる。さつきの一連れが、何時の間にか土手に上つて、その白んだ中を、ぼんやりした尾を引く様に行くのが見えた。私は、その中の父を、今一目見ようとしたけれども、もう四五人の姿がうるんだ様に溶け合つてゐて、どれが父だか、解らなかつた」(66)。全集でわずか2頁少しの短篇「冥途」は「私は涙のこぼれ落ちる目を伏せた。黒い土手の腹に、私の姿がカンテラの光りの影になつて大きく映つてゐる。私はその影を眺めながら、長い間泣いてゐた。それから土手を後にして、暗い畑の道へ歸つて来た」(66-67)」と結ばれる。

闇と光の効果、死と生の境界である土手と道行のイメージ、伝統的家族制を基調とするエディプス・コンプレックス的な父・息子関係と情念の世界。「私」における、徹底した受動性と主体性の欠如は¹²、トドロフの言う「ためらい」「決定不能性」のモチーフを裏書きする。精緻な無駄のない描写。「冷たく」のような触覚的表現の効果的使用。「黒い」闇と「白ら白らした」「白んだ」の対比が形成する黒白の世界。「うるんだ」「ぼうと薄白い」のような、にじむように茫漠とした感覚。こうした表現の連鎖は、「私」と世界との「冷たく」「白ら白らした」関係を湧出させ、トドロフの言う「私 (*je*) のテーマ」を構成する。

『冥途』が漱石の連作短篇集『夢十夜』（『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』1908年7月25日号～8月5日号連載）の影響下に書かれたことは明らかながら、ここで形象化された夢は、純粋な意識の在り様を象っていて、『夢十夜』のような濃厚な意味論的場を提供してはいない。要するに、芥川の指摘したように、「夢に仮託した話ではない」のである。川村二郎の言を借りれば、『夢十夜』のように自己検証の動機を内在させる代りに、『冥途』は無に固着的に反応する心の形だけを示している¹³ということになる。三島由紀夫は、「百間は有無を言はせぬ怪異（そこには思想も意味もない）の精緻きはまる表出によつて、有無を言はせぬ芸術品を作り上げた¹⁴と述べる。三島に言わせれば、「随一の文章家」[443] 百間にとって「言葉の現実喚起の力の重さと超現実超自然を喚起する力の重さ」

[444] とは同義であつて、そこに三島は「現実の事物の絶妙なデッサン力と、鬼気の表出との、表裏一体をなす天才」[444] を見るのである。

百間がその彫琢された言語で描き出す「無に固着的に反応する心の形」や「有無を言はせぬ怪異」が常に、伊藤整の言う「近代の日本人の感覚的な郷里」¹⁵を基底とするものであつた点も見逃すべきではない。この「感覚的な郷里」はほぼそのまま、芥川が語った「西洋じみない、気もちの好いPathos」に通じ合う。さらに、伊藤整によれば、百間は「日本人の心に生きてゐる伝説のかげや肉感や癖や夢想など」[13] を、つまりは、性急な近代化の進行のもと、日々喪失され、潜在化しつつあるアニミズム的感受性の息づく世界を、「冷静に集め取つて来て、それを文学の形に記録する」[13]。しかも、モダニズムやシュールレアリスムに負けず劣らず、「彼のその記述方法は新しい」[13] のである。

すでに検討したジャンル研究の視点から、内田百間の文学をあらためて考察すると何が見えてくるか、以下、その見通し的一端を示して結語に代えたい。

6. むすびにかえて

『冥途』が『夢十夜』（1908）へのオマージュでもあることはすでに定説化されているが¹⁶、その後景に据えておくべきは、漱石の『夢十夜』、『永日小品』（1909）が発表されたのは、文壇に怪談ブームが巻き起こり、欧米心靈主義（spiritualism）の影響が顕著であつた時期であり、『冥途』刊行の1922年には、水野葉舟、野尻抱影により「日本心靈現象研究会」が創設されていた、という事実である。

『夢十夜』から『冥途』への四半世紀はまた、ツルゲーネフ（Ivan Turgenev, 1818-83）、ルナール（Jules Renard, 1864-1910）など、ヨーロッパ文学のスケッチ的短篇小説の精髓が翻訳紹介され¹⁷、水野葉舟の「小品文」から岡田三郎の「コント」に至る、短篇小説ジャンル再編成の時期でもあつた。森鷗外から芥川龍之介へと引き継がれていった西洋近代短篇小説概念の移入と実践の系譜は、関東大震災という文化的切断線、大衆社会とモダ

ン都市文化の本格的到来という現実遭遇して、否応なく自らの刷新と変容を迫られる。川端康成が、掌編小説という短篇小説の新たなあり方を模索、構想して、「日向」（『文藝春秋』、1923年11月）を発表するのは、『冥途』刊行の翌年である。その4年後には、いわゆる「谷崎・芥川論争」が繰り広げられて、小説の物語性と詩的象徴性とが問い直される。今では通例「幻想文学」と訳されるフランス語の *conte fantastique* は、本来は「幻想短篇」「幻想小品」の意であって、日本の *conte fantastique* と呼ぶに相応しい百間の短篇作品は、その意味でも、この時期の日本短篇小説ジャンル再編成の歴史の内に、あらためて位置付けられて然るべきであろう。

百間『冥途』はまた、「幻想空間の東西」¹⁸の問題を、日本的幻想とは何か、幻想の記述はどこからが個別文化に固有のものか、という根源的問いを投げ掛けずにはおかない。多神教的風土、此岸と彼岸の水平的、地続きの連続など、考えるべき事項は多々あるが、ここでは日本的幻想が日本語の構造と深く、緊密に結びついたものである点のみを指摘しておく。たとえば、百間の第二創作集『旅順入城式』（岩波書店、1934年）の表題作「旅順入城式」において、ニュース映画を見ている「私」が、いつしか画面の戦闘の場に引き込まれてしまう、「首を垂れて、暗い地面を見つめながら、重い綱を引張つて一足ずつ登つて行つた。首のない兵隊の固まりが動いてゐる様な気がした」[137-138]のような描写は、主語を省略できる日本語にしてはじめて可能なものである。あるいは、高田衛が上田秋成『雨月物語』を評して用いた「幻語」¹⁹の仕組みを、日本語に根差す日本的幻想の要諦として加えておいてもいいだろう。その意味で、『冥途』をその英訳と合わせ読む試みは益するところ大のはずである²⁰。

わが国において、「幻想文学」(the fantastic) がジャンルとして定礎され、幻想文学研究が理論的に整備されていく起点となったのは、『世界幻想文学大系』(国書刊行会)の刊行が開始され、トドロフ『幻想文学論序説』(朝日出版社)が上梓されて、幻想文学研究に、構造的、機能論的な考察を導入した1975年である。内田百間という文学者、その

第一創作集『冥途』を、日本文学の流れの中にかに再定位させるか、幻想文学というジャンルが認知され、確立されたことで、『冥途』の評価はいかに変容したのか。これもまた今後の重要な検討課題である。

[参照引用文献]

1. テクスト読解、文学史

Childers, Joseph and Gary Hentzi (eds) (1995). *The Columbia Dictionary of Modern Literary and Cultural Criticism*. Columbia University Press. J. チルダーズ, G. ヘンツィ (杉野健太郎ほか訳)『コロンビア大学 現代文学・文化批評用語辞典』松柏社、1998年。

Forcione, Alban K., Herbert Lindenberger and Madeline Sutherland (eds) (1988). *Leo Spitzer: Representative Essays*. Stanford University Press.

Jauß, Hans Robert (1970). *Literaturgeschichte als Provokation*. Suhrkamp. H. R. ヤウス (轡田収訳)『挑発としての文学史』岩波書店、1976年。

Spitzer, Leo (1948). *Linguistics and Literary History: Essays in Stylistics*. Princeton University Press. レオ・シュピッツァー (塩田勉訳)『言語学と文学史——文体論事始』国際文献印刷社、2012年。

Spitzer, Leo (1962). *Essays on English and American Literature*. Princeton University Press.

平野謙『昭和文学史』筑摩書房、1963年。

2. 文芸ジャンル論

Bakhtin, Mikhail (1986). "The Problem of the Speech Genres," Caryl Emerson and Michael Holquist (eds) *M. M. Bakhtin: Speech Genres and Other Late Essays*. Trans. Vern W. McGee. University of Texas Press.

Bakhtin, Mikhail (1981). "Epic and Novel: Toward a Methodology for the Study of the Novel," Michael Holquist (ed). *The Dialogic Imagination: Four Essays by M. M. Bakhtin*. Trans. Caryl Emerson and Michael Holquist. University of Texas Press. ミハイル・バフチン (杉里直人訳)「叙事詩と小説：小説研究の方法論をめぐって」(2001)、伊東一郎ほか訳『ミハイル・バフチン全著作第五巻 「小説における時

間と時空間の諸形式」他』水声社。

Duff, David (ed.) (2000). *Modern Genre Theory*. Longman.

Frye, Northrop (1957). *Anatomy of Criticism: Four Essays*. Princeton University Press. ノースロップ・フライ（海老根宏ほか訳）『批評の解剖』法政大学出版局、1980年。

Jameson, Frederic (1981). *The Political Unconscious: Narrative as a Socially Symbolic Act*. Cornell University Press. フレデリック・ジェイムソン（大橋洋一ほか訳）『政治的無意識——社会的象徴行為としての物語』平凡社、1989、2010年。

Kayser, Wolfgang (1948). *Das Sprachliche Kunstwerk: Eine Einführung in die Literaturwissenschaft*. Francke Verlag. ヴォルフガング・カイザー（柴田斎訳）『言語芸術作品——文芸学入門（第2版）』法政大学出版局、1972年。

Genette, Gérard (1979). *Introduction à l'architexte*. Éditions du Seuil. ジェラルール・ジュネット（和泉涼一訳）『アルシテクスト序説』書肆風の薔薇、1986年。

Staiger, Emil (1946). *Grundbegriffe der Poetik*. Atlantis Verlag. エミール・シュタイガー（高橋英夫訳）『詩学の根本概念』法政大学出版局、1969年。

Todorov, Tzvetan (1978). *Les Genres du discours*. Éditions du Seuil. ツヴェタン・トドロフ（小林文生訳）『言説の諸ジャンル』法政大学出版局、2002年。

トゥイニャーノフ、ユーリー（小平武訳）「文学的事象」（1982）、水野忠夫編『ロシア・フォルマリズム文学論集2』せりか書房。

トマシェフスキー、ボリス（小平武訳）「テーマ論」（1982）、水野忠夫編『ロシア・フォルマリズム文学論集2』せりか書房。

佐伯彰一「文学におけるジャンルとは何か——ジャンル論の現代性」（1976）、芳賀徹ほか編『講座比較文学8 比較文学の理論』東京大学出版会。

3. 幻想文学論

Brooke-Rose, Christine (1981). *A Rhetoric of the Unreal: Studies in Narrative & Structure, Especially of the Fantastic*. Cambridge University Press.

Caillois, Roger (1966). *Images, Images: Essais sur le rôle et les pouvoirs de l'imagination*. Joseph Corti. ロジェ・カイヨワ（三好郁朗訳）『妖精物語からSFへ』《サンリオSF文庫》、サンリオ、1978年。

Castex, Pierre-Geroges (1951). *Le conte fantastique en France de Nodier à Maupassant*. José Corti.

Jackson, Rosemary (1981). *Fantasy: The Literature of Subversion*. Methuen. ローザマリー・ジャクソン（下楠昌哉訳）『幻想と怪奇の英文学III 転覆の文学編』春風社、2018年。

Napier, Susan J. (1996). *The Fantastic in Modern Japanese Literature: The Subversion of Modernity*. Routledge.

Rabkin, Eric. S. (1976). *The Fantastic in Literature*. Princeton University Press. エリック・ラブキン（若島正訳）『幻想と文学』東京創元社、1989年。

Schneider, Marcel (1964 / 1985). *Histoire de la littérature fantastique en France*. Fayard. マルセル・シュネゲール（渡辺明正・篠田知和基監訳）『フランス幻想文学史』国書刊行会、1987年。

Siebers, Tobin (1984). *The Romantic Fantastic*. Cornell University Press.

Todorov, Tzvetan (1970). *Introduction à la littérature fantastique*. Éditions du Seuil; Translated by Richard Howard as *The Fantastic: A Structural Approach to a Literary Genre*. Cornell University Press, 1973. ツヴェタン・トドロフ（三好郁朗訳）『幻想文学——構造と機能』朝日出版社、1975年、『幻想文学論序説』東京創元社、1999年。

Whitehead, Claire (2006). *The Fantastic in France and Russia in the Nineteenth Century: In Pursuit of Hesitation*. Routledge.

金沢大学フランス文学会編（1990）『幻想空間の東西——フランス文学をとおしてみた泉鏡花』十月社。

川村二郎（1973 / 1985）『銀河と地獄——幻想文学論』講談社、講談社学術文庫。

私市保彦（1987 / 1997）『幻想物語の文法』晶文社、ちくま学芸文庫。

澁澤龍彦「幻想文学について」（1970）『ユリイカ』《特集・幻想の文学》青土社、1970年4月号。

高田衛（2000）『新編 江戸幻想文学史』ちくま学

芸文庫。

- 以下、芥川、佐藤春夫、内田百閒からの引用において、漢字は常用字体とした。
- 1 以下、引用個所の出典については、ブラケット内に著者名、著書刊行年、引用参照個所の頁数を明記する。邦訳からの引用である場合は、原著、原著の頁数、邦訳の頁数、の順に記す。邦訳をあげていない外国語文献からの引用はすべて拙訳による。邦訳がある文献についても、本稿の記述との前後関係を考慮して、あえて拙訳を用いたものも少なくない。文脈上、同一の書からの引用であることが明らかな場合は、引用頁数のみを記す。
 - 2 こうした確信をシュピッツァー自身「感覚 (feeling)」（29）と呼んでいるごとく、作品の「創造的核心」を探し当てるために不可欠なのは、シュピッツァーによれば、犀利で鋭敏な感覚であり直感なのである。
 - 3 この段落の記述においては、主に以下の書を参照した。磯田光一「昭和文学史論」『昭和文学全集・別巻』（小学館、1990年）、井上ひさし、小森陽一編『座談会 昭和文学史』全6巻（集英社、2003～2004年）、川西政明『昭和文学史（上中下）』（講談社、2001年）、鈴木貞美編『日本文芸史 表現の流れ 第八巻「現代II」』（河出書房新社、2005年）、松原新一・磯田光一・秋山駿『増補改訂 戦後日本文学史・年表』（講談社、1979年）、筑摩書房『現代日本文学全集』別巻1『現代日本文学史』（筑摩書房、1959年）、『講座 昭和文学史』全5巻（有精堂、1988～1989年）。
 - 4 たとえば、平野謙（1907-78）が昭和文学の「三派鼎立」と称した、「自意識上の文学流派と社会意識的の文学流運動とがおのおの対立しながら、既成リアリズムの文学概念と鼎立していた時期」（平野1963：7）のようなものが想定される。
 - 5 Antoine Compagnon (1983). *La Troisième République des lettres: De Flaubert à Proust*. アントワーヌ・コンパニオン（今井勉編）『文学史の誕生——ギュスターヴ・ランソンと文学の第三共和政』水声社、2020年。
 - 6 ちなみに、アメリカにおいては、Vernon Louis Parrington の *Main Currents in American Thought: An Interpretation of American Literature from the Beginnings to 1920*. (Harcourt, Brace, 1927, 1930.) 以来、Russell Blankenship、V. F. Calverton など、歴史主義的、社会思想史的文学史が断然たる主流で、Robert E. Spillerをはじめとする、文学研究と連携した、文学理論や方法論に意識的な文学史が試みられるようになるのは、第二次大戦後、それも主に1960年代以降のことである。
 - 7 トドロフについては脚注で一度触れるにとどめたエリック・ラブキンは、その数少ない例外と言うべきだろう [Rabkin 1973 : 118]。
 - 8 日本の論者によるトドロフ批判としては、以下を参照。下楠昌哉「書評 トドロフの幻想文学論を越えて」『英文学研究』支部統合号11(0)、251-254頁、2018年。
 - 9 『芥川龍之介全集』第7巻、岩波書店、1996年、254頁。

- 10 『定本 佐藤春夫全集』第19巻、臨川書店、1997年、163頁。傍点は著者。
- 11 『内田百閒全集』第1巻、講談社、1981年、65頁。以下、この巻からの引用は頁数のみを記す。下線部は論者。
- 12 内田道雄『内田百閒——『冥途』の周辺』（翰林書房、1997年）によれば、「冥途」の「私」の受動性は、「何となく」「行方も解らずに」座っていたり、歩いていたりするものと、常に「事実や事件の類に、心情が先行すること」（104）の二種に分けて考えることができる。
- 13 川村二郎『内田百閒論——無意味の涙』福武書店、1983年、151頁。
- 14 三島由紀夫『日本の文学34 内田百閒・牧野信一・稲垣足穂』「解説」、中央公論社、1970年、『三島由紀夫評論全集』第1巻、新潮社、1989年、445頁。
- 15 伊藤整「『昇天』解説」、新潮文庫『昇天』「解説」、1948年、酒井英行編『日本文学研究資料新集22 内田百閒——夢と笑い』有精堂出版、1986年、11頁。
- 16 高橋英夫『無限系列——漱石・龍之介・百閒』（小沢書店、1989年）、および、内田道雄の前掲書の「夏目漱石と内田百閒」「夏目漱石と内田百閒2」の章、参照。
- 17 この時期の代表的訳業に、吉江孤雁（喬松）訳『ツルゲエネフ短篇集』（内外出版協会、1909年）、ツルゲエネフ（草野柴二訳）『散文詩』（新潮社、1910年）、ルナアル（岸田國士訳）『葡萄畑の葡萄作り』（春陽堂、1924年）などがある。
- 18 金沢大学フランス文学会編（1990）、ことに巻頭論文、平川祐弘「幻想空間の東西」を参照。
- 19 高田によれば「幻語」とは「この一枚の皮を剥げば、おそろしく不吉な逆意味や呪詛が臍物のように流れはみ出してくるといふ、その構造」[高田2000：39]の謂いである。
- 20 Uchida Hyakken. *Realm of the Dead*. Translated by Rachel DiNitto, Normai, IL: Dalkey Archive Press, 2006. など。

日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行
令和4年3月17日改正
令和4年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所規程に基づき、国際関係学部国際関係研究（以下「国際関係研究」という）についての必要事項を定める。

(発 行)

第2条 国際関係研究発行者は、国際関係研究所長（以下「研究所長」という）とする。

2 国際関係研究発行については、国際関係研究所運営委員会（以下「委員会」という）において決定する。

(投稿資格)

第3条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

- ① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員
- ② その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種類)

第4条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種類は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第5条 投稿は、1号につき1人1編とする。

(使用言語)

第6条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で委員会が認めたもの

(字数の制限)

第7条 原稿は、字数16,000字以内とする。

2 前項の制限を超える原稿は、委員会が認めた場合に限り認める。

(原稿の作成)

第8条 原稿の作成基準は、別に定める。

(禁止事項)

第9条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第10条 原稿は、電子媒体にて「国際関係研究掲載論文提出票」とともに研究事務課に提出するものとする。

(提出期限)

第11条 原稿の提出期限は、委員会において決定する。

(審 査)

第12条 投稿を受理した原稿（以下「投稿原稿」という）は、委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、委員会が投稿原稿1本につき、委員2名を選任し、審査する。

- 3 研究ノート，資料，学会動向，その他の審査は，委員会が投稿原稿1本につき委員1名を選任し，審査する。
- 4 審査員は，自らが関与した投稿原稿について審査することができない。
- 5 審査員は，当該審査結果について，所定の「審査結果報告書」を作成し，委員会に報告する。
- 6 委員会は，前項の報告に基づき，投稿原稿の掲載可否について審議し，決定するものとする。
- 7 第2項の審査に当たり，論文分野の専門性等により学部内者を選任できない場合は，委員会の承認により学部外者を選任することができる。

(校 正)

第13条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は，二校までとし，内容，文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第14条 国際関係研究の別刷は，1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

- 2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は，投稿者の負担とする。

(著作権)

第15条 国際関係研究に掲載された原稿（以下「掲載論文等」という）の著作権のうち，複製権及び公衆送信権は国際関係研究所に帰属する。ただし，掲載論文等を出版又は転載するときは，研究所長に届け出るとともに，国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第16条 掲載論文等は，原則として本学部のホームページにおいて学内外に公開する。

附 則

この内規は，令和4年4月1日から施行する。

国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行
令和4年3月17日改正
令和4年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 本文は常用漢字、現代仮名遣いとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語は片仮名書きとしてください。
- 3 原稿は、原則として横書きで字数16,000字以内（A4で10ページ程度）とし、次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 4 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 5 英語の表題とアブストラクト（約200語）を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト（約400字）を添付してください。

なお、英語の表題及びアブストラクトは必ずネイティブチェックを受けた上で提出してください。
- 6 引用文献は、本文中に番号を当該箇所の右肩につけ、本文の終わりの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著者名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数（号数は括弧に入れる）、ページ数（始ページ、終ページ）、発行年（西暦）の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著者又は編者名、書名、版次、章名、引用ページ、発行所、その他所在地、発行年（西暦）の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献及び引用ページを明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示を一つの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年) 125 ページ

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号(昭和14年1ページ)

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123ページ又は四宮・前掲『総則』123ページ

末弘・前掲論文15ページ又は末弘・前掲「再検討」15ページ

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", *73 Columbia Law Review*〔又は *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*〔又は *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*〔又は *APD*〕13 (1968), p. 10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

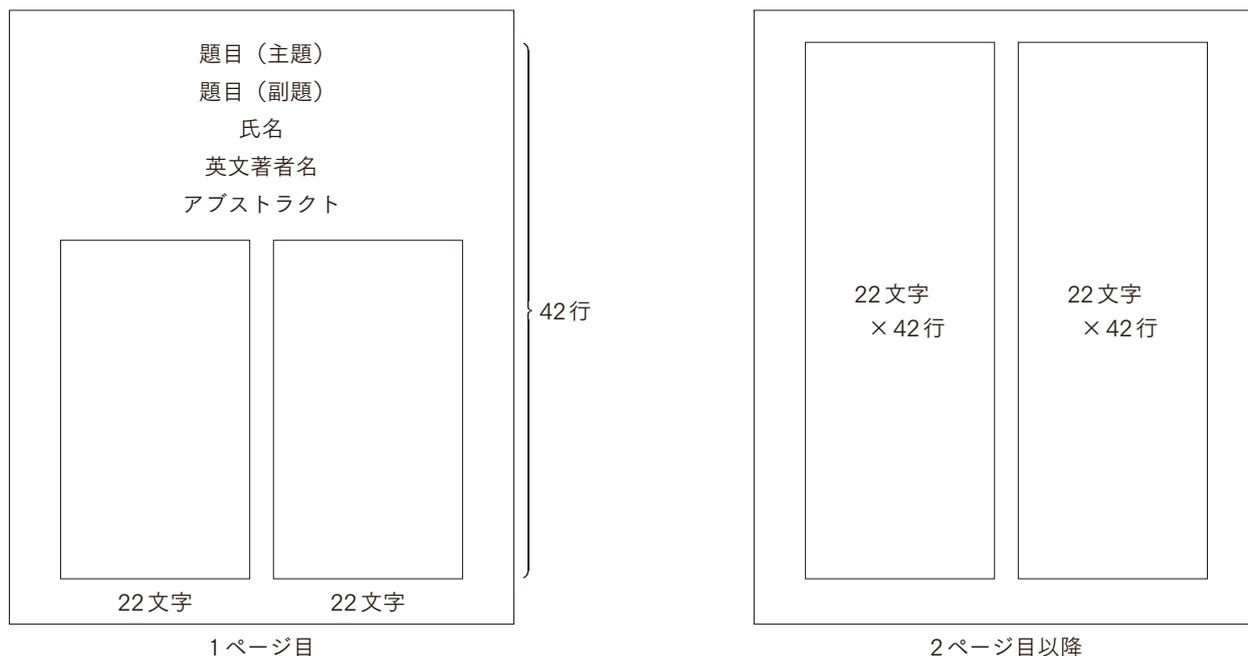
Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p. 202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.*

他のページを引用するときは、*Ibid.*, p. 36

日本文 刷り上り後のイメージ



以上

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS
Vol.43 July 2023
CONTENTS

ARTICLES

- A Consideration on the Reform of ANSEI from the Economic and Fiscal View
..... Mitsuhiro OFUCHI ... 1
- Trends of Diversity and Reconciliation in 21st Century Broadway Award-Winning Productions
..... Michiyo MATSUMOTO ... 11
- An Investigation of the Conditions at Seagoville Enemy Alien Detention Station and Experiences of
Internees During World War II Isao TAKEI ... 25
- Recognition and Practice in Otto Gross Chie WARASHINA ... 35
- Syllable-Final Realization of “Can” by Japanese Learners of English Tomohiko OOIGAWA ... 45
- A study of Intermediate Chinese language Education in Japan
—Standards for intermediate Chinese— Liu YUXING ... 55
- A Study of Japan-Soviet Diplomatic Negotiations in the Kanchazu Island Incident
—A New Hypothesis on Soviet Concessions Kota KASAHARA ... 65

RESEARCH NOTE

- An Introduction to Genre Criticism and Studies of Comparative Literature: A Case Study of Generic
Approach to the Fantastic Ken INOUE ... 77

執筆者一覧

〈掲載順〉

大淵 三洋	日本大学国際関係学部	特任教授
松本美千代	日本大学国際関係学部	教授
武井 勲	日本大学国際関係学部	准教授
藁科 智恵	日本大学国際関係学部	助教
大井川朋彦	日本大学国際関係学部	助教
柳 宇星	日本大学国際関係学部	助教
笠原 孝太	日本大学国際関係学部	助教
井上 健	日本大学国際関係学部	研究員

国際関係研究

第43巻

令和5年7月31日 発行

編集者 渡 邊 武 一 郎
発行所 日本大学国際関係学部
国際関係研究所
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号
電話 055-980-0808
FAX 055-980-0879
印刷所 みどり美術印刷株式会社
〒410-0058 静岡県沼津市沼北町2丁目16番19号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

Vol.43 July 2023

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<https://www.ir.nihon-u.ac.jp/>